

令和 6 年度

事 業 計 画 書

屋 久 島 町

目 次

【 一 般 会 計 】

総務課	• • • • • • •	1
政策推進課	• • • • • • •	4
観光まちづくり課	• • • • • • •	18
町民課	• • • • • • •	28
福祉支援課	• • • • • • •	32
健康長寿課	• • • • • • •	35
生涯環境課	• • • • • • •	42
産業振興課	• • • • • • •	50
建設課	• • • • • • •	57
地域住民課	• • • • • • •	61
会計課	• • • • • • •	62
議会事務局	• • • • • • •	64
選挙管理委員会事務局	• • • • • • •	68
監査委員事務局	• • • • • • •	69
農業委員会事務局	• • • • • • •	72
教育総務課	• • • • • • •	74
社会教育課	• • • • • • •	83

【 特 別 会 計 】

上水道事業	• • • • • • •	89
簡易水道事業	• • • • • • •	92
農業集落排水事業	• • • • • • •	93
国民健康保険事業	• • • • • • •	95
介護保険事業	• • • • • • •	101
診療所事業	• • • • • • •	106
後期高齢者医療事業	• • • • • • •	107
船舶事業	• • • • • • •	111
電気事業	• • • • • • •	112

【 総務課 】

はじめに

我が国は、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少、価値観の多様性、大規模災害、デジタル社会の進展など社会状況は大きく変化しており、行政課題はさらに複雑化・多様化している。

特に昨年末に発生したフェリーとしまの火災、1月に発生した能登地震、羽田空港での航空機事故、昨年11月に本町で発生したオスプレイ墜落事故では8名の若い命が失われるなど、大規模な事故や災害はいつ起こるか予測のつかない状況にあり、行政として人命を優先した迅速な対応が求められる状況となっている。

また、新型コロナウイルス感染症は昨年5月に5類へ移行され、町内の感染者数も減少してきたが、本町のような医療体制の脆弱な地域にとっては引き続き感染者数を注視するとともに、地域経済の活性化にも取り組む必要がある。

のことから、本町まちづくりの指針として定めた第二次振興計画の重点目標として掲げる「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源の中で最大の効果を發揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」のもと、新たな発想を盛り込んだ実効性ある町勢発展を目指す。

1 行政運営

本庁舎建造に伴い職員が集結し行政機能の充実に努め、以後、事務効率や住民サービスを重視し業務を行ってきた。また、人事評価制度の運用や業務の厳格化など新たな要請も求められているが専門職員不足やゆとりある職員配置が難しい状況であることから、業務の見直し整理や外部委託、さらには会計年度任用職員を含め中長期的な視点に立った定員管理を行う。

今後の地域を支え屋久島らしさの追及を目指す行政運営には、職員それぞれがその能力を十分に発揮することが必要であり、昨年に引き続き職員研修への積極的な参加を促しさらなる組織力の強化、職員の能力の向上に努める。

そのために、職員のやりがいを生む業務管理と成果設定により、努力する者が報われる職場環境の構築に取り組むため人事評価制度の適正運用を図る。

また、職員健診やストレスチェックの受診率の向上に努めるとともに、産業医と連携しメンタルヘルスケアに力を入れ、職員の健康保持を図り、仕事の効率性のアップと休職に伴う人材確保の抑制に繋げる。

昨年、閣議決定された「こども未来戦略」において、男性の育児休業取得率の政府目標が、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げられたことに鑑み、本町においても目標値の修正や取得促進に努めるとともに、男性が育児に対し能動的に関わる契機と捉え、多様な人材をいかすマネジメント力の向上や、子育てに理解ある職場風土の形成を図る。

2 文書広報

町報「やくしま」、町ホームページ、LINE、Facebook とそれぞれの機能を生かし、「読みやすく見やすくわかりやすい、見る人を引き付け、誰からも親しまれる」よう、住民の知りたい、住民に伝えるべき情報を伝達し、身近な行政となるよう取り組む。また、LINE アプリの発信内容の充実を図るとともに、より多くの町民にユーザーとなっていただけるよう普及啓発に努める。

3 電算管理

令和元年度から実施してきた「超高速ブロードバンド整備」は、令和4年度をもって町内全域で完了し、引き続き、地域の生活と経済活動を支えるインフラとして適切な管理を行う。

また、全国的にスマート自治体の実現に向け、国の示すシステム標準化を 2025 年末までに完了するためシステム改修について各企業と連携し確実に進める。

個人情報の保護によるセキュリティ強化はもとより、住民の情報資産保護のためにより一層の情報漏洩防止強靱化対策に努め、機器の管理や情報ネットワークの安定稼働、デジタル化による効率化に努め、デジタル化によるスピード化と住民ニーズに応じた質の高いサービスの充実に取り組む。

4 防災・減災事業

火災発生における消火活動はもとより、台風、集中豪雨、地震などの自然災害における救助活動や防除活動、更には事故や災害における救出活動など、あらゆる災害・事故に対処するため、常備消防・非常備消防と地域住民が一体となった消防防災体制の充実を図る。

(1) 消防活動

- ① 少子高齢化や地域連帯意識の希薄化が進む中、消防組織の維持と将来を見据えた強化を推進していく必要があるため、国が定めた基準に基づき消防団員の待遇改善を図り、消防団員の確保に努める。
- ② 消防団員の消防に対する能力・技術のスキルアップを図るため、県消防学校教育研修課程へ積極的に派遣する。また、5月 26 日に町操法大会を開催し、熊毛支部及び県操法大会に出場し、消防団員の消防技術向上を図る。
- ③ 山岳遭難や水難事故発生時に、迅速適切に対処できるよう消防団山岳搜索隊・水難救助隊の訓練を行い、必要な装備の確保を行う。

(2) 防災活動

近年、大規模地震の発生や、局地的な集中豪雨による土砂災害の発生など日本全国でも自然災害による甚大な被害が発生している。本町においては、台風の襲来や気象警報が度々発表されることから、職員のスキルアップを図り不測の事態に備える。

また、災害を未然に防止・軽減するには、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る」という自衛意識のもと、地域・職場・家庭等において互いに協力し、助け合つ

て行動することが重要であり、昨年度実施した国民保護訓練での課題を整理するとともに、避難行動要配慮者への対応等各種マニュアルを整理し、今後の活用を関係機関と連携し災害に強い町づくりを推進する。

(3) 消防防災施設整備

- ① 更新時期を迎えた消防資機材の整備として、南分遣所の救助用資機材、中央分団の水槽付き消防ポンプ自動車を更新し消防力の強化を図る。
- ② 消防水利の整備として、春牧地区に防火水槽1基を新設し、吉田班、榎川班詰所の長寿命化に取り組む。
また、各消防分団や集落からの要望により、消火栓の新設及び消防ホースの更新等を実施し、消防設備の更なる充実を図る。
- ③ 防災行政無線のデジタル化により設備の充実が図られ、災害時において情報伝達に支障が生じないよう、故障による交換、新築や転居等に伴う新設等昨年度に引き続き、戸別受信機を追加購入し安定的な防災情報伝達体制の確立のため、引き続き定期的な保守点検、動作確認を実施する。

5 交通安全対策

屋久島警察署や関係機関と連携し、交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践を促進するなど、町民に広く交通安全思想の高揚を図り、交通事故を未然に防ぐため交通安全対策として次の事業を行う。

- ① 各季に交通安全運動を実施するとともに、警察署、交通安全協会、安全運転管理協議会等関係機関と連携し年間を通じて広報活動を行い、町民の交通安全に対する意識高揚に努める。
- ② 飲酒運転の撲滅に向け各課にアルコールチェッカーを配置し、運転記録簿にその結果を記載することを義務付ける。
- ③ 高齢者の交通事故を抑止するため、鹿児島県が行う巡回交通安全教室や健康長寿課が開催する高齢者向けの交通安全ナイトスクールと連携し高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努める。
- ④ 関係機関と町内各地の道路診断や危険箇所の点検を行い、カーブミラーの設置、交換など交通安全施設の充実を図る。
- ⑤ 交通事故に遭遇した際の補償のため、交通災害共済の加入促進を図る。
- ⑥ 町内小学校新入学児童の登下校時の交通安全を図るため、黄色帽子等を配布する。

6 空港管理及び気象観測業務

鹿児島県から受託する屋久島空港管理業務を適正に行うため定められた訓練を実施するとともに、福岡管区気象台から受託する航空気象観測業務を適正に行う。

【 政策推進課 】

政策推進課では、町の最上位計画である「第二次屋久島町振興計画」の基本構想の下、新たな人口動向分析に基づく「屋久島町人口ビジョン」及び「屋久島町まち・ひと・しごと総合戦略」、並びに、公共施設マネジメントの基本方針として定めた「屋久島町公共施設等総合管理計画」及びこれに付随して具体的な管理方針を定めた「公共施設個別計画」に基づき業務運営を行ってきた。本課においては、令和6年度もこれまでと同様に住民と行政がともに考え方行動する協働のまちづくりを通して、それぞれの計画の基本理念及び重点目標を実現する施策を推進し、客観的な効果検証を実施する体制を構築していく。

本課の業務に関する重要な法令等においては、改正離島振興法が令和5年4月1日から全部施行され、新たに多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、離島と継続的な関係を有する島外の人材活用が目的に明記されたところである。これまで、同法に基づき社会基盤の整備、産業の振興及び移住・定住施策等に取り組んできたが、関連が深い県離島振興計画における施策と合わせて、本土との格差是正や地域の振興を図るための施策を講じていく。

また、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(有人国境離島特措法)に基づく「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」の運用について、①離島住民向け航路・航空路運賃の低廉化、②物資輸送コストの低廉化、③滞在型観光促進、④雇用機会の拡充に向けた設備投資や運転資金への支援事業を実施するため、府内各課と連携した取り組みを維持していく。

1 財産管理係 [財産管理費]

(1) 町有財産の管理

資産の目的及び用途に応じた適正な管理に努めるとともに、未利用資産の貸付け及び払下げを積極的に行うことで、財政の健全化及び地域経済の活性化を促す。また、春田定住促進団地分譲地の販売促進を推進する。

(2) 本庁舎の維持管理

- ① 電気工作物保安管理や消防用設備等を始めとする各種設備の定期点検を計画的に実施する。
- ② 来庁者にとって安全で衛生的に使いやすく、職員にとっては適正な執務環境を保つため、日常的な庁舎内清掃に加え、定期的な庁舎外清掃や除草処理を実施する。また、庁舎外壁の塗替え工事を2か年計画で実施する。
- ③ フォーラム棟・ホール棟・大屋根のひろばの貸館業務については、町民の利用に際してマナー遵守を指導しつつ積極的な利用を促し、本庁舎整備のコンセプトとした町民や来島者に開かれた庁舎の環境整備を図る。

(3) 多目的交流センター（仮称）の整備・管理運営事業

ともに老朽化が著しい屋久島離島開発総合センターと宮之浦体育館の後継施設について、整備事業者を選定するための公募資料作成業務に着手するとともに、業務支援を受けるためコンサルタント業者への業務委託を行う。

(4) 旧支所庁舎跡地利活用計画に関する取組み

旧宮之浦支所及び旧尾之間支所庁舎の解体跡地の進捗管理を行うとともに、計画の変更が見込まれる場合は、旧支所庁舎跡地利活用等協議会を開催するなど、各地区、団体代表者との意見交換を行い計画に反映させる。

(5) 公有物件共済事業

各課が所管する建物の災害共済及び公用車の損害共済について、一般財団法人全国自治協会が行う共済事業への継続加入を行い、各課への共済物件の適正管理を促すとともに、共済対象となる事案についての情報収集に努め、共済事業の適正な運用を図る。

財産管理経費

・公有建物、自動車共済掛金	保 険 料	16,027 千円
・多目的交流センター整備・維持管理事業者選定アドバイザリー業務委託	委 託 料	28,710 千円
・本庁舎外壁塗装工事（フォーラム棟・事務棟）	工事請負費	21,000 千円

2 企画調整係【企画費・統計調査費】

(1) 重要計画等の策定に向けた取組み

令和7年度を初年度とする「屋久島町第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」及び「屋久島町第三期人口ビジョン」の策定に向け、それぞれの基本方針とロードマップを定め具体的な業務を実施していく。また、本策定業務についてサポートを依頼する事業者を選定し、綿密な連携を図りながら現計画から新計画に円滑に移行できるよう努める。

(2) 屋久島高校魅力化プロジェクトに関する取組み

- ① 屋久島町と屋久島高等学校が締結する「屋久島高校魅力化プロジェクトに関する協定」に基づき、みらい留学生への支援や生徒の学力向上を図るためのアプリケーションソフト利用を継続する。
- ② みらい留学生の本町における生活拠点を確保するため、民宿施設を借り上げ寄宿舎として運営する。

(3) 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」に関する事業

本課が主体的に携わる住民・準住民の航路航空路運賃の低廉化事業について、安定的に

利用しやすい運賃を提供するため、県協議会に事業負担金を支出する。

(4) 全国離島交流中学生野球大会に関する取組み

長崎県壱岐島で開催される大会に参加するため、町内の中学生を選抜し、チーム結成から大会参加、解散まで一連の事務を担う。また、大会事務局に参加負担金を支出する。

(5) 空港及び航空路並びに港湾及び航路に関する取組み

- ① 屋久島空港滑走路延伸事業について、国における事業化の進捗状況に合わせ、県港湾空港課と密な連携を図りながら、屋久島空港整備促進協議会及び屋久島空港利用促進協議会の取組みにおいて、遭遇する場面に応じた取組みを積極的に実施していく。
- ② 利用しやすい港湾や航路を目指し、クルーズ船対応の港湾施設の整備に関する要望や、町民の生活を確保するために必要な輸送能力を規定した海上運送法に基づく「指定区間」及び「サービス基準」の維持のため、関係機関と連携を図る。
- ③ 新たな入込客と交流人口の増加に向けた航路支援事業として、宮之浦港に寄港する「フェリー波之上」を運行するマルエーフェリー（株）に対し、航路運航の支援を実施する。

(6) 交通政策に関する取組み

地域幹線バス路線の確保及び維持を図るため、特定の運行系統に支援を実施する。

(7) 統計調査に関する事業

本町統計調査指導員及び統計調査員と連携を図り、実施する統計調査においては、早めの準備及び情報の整理と共有に努める。

企画経費

・総合戦略策定事業	委託料	10,000 千円
・地域みらい留学ネットワーク事業	負担金	880 千円
・町外高校生受入支援金	補助金	2,760 千円
・屋久島高校魅力化事業	補助金	2,211 千円
・寄宿舎運営事業	委託料	3,840 千円
・寄宿舎借上料	建物使用料	4,000 千円
・航路・航空路運賃低廉化事業	負担金	69,550 千円
・全国離島交流野球大会（中学生対象：長崎県壱岐島）	負担金	2,500 千円
・奄美・沖縄—屋久島を結ぶ航路支援事業	補助金	2,625 千円
・地域間幹線系統確保維持事業	補助金	18,121 千円

統計調査経費

・2025 農林業センサス	調査員報酬等	1,565 千円
---------------	--------	----------

3 財政係

○財政運営について

(1) 総括

昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に引き下げられて以降、国内外の旅行客の増加がみられ、観光消費がもたらす町内経済への波及効果が期待されるなどの明るい兆しが見られた。しかし、その後の円安の進行や不透明なウクライナ情勢を背景として、輸入される原材料やエネルギー価格の上昇の影響による物価上昇により、日々の生活を始めとして産業活性化の面においても厳しい状況にある。今後、物価上昇は幾分の落ち着きは予測されているものの改善までは見通されておらず、本土では発生しない海上輸送費の負担なども考慮しなければならないことから、産業振興や各種事業においては効率的かつ効果的な実施が求められている。

令和6年度予算については、歳入の根幹をなす町税は固定資産評価額の減少による若干の減収が見込まれるもの、地方交付税については増額が見込まれており、また、歳出においては、公債費が合併後で初めて12億円を下回るなど財政健全化の方向へ進みつつあり、今後も引き続き中長期視点に立った行財政運営に努めていかなければならない。そして、これまで同様に事務事業の精査や事業の厳選による財政健全化路線を踏襲しながらも、能登半島地震のような不測の事態が発生した際にも町民の皆さまの命と生活を守り支えることができるよう、また、次世代を担う子どもたちが夢や希望を持って輝くことができるよう、町勢発展に向けて長期振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく効果的な事業の実施に努めることとし、さらに、歳入面においても根幹となる町税の徴収強化への取り組みをはじめとする自主財源の確保に取り組むこととする。

予算編成にあたっては、令和6年度中の供用開始を目指す廃棄物処理施設整備の円滑な実施とともに、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するために、国の「重点支援地方交付金」を活用した支援事業、さらには、災害が激甚化・頻発化する中、防災・減災に向けた緊急自然災害防止対策事業などによる災害に強い、安心・安全なまちづくりに努めることとして、一般会計当初予算総額を11,377,000千円とした。これは前年度比273,000千円の減（対前年度比（以下、「同比」）▲2.3%）としたが、財政調整基金からの繰入額は255,245千円（+790千円）となり前年度と同程度であることから、依然として予断を許さない状況での予算編成であるといえる。

(2) 嶸入増減の要因

歳入の増減要因については、増額を見込んだものとしては地方交付税（+95,000千円：同比+2.2%）がある。これは、子ども・子育て政策に対する新たな算定費目の創出や物価高への対応として一般行政経費への加算が見込まれることによるものである。また、地方消費税交付金についても、ここ数年、国の基幹三税（所得税・法人税・消費税）が堅調に伸びていることから増額を見込んだところである。一方で、減額を見込んだものは、町債（▲186,800千円：同比▲13.5%）、県支出金（▲93,666千円：同比▲11.1%）、国庫支出金（▲26,517千円：同比▲1.5%）が主なものとなっている。これらの減は、国庫支出金と町債

を主な財源としている廃棄物処理施設整備における事業費の減少や、県支出金と町債を財源としている栗生漁港の水産基盤機能保全事業において、ここ数年繰越事業となっていることから6年度の事業実施を見送ったことが要因となっている。

(3) 歳出増減の要因

歳出増減の主な要因を性質別にみると、増額については扶助費の増（+103,648千円：同比+6.0%）であり、これは物価高騰対策支援事業の影響が大きく、また、人件費の増（+60,519千円：同比+3.6%）については、令和5年人事院勧告及び地方自治法の一部改正（令和5年法律第19号）の影響によるものである。一方、減額については、普通建設事業費の減（▲353,558千円：同比▲13.6%）が大きく、要因としては廃棄物処理施設整備に係る工事費の減（▲302,200千円）によるものである。その他、公債費の減（▲59,829千円：同比▲4.8%）も主な要因となっている。

次に目的別にみると、民生費の増（+103,063千円：同比+3.8%）が最も大きく、これは物価高騰対策支援事業の実施によるものである。総務費の増（+76,533千円：同比+5.6%）については、多目的交流センター（仮称）整備に向けての経費や本庁舎の適切な維持に要する経費などが影響している。一方、減額となったものは、廃棄物処理施設整備に係る経費を含む衛生費（▲368,494千円：同比▲13.1%）、公債費（▲59,829千円：同比▲4.8%）があり、また、教育費（▲42,491千円：同比▲4.1%）についても、かごしま国体推進費（▲35,552千円）や小学校の体育設備・遊具整備費（▲28,000千円）の皆減の影響により減額となっている。

(4) 自主財源比率の状況

自主財源比率については24.8%であり、前年度（24.9%）から0.1ポイントの減となった。増減要因としては、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入などで諸収入は増加したものの、減額となったものは、繰越金において前年度は地方交付税の追加交付分を例年より余分に計上していたことや、財産収入において子牛価格の低迷や出荷頭数の減などによる町営牧場の収入の落ち込みを見込んだことなどから自主財源比率を減少させる結果となった。住民ニーズにおける多様化・複雑化が一層進んでいる中、各種の要望や課題に柔軟に対応するためには自主財源の確保が不可欠であることから、安定的な自主財源の確保が喫緊の課題であるといえる。

(5) 特別会計について

特別会計について、一般会計からの繰出金及び補助金の総額は854,312千円（▲3,895千円）であり、各特別会計において増減はあるものの総額としては同程度の水準となった。特別会計事業は、法令で定められる事業があるなど町民の生活と密接な関係にあることから、各会計において健全な財政運営に努めることを前提として、運営に支障をきたすことのないように必要な措置は講じていく必要がある。

以下に主な会計の特徴を挙げる。

上水道事業及び農業集落排水事業は、令和2年度からそれぞれ地方公営企業法の全部適用及び財務適用を行ったところである。両事業とも計画的な改修による適切な施設の維持管理、今後の施設及び事業の在り方等についても検討する時期にあると考えられる。

簡易水道事業は、口永良部島本村地区を管轄としており、先に整備した施設の適正な維持管理に努めるとともに、全国的な流れによる地方公営企業法の適用が求められる中、上水道事業との経営統合などに向けて各種手続きが進められることとなっている。

国民健康保険事業については、平成30年4月から持続可能な医療保険制度の確立を図るべく鹿児島県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担う改革がなされた。アフターコロナへの転換により一人当たり医療費が増加傾向にあることから、医療費抑制のために生活習慣病の改善や重複受診・重複服用の減少に向けた保健指導などにより財政健全化への取り組みが求められている。

介護保険事業は、新たな第9期介護保険計画（令和6年度～令和8年度）に基づく事業実施となる。これまで同様に高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療や介護、生活支援などが包括的に確保される体制づくりによる自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みの推進が求められている。

後期高齢者医療事業は、令和2年度の法改正により国保事業・介護事業・後期高齢事業で一体的な事業実施が求められており、後期高齢者医療広域連合と連携を図りながらの事業実施に努めている。また、令和4年度から医療費の窓口負担を2割とする制度改革が行われており、令和6年度は保険料率の見直し年度となる。被保険者が安心して必要な医療を受けることができるよう適正な取り組みが求められている。

診療所事業は、健やかな地域社会づくりを推進するために町内3診療所の安定的な運営に努めているところである。コロナ禍においては診療所収入の増があったものの、平時においては診療所収入だけでは運営をまかなえない状況にあり、一般会計からの繰入金は必須となっている。地域住民の健康及び福祉の増進に支障をきたすことなく、また、過度な繰入金とならないよう配慮しつつ良質な診療の提供が求められている。

船舶事業は、日々の通常点検に加えて集中点検日を設けて細心のメンテナンスを行うとともに、車輌・貨物の横転や荷崩れ防止、船内巡視の強化による「乗客と物資を安全・確実に届ける」ための安全確保・重大事故防止に努めての適切な運航が求められている。

電気事業は、供給区域内への「安全・安心・安定」した電力の供給体制の確立を目指し、所有する設備に起因する停電をなくすことを最重要課題と掲げ、配電設備の強化・充実を図ることで快適な生活を求める住民のニーズに応えるよう努めている。

令和6年度一般会計当初予算案（歳入）

(単位：千円、%)

区分	R6年度	構成比	R5年度	増減額	増減率
自 主 財 源	2,816,416	24.8	2,896,830	△ 80,414	△ 2.8
町 税	1,265,115	11.1	1,270,793	△ 5,678	△ 0.4
分 担 金 及 び 負 担 金	20,538	0.2	21,309	△ 771	△ 3.6
使 用 料 及 び 手 数 料	162,201	1.4	179,108	△ 16,907	△ 9.4
財 産 収 入	82,094	0.7	99,487	△ 17,393	△ 17.5
寄 附 金	229,320	2.0	228,100	1,220	0.5
繰 入 金	929,692	8.2	950,264	△ 20,572	△ 2.2
繰 越 金	32,000	0.3	70,000	△ 38,000	△ 54.3
諸 収 入	95,456	0.8	77,769	17,687	22.7
依 存 財 源	8,560,584	75.2	8,753,170	△ 192,586	△ 2.2
地 方 譲 与 税	95,538	0.8	99,908	△ 4,370	△ 4.4
利 子 割 交 付 金	490	0.0	490	0	0.0
配 当 割 交 付 金	2,698	0.0	1,430	1,268	88.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,683	0.0	2,467	216	8.8
法 人 事 業 税 割 交 付 金	15,492	0.1	17,168	△ 1,676	△ 9.8
地 方 消 費 税 交 付 金	276,545	2.4	249,539	27,006	10.8
環 境 性 能 割 交 付 金	1,853	0.0	4,545	△ 2,692	△ 59.2
地 方 特 例 交 付 金	2,941	0.0	3,101	△ 160	△ 5.2
地 方 交 付 税	4,510,000	39.6	4,415,000	95,000	2.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,154	0.0	1,349	△ 195	△ 14.5
国 庫 支 出 金	1,710,992	15.0	1,737,509	△ 26,517	△ 1.5
県 支 出 金	746,498	6.6	840,164	△ 93,666	△ 11.1
町 債	1,193,700	10.5	1,380,500	△ 186,800	△ 13.5
歳 入 合 計	11,377,000	100.0	11,650,000	△ 273,000	△ 2.3

令和6年度一般会計当初予算案（歳出：目的別）

(単位：千円、%)

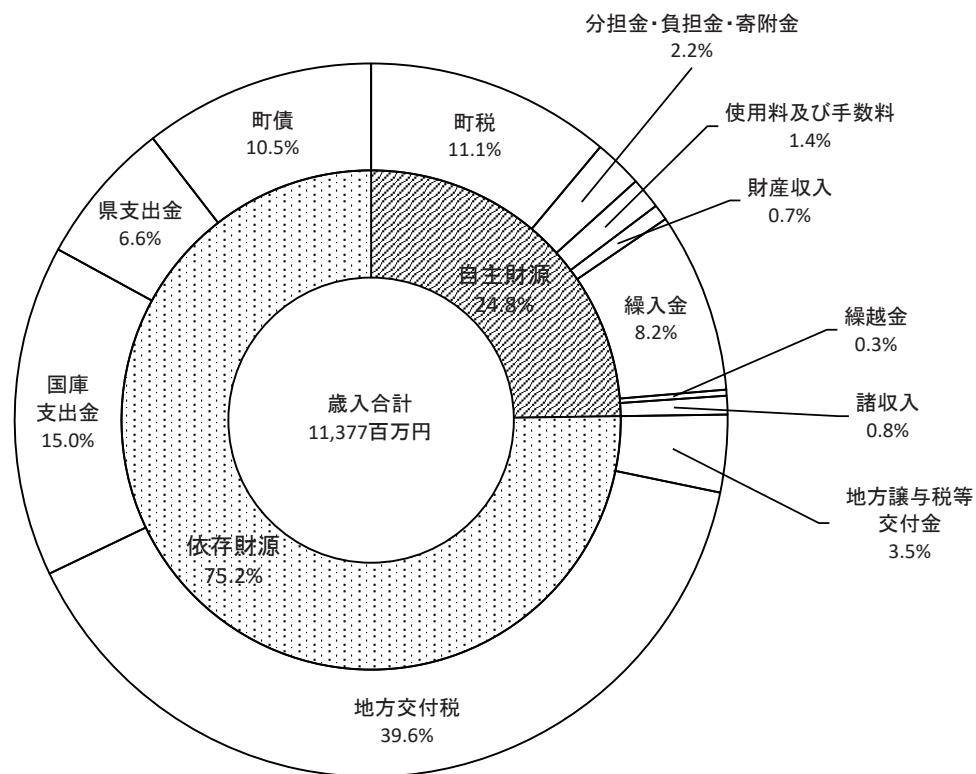
区分	R6年度	構成比	R5年度	増減額	増減率
議会費	111,781	1.0	106,893	4,888	4.6
総務費	1,435,460	12.6	1,358,927	76,533	5.6
民生費	2,822,870	24.8	2,719,807	103,063	3.8
衛生費	2,442,439	21.5	2,810,933	△ 368,494	△ 13.1
労働費	20	0.0	20	0	0.0
農林水産業費	874,057	7.7	901,393	△ 27,336	△ 3.0
商工費	269,032	2.4	270,350	△ 1,318	△ 0.5
土木費	707,318	6.2	659,934	47,384	7.2
消防費	480,644	4.2	486,190	△ 5,546	△ 1.1
教育費	1,003,024	8.8	1,045,515	△ 42,491	△ 4.1
災害復旧費	0	0.0	330	△ 330	△ 100.0
公債費	1,195,053	10.5	1,254,882	△ 59,829	△ 4.8
諸支出金	25,215	0.2	23,688	1,527	6.4
予備費	10,087	0.1	11,138	△ 1,051	△ 9.4
歳出合計	11,377,000	100.0	11,650,000	△ 273,000	△ 2.3

令和6年度一般会計当初予算案（歳出：性質別）

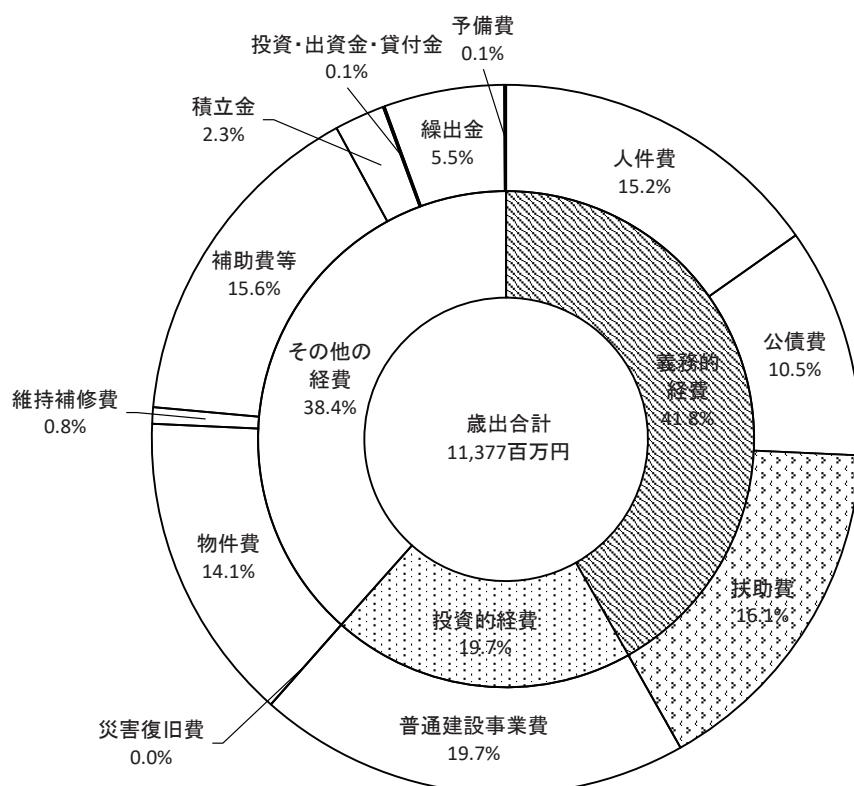
(単位：千円、%)

区分	R6年度	構成比	R5年度	増減額	増減率
義務的経費	4,756,310	41.8	4,651,972	104,338	2.2
人件費	1,732,291	15.2	1,671,772	60,519	3.6
公債費	1,195,053	10.5	1,254,882	△ 59,829	△ 4.8
扶助費	1,828,966	16.1	1,725,318	103,648	6.0
投資的経費	2,246,661	19.7	2,600,549	△ 353,888	△ 13.6
普通建設事業費	2,246,661	19.7	2,600,219	△ 353,558	△ 13.6
災害復旧費	0	0.0	330	△ 330	△ 100.0
その他の経費	4,374,029	38.4	4,397,479	△ 23,450	△ 0.5
物件費	1,609,346	14.1	1,740,350	△ 131,004	△ 7.5
維持補修費	85,999	0.8	62,999	23,000	36.5
補助費等	1,774,311	15.6	1,692,438	81,873	4.8
積立金	260,707	2.3	254,322	6,385	2.5
投資及び出資金	0	0.0	0	0	0.0
貸付金	10,252	0.1	9,252	1,000	10.8
繰出金	623,327	5.5	626,980	△ 3,653	△ 0.6
予備費	10,087	0.1	11,138	△ 1,051	△ 9.4
歳出合計	11,377,000	100.0	11,650,000	△ 273,000	△ 2.3

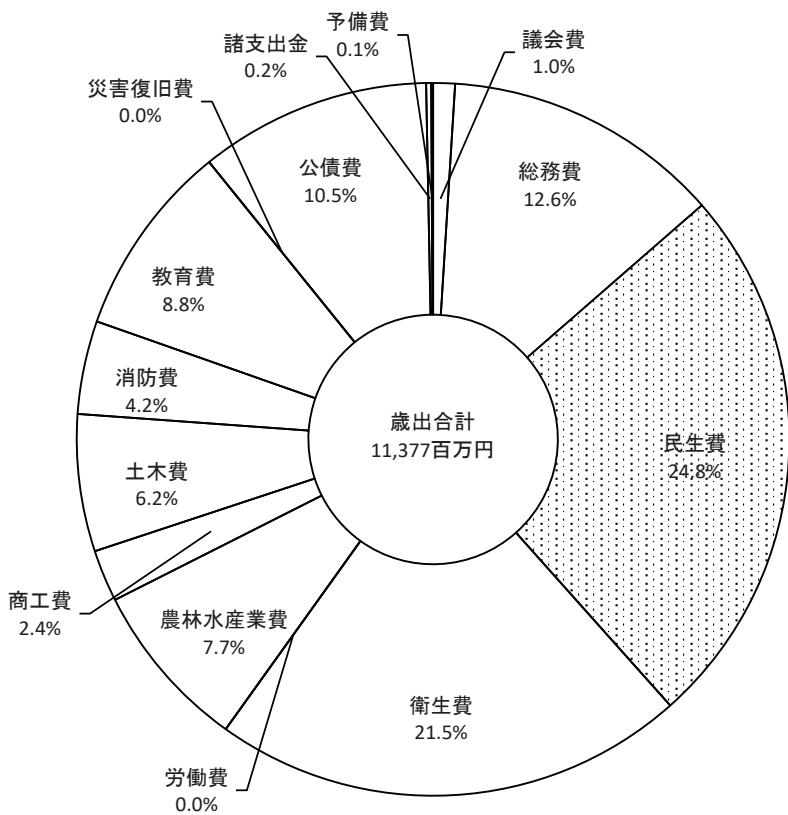
令和6年度一般会計歳入予算案



令和6年度一般会計歳出予算案(性質別)



令和6年度一般会計歳出予算案(目的別)



令和6年度予算における社会保障財源交付金（引上げ分の地方消費税交付金）の充当状況

(歳入)

社会保障財源交付金（引上げ分地方消費税交付金）

167,253 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

2,295,564 千円

(※事務費、職員人件費は除く)

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	町債	その他	社会保障財源 交 付 金	その他
障害者福祉事業	452,968	332,078			24,133	96,757
特別障害児手当給付費	731	547			37	147
移動支援事業	1,380	1,035			69	276
障害者等相談支援事業	10,195				2,035	8,160
身体障害者日常生活用具給付金	2,400	1,800			120	480
障害者支援費	432,000	324,000			21,560	86,440
障害者措置費	3,240	2,430			162	648
特別障害者手当等給付費	3,022	2,266			151	605
高齢者福祉事業	360				72	288
高齢者保護措置費	360				72	288
児童福祉事業	861,466	583,275	10,400		53,458	214,333
児童手当	204,415	160,737			8,719	34,959
児童扶養手当	72,000	24,000			9,582	38,418
児童入所施設措置費	1,840	1,380			92	368
子どものための教育・保育給付（保育所園運営費）	495,009	345,341			29,878	119,790
子育てのための施設等利用給付費	6,740	5,055			336	1,349
特別保育事業	9,895	6,596			659	2,640
放課後児童健全育成事業	60,252	40,166			4,010	16,076
準要保護児童生徒援助費助成金	11,315		10,400		183	732
母子福祉事業	10,659	1,521		27	1,819	7,292
乳幼児健診・乳児健診	243				49	194
妊婦健診	5,381				1,074	4,307
母子集団健診	725				145	580
乳幼児精密健診	45				9	36
乳幼児歯科健診	600				120	480
新生児聴覚検査	159				32	127
産婦健康診査	500	300			40	160
産後ケア事業	1,770	871		27	174	698
妊婦健診補助金	405				81	324
不妊治療旅費補助金	700	350			70	280
新生児聴覚検査費用補助金	30				6	24
産婦健康診査補助金	101				20	81
生活保護扶助事業	390,000	292,500			19,464	78,036
生活保護扶助費	390,000	292,500			19,464	78,036
小計	1,715,453	1,209,374	10,400	27	98,945	396,707

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	町債	その他	社会保障財源 交付 金	その他
社会 保 険	国民健康保険事業	149,481	83,351		13,201	52,929
	国民健康保険事業特別会計繰出金（保険基盤安定：保険料軽減分）	75,039	56,278		3,745	15,016
	" (保険基盤安定：保険者支援分)	36,100	27,073		1,802	7,225
	" (出産育児一時金分)	4,000			799	3,201
	" (財政安定化支援分)	34,342			6,856	27,486
	介護保険事業	206,135	25,500		36,059	144,576
保 健 衛 生	介護保険事業特別会計繰出金（介護給付分）	159,843			31,909	127,934
	" (保険料軽減分)	34,000	25,500		1,697	6,803
	" (地域支援事業分)	12,292			2,454	9,838
	後期高齢者医療事業	66,192	49,644		3,303	13,245
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金（保険基盤安定分）	66,192	49,644		3,303	13,245
	小 計	421,808	158,495		52,564	210,749
保健 衛生	医療施策事業	109,886	57,627	13,800	7,677	30,782
	ひとり親医療費助成金	6,000	3,000		599	2,401
	更生医療給付費	38,400	28,800		1,916	7,684
	療養介護医療給付費	5,820	4,365		290	1,165
	育成医療給付費	216	162		11	43
	重度心身障害者医療費助成金	36,000	18,000		3,593	14,407
	臓器機能障害者旅費助成金	850			170	680
	子ども医療費助成金	22,200	3,300	13,800	1,018	4,082
	準要保護児童生徒医療費助成金	400			80	320
	感染症その他の疾病予防対策事業	17,781			3,550	14,231
保健 衛生	結核健診	1,386			277	1,109
	各種予防接種	16,395			3,273	13,122
	健康増進事業	22,380	702		7,308	2,869
	各種検診	20,610	583		7,308	2,539
保健 衛生	児童各種検診	1,160	64		219	877
	生徒各種検診	610	55		111	444
	診療所事業	8,256			1,648	6,608
	診療所事業特別会計繰出金（施設維持管理経費を除く）	8,256			1,648	6,608
小 計		158,303	58,329	13,800	7,308	15,744
合 計		2,295,564	1,426,198	24,200	7,335	167,253
						670,578

令和6年度予算における入湯税の充当状況

(歳入)						
入湯税					5,375 千円	
(歳出)						
環境衛生施設、消防施設、観光施設、観光振興に要する経費					1,277,363 千円	
						(単位：千円)
事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	町債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	屋久島クリーンサボートセンター設備等修繕	37,000			1,832	35,168
	屋久島クリーンセンター設備等修繕	43,500			2,154	41,346
	ごみ処理施設整備事業	1,104,128	308,999	618,000	166,400	531
	小計	1,184,628	308,999	618,000	166,400	4,517
消防施設の整備	救助用資機材更新（屋久島南分遣所）	9,890		9,800	4	86
	消防車両購入事業（水槽付消防ポンプ自動車）	47,000		47,000		
	消防詰所長寿命化事業（楠川班詰所）	4,300		4,300		
	消防詰所長寿命化事業（吉田班詰所）	4,300		4,300		
	防火水槽設置事業（春牧地区）	9,000		9,000		
	消火栓設置事業	1,050			52	998
	消防施設・消防水利修繕	1,500			74	1,426
	小計	77,040		74,400		131
観光施設の整備	各観光施設修繕	850			42	808
	屋久杉自然館内施設修繕	1,000			50	950
	本村温泉ボイラー修繕	5,500			272	5,228
	小計	7,350			364	6,986
観光振興経費	インバウンド対策事業	5,114			253	4,861
	観光パンフレット増刷（日英併記版・英語版）	1,001		1,000		1
	大型クルーズ船歓迎事業	230			11	219
	サイクリング屋久島負担金	500			25	475
	屋久島町里めぐり推進協議会負担金	500			25	475
	観光誘致促進補助金	500			25	475
	広域観光連携事業負担金	500			25	475
	小計	8,345			1,000	364
	合計	1,277,363	308,999	692,400	167,400	5,375
						103,189

【 観光まちづくり課 】

観光まちづくり課は、屋久島憲章、屋久島町第2次振興計画、屋久島町観光基本計画並びに脱炭素マスター・プランに基づき、自然資源の保護と地域振興が調和する屋久島らしい地域づくりを推進するため、個人・関係機関・地域団体と連携し次の各施策に取り組む。

1 地域活性化対策経費

(1) 地域の活性化に関する事項

19,278千円

令和2年度から実施している集落の活力アップ交付金【令和2年度～令和5年度までの事業】を期限延長（令和6年度～令和9年度まで）し、まち・ひと・しごと創生補助金と共に、引き続き地域の活性化に取り組む。

<集落の活力アップ交付金>

14,100千円

交付金により各集落が自主的に取り組む地域課題の解決を支援する。

歳入

だいすき基金繰入金(集落の活力アップ交付金事業)

14,100千円

<まち・ひと・しごと創生補助金>

2,000千円

屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、本町の基本目標である雇用の創出や交流人口の拡大、人口減少の抑制などを目的とした事業を支援する。

歳入

だいすき基金繰入金（まち・ひと・しごと創生補助事業）

2,000千円

<未来を担う人材育成事業補助金>

1,200千円

地域リーダーの育成に資することを目的として、青少年交流や研修会への参加に要する費用を支援する。

<くちのえらぶ商店運営補助金>

1,000千円

島内の商店存続のために、開業した一般社団法人「火の島」の運営を支援する。

<地域間交流事業（菊陽町・日田市）>

978千円

姉妹都市盟約30周年を迎える菊陽町のすぎなみフェスタや、友好都市である日田市の天領まつりへ参加し、屋久島町のPR等交流を図る。

(2) 地域おこし協力隊に関する事項

26,818千円

地域おこし協力隊は、現在、屋久島で1名、口永良部島で1名が活動しており、令和6年度新たに屋久島で2名と口永良部島1名の採用を予定している。

(3) 移住・定住促進に関する事項

54,112千円

移住・定住の促進対策として、移住体験住宅や各種補助制度により、空き家の有効活用、若年層の島外転出の抑制、U・I ターン者の定住を促進し、人口減少対策に取り組む。

<暮らし体験住宅>

261千円

屋久島島内に4棟設置しており、移住を検討している方や移住の準備をする方が月額1万円で3か月から1年の間利用できる制度である。

<移住定住促進事業>

2,051千円

移住イベントへの出展を積極的に行い、屋久島町の紹介や移住希望者の移住に向けてのサポートに取り組む。

歳入

だいすき基金繰入金（移住定住促進事業）

2,051千円

<移住促進家賃等補助金>

5,000千円

定住を目的として移住した方が、民間の賃貸住宅を借りて移住した場合、初期費用及び家賃の補助を行う。

歳入

だいすき基金繰入金（移住促進家賃等補助事業）

5,000千円

<移住者住宅取得事業等補助金>

25,000千円

新規移住者の住宅取得や空き家の改修及び引越しに係る荷物の運搬料等の移住費用に対する補助を行う。

歳入

だいすき基金繰入金（移住者住宅取得事業等補助事業）

25,000千円

<移住支援金>

9,800千円

鹿児島県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的として鹿児島県と協働して、かごしま移住就業・起業支援事業のうち移住支援金を町で交付する。

歳入

かごしま移住・就業・起業支援事業補助金（県補助金）

7,350千円

<婚活事業>

3,000千円

人口減少対策の事業として婚活事業を実施する。

歳入

だいすき基金繰入金（婚活イベント事業）

3,000千円

＜結婚新生活支援事業補助金＞ 9,000千円

町内において、若者がそれぞれ希望する年齢で結婚することができる環境を整備することを目的に、婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用、住宅リフォーム費用を対象に補助を行い、希望出生率の上昇や、少子化対策に繋げ、地域の活性化を図る。

歳入

だいすき基金繰入金（結婚新生活支援事業）	4,500千円
結婚新生活支援事業補助金（県補助金）	4,500千円
合計	9,000千円

(4) ふるさと納税に関する事項 297,251千円

全国的に人気の高い農産物や海産物など、新たな返礼品の掘り起こしやPRを引き続き行い、寄附額の増加及び地域の活性化に寄与することを目指す。

また、全国にアピールできるだいすき基金の活用事業についても検討する。

寄附金は屋久島町だいすき基金に積み立て、基金の用途については屋久島町だいすき基金使途検討委員会において、各課からの要望を検討し充当事業を決定する。

歳入

屋久島町だいすき寄附金	200,000千円
だいすき基金繰入金	100,000千円
合計	300,000千円

(5) 男女共同参画に関する事項 527千円

男女共同参画については、本町で2名委嘱されている鹿児島県男女共同参画地域推進員と協力して、男女共同参画社会の実現を目指す。

2 環境対策費

(1) 屋久島総合自然公園管理事業 18,122千円

ヤクシマシャクナゲをはじめとした屋久島の固有・希少植物の保護増殖を目的とした野生植物園の運営、広場及び野外ステージなどの公園管理を行う。

また、園内にある特殊公衆浴場温泉施設「ゆのこのゆ」の管理運営を行い、町民及び観光客の利用促進に努める。

歳入	屋久島総合自然公園使用料	95千円
	屋久島総合自然公園温泉施設使用料	415千円
	苗木売払収入	540千円
	合計	1,050千円

(2) エコツーリズム推進事業 4,584千円

屋久島憲章の理念に基づいた、屋久島の自然や文化の保全と持続的な活用により、地域振興及び観光推進に努めるため、屋久島エコツーリズム推進協議会事務局として、全体構想に

位置付ける特定自然観光資源の検討を引き続き行う。

また、屋久島観光に訪れる旅行者の皆様に、質の高い体験と安心安全をお届けできるよう、公認ガイド制度の普及、拡充に努めるとともに、屋久島公認ガイド読本「屋久島学」の改訂に取り組む。

令和5年度には、3年ぶりとなる永田浜ウミガメ上陸産卵観察会を開催、並行して特定自然観光資源への指定協議を実施した。これに併せ全体構想の改訂を行い、永田浜の特定自然観光資源指定について取り組む。また、栗生浜や中間浜、一湊浜など島内の上陸産卵地における保護と適正利用に取り組む。

歳入	ウミガメ保護監視員設置費補助金（県補助）	612 千円
	だいすき基金充当（ウミガメ保護調査事業）	2,000 千円
	合計	2,612 千円

(3) 世界自然遺産関係事業 259千円

屋久島世界遺産地域管理計画に基づき、世界自然遺産地域連絡会議をはじめとした諸会議をとおして、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関と連携を図る。令和3年度から始まった管理計画の改訂に向けた作業部会では、地元自治体として積極的に協議に参加していく。

また、国内の世界自然遺産地域を抱える自治体で構成する世界自然遺産地域ネットワーク協議会が徳之島で開催予定となっている。

(4) ユネスコエコパークの取組み 183千円

平成28年3月に拡張登録が認められた、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークとして、国内に10地域登録されている、ユネスコエコパーク登録地と連携を図る日本ユネスコエコパークネットワーク活動により、情報発信や普及活動を行い、観光推進を図る。

さらに、日本ユネスコエコパークネットワークと連携協定を締結している（公財）イオン環境財団との連携を図り、イオン店舗におけるユネスコエコパークフェア等への取組みを図る。

(5) 権限移譲事務

県ウミガメ保護条例ウミガメの捕獲行為等の許認可事務及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づく国立公園内における各種行為の許可申請に係る進達業務を行う。

令和6年度の交付額は、令和4年度処理件数の実績による算定である。

歳入	権限移譲交付金（県交付金）	
	自然公園法関係	161 千円
	ウミガメ保護条例関係	58 千円
	合計	219 千円

(6) 自然に親しむ集い 12千円

国立公園の健全な利用と価値を町民に普及するために、環境省、屋久島環境文化財団との連携により、自然に親しむ集い（各1回）を開催する。

(7) 脱炭素社会の実現へ向けた取組み 45,800 千円

屋久島では、豊富な水資源を活用して、年間発電量の99%以上を再生可能エネルギーである「水力発電」で賄っており、発電時に二酸化炭素をほとんど排出していない。このクリーンな電力を活用し、二酸化炭素排出量の多くを占める運輸部門での排出量削減へ向けて、町内の個人法人へ電気自動車の導入補助を行うとともに、令和6年度より本町公用車の電動化に年次的に取り組む。

令和5年12月11日には「屋久島町ゼロカーボンアイランド宣言」において、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す旨の決意表明を行った。これにより、官民一体となり、更なる二酸化炭素の削減や、水素、アンモニア等の次世代エネルギー導入、燃料電池を活用した新たなモビリティーの導入等に取り組むとともに、屋久島町地域脱炭素マスターplanに基づき、屋久島町地球温暖化実行計画（区域施策編）の策定を行う。

歳入	だいすき基金充当（電気自動車等導入促進事業）	24,800 千円
	だいすき基金充当（電気自動車（公用車）等購入事業）	14,850 千円
	合計	39,650 千円

(8) 屋久島学ソサエティの活動支援

町民と研究者が屋久島学を通じて連携し、地域の課題解決と地域づくりに向けた付加価値化につなげる屋久島学ソサエティの運営を支援する。

(9) 海中環境保全等事業 9,500 千円

屋久島憲章にも謳われているように、いつでどこでもおいしい水が飲める水環境の保全と創造を行うため、屋久島の自然環境の保全と活用に取り組む。

令和4年度より継続実施している本事業は、海底・海岸清掃をはじめとする保全の取り組みを地元の団体や関係機関と連携し、継続して実施できる仕組みを検討する。

また、令和6年度においても事業者教育を実施し、町内のダイビング事業者等へ環境配慮型のダイビング等の実施と、国連環境計画等が実施する環境に配慮したダイビングの国際的なガイドライン「green fins」の導入を推進、海における利用と保全のバランスを図る取組みを実施するとともに、屋久島の海の魅力発信と交流人口の増加を目指し取り組む。海の特設サイトについても最新情報を更新するとともに、ルールやマナーの啓発を行う。

歳入	だいすき基金充当 (海・山・川のつながりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト)	9,500 千円
-----------	---	----------

3 山岳部保全対策費

(1) 山岳部保全利用対策 85,062 千円

屋久島山岳部保全利用協議会の事務局として、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金事業を活用して山岳部の保全と利用に係る施策を協議する。

なお、町事務局では山岳部環境保全協力金の収受管理、し尿搬出業務の執行、バイオトイレ・淀川登山口トイレ・携帯トイレブースの管理など施設の維持管理を行い、現地事務局では職員管理や荒川登山バス運行や町道荒川線の通行規制に係る業務を主に行う。

また、令和4年度に環境省が策定した、「屋久島山岳ビジョン」に基づき、山岳部における山岳トイレの在り方や持続可能な処理方法など、課題解決に向け関係機関と連携した協議や取組みを進める。

歳入	世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金	29,000千円
	世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金繰入金	30,200千円
	弁償金	1,200千円
	合計	60,400千円

4 観光費

エコツーリズムによる世界自然遺産「屋久島」の価値創造と観光立町を基本理念とする「屋久島町観光基本計画」に基づき、これまで各種誘客施策に取り組んできたところである。

「屋久島町観光基本計画」の計画期間が令和7年度に終了することを見据え、計画期間終了後も引き続き観光振興を戦略的に推進するため、本町の観光推進の指針となる新たな計画の策定に向けての取り組みを推進する。

また、コロナ禍により交流人口が減少し、大きな影響を受けた本町観光産業の回復を支援し、地域経済の活性化を図るためにも、国内観光の需要に迅速かつ的確に対応しつつ、本格的なインバウンドの回復に向けた受入態勢の充実や強化を図りながら、積極的に観光客の誘致を推進する。

事業の推進に当たっては、関係機関や関係団体、観光事業者との連携を図りながら、観光産業はじめとする町内経済の活性化に寄与する効果的な事業を展開する。

1 観光推進に関する事項

(1) 観光基本計画策定事業	3,300千円
----------------	---------

「屋久島町観光基本計画」の検証や課題の整理・分析を行い、コロナ禍による観光を取り巻く環境や社会情勢等の変化に対応した実効性のあるものにするため、本年度から令和7年度までの2カ年で、「第2次屋久島町観光基本計画（仮称）」の策定を行う。

(2) 観光動態調査事業	1,170千円
--------------	---------

本町を訪れた国内外の観光客の属性やニーズ等を把握・分析するため、アンケート調査を実施、効果的な観光施策の展開に活用する。

2 国内誘客に関する事項

(1) 国内向け観光PR事業	10,000千円
----------------	----------

観光客の誘客促進を図るため、首都圏や関西圏、福岡県などを中心に、関係機関等と協力した多角的なPR事業を展開する。また、町独自で実施している観光動態調査の結果から地域やターゲット層を絞った効果的なPR活動を展開することで、より一層の来訪を促進する。

また、主要都市の私立中学・高校をターゲットとし、環境教育をテーマとして制作した教育旅行案内動画などを活用したPR活動を展開することにより、教育旅行の誘致を図る。

歳入 だいすき基金 10,000千円

(2) 滞在型観光促進事業

13,734千円

「もう一泊」したいと思わせる効果のある地域性、独自性のある着地型観光商品の開発と販売に取り組む。本年度は、本町の観光資源の活用や滞在延伸に繋がる着地型旅行商品の造成や販売を行う旅行会社に対し、経費の一部を補助することにより、滞在型旅行を促進し、観光消費額の増加を図る。

歳入 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（国5/10、県1.5/10） 8,927千円

(3) クルーズ船誘致・受入事業

261千円

昨年度から外国船籍のクルーズ船受入が再開され、宮之浦港火之上山埠頭にも多くのクルーズ船が寄港したところである。本年度も国内外から多くの寄港が予定されており、本町ならではのおもてなしができるよう関係機関や地域団体の協力を得ながら、受入体制の整備をはじめ、観光消費の拡大に繋がる取り組みを進める。また、歓迎セレモニーや出港時にイベント（伝統芸能披露など）を実施することにより、本町への寄港を有意義なものとすることで、継続的なクルーズ船の誘致を図る。

3 インバウンド推進に関する事項

(1) 国外向け観光PR事業

3,000千円

これまでのデジタルマーケティングなどで得たデータを活用し、誘客市場として有益である台湾や香港などの東アジアや欧米豪市場を中心に、継続して認知度の向上を図る。全国的に各国際路線は回復傾向にあることから、インバウンドの本格的な回復や鹿児島空港からのアジア路線の復便を見据えプロモーションを展開することで、来訪を促進する。

歳入 だいすき基金 3,000千円

(2) インバウンド対策事業

6,115千円

本町を訪れる外国人観光客に対するおもてなしや観光環境の利便性向上を図るために、町ホームページや観光看板等の観光情報の多言語化を推進する。また、英語版の総合案内冊子等を作成（修正や最新情報への更新）し、観光関連施設に提供することにより、外国人旅行者への観光情報発信や各施設における各種案内を支援する。

歳入 だいすき基金 1,000千円

4 観光情報発信に関する事項

(1) 観光パンフレット等による情報発信

3,750千円

観光地間競争が激化する中で、旅行先を選定するためには“旅マエ”情報の提供が非常に重要なポイントとなることから、観光パンフレットや観光ポスターを活用し、本町の魅力を発信することで来訪の促進を図る。

歳入 だいすき基金 3,750千円

(2) WEB サイト等による情報発信

198千円

町ホームページをはじめ、これまでに制作した観光PR動画サイト(A Fulfilling Journey)や滞在型観光 PR サイト（屋久島にもう一泊）を活用し、タイムリーな情報発信に努め、交流人口の拡充を図る。また、英語ページを充実させることで、より幅広い情報発信に努め、国際的な認知度の向上を図る。

(3) SNS 等による情報発信

町公式 Instagram や YouTube を活用し「屋久島町の魅力」の情報を発信する。今後さらなるフォロワーの獲得を目指し、潜在的な屋久島町ファンを増やすことにより、来訪の促進を図る。

(4) 観光素材データ整備

四季折々の観光素材データを収集・整理・保管し、各メディアや旅行会社等へ PR ・ 提供を図る。

5 他地域と連携した観光振興に関する事項

(1) 指宿・屋久島広域観光推進協議会

564千円

高速船で繋がる指宿・屋久島の周遊観光を促進するため、両地域の特色を最大限に活かした観光ルートの PR や旅行会社へのプロモーションを実施する。

(2) 黒潮連携

世界文化遺産を有する鹿児島市、世界自然遺産を有する本町、同じく世界自然遺産の奄美市と連携し、世界遺産を巡るクルーズ船の誘致活動を実施する。

(連携：鹿児島市、奄美市)

(3) 観光かごしま大キャンペーン推進協議会

968千円

新しい観光かごしまの魅力を全国的に PR するため、県内の関係機関や団体、業界等と一体となって積極的な観光広報宣伝を展開することによって、県内各地への観光誘客を図る。本年度も継続して県外に向けた積極的なセールスやプロモーションを展開するほか、重点戦略地域として参画することにより、一層の観光誘客を図る。

(4) 世界自然遺産を活用した観光振興事業

423千円

国内において世界自然遺産登録地を有する各自治体が連携し、世界自然遺産のブランドイメージを活用した観光振興事業におけるシンポジウムや商談会に参加し、旅行会社への商品造成折衝等を行う。

(連携：東京都、北海道、青森県、秋田県、鹿児島県、沖縄県)

(5) 観光事業者団体等への支援

本町観光の窓口となる屋久島観光協会と連携し、効率的かつ効果的な業務が遂行でき

る体制を整える。また、誘客に繋がる各種団体の活動に対し、支援と適切な助言を行う。

① 屋久島観光協会補助金	12,000千円
② サイクリング屋久島負担金	500千円
③ 屋久島町里めぐり推進協議会負担金	500千円
④ 観光誘致促進補助金	500千円
⑤ 観光推進事業補助金	1,280千円
⑥ 屋久島レクリエーションの森保護管理協議会運営資金貸付金	3,000千円

5 観光施設整備費

観光客をはじめとする利用者の満足度を高めるため、指定管理者制度の導入や業務委託等により管理運営の質的向上と効率化を図り、観光施設を適切に維持管理することで町内観光の振興を図る。観光施設は、広範囲にトイレ・公園等が点在しており、老朽化による故障も相次いでいることから、計画的な改修を進めながらも抜本的な改善と今後の施設のあり方が求められている。利用者の安全と衛生保持を基本に、清掃美化に取り組みつつ、必要に応じて代替施設を検討する等の適正管理に努める。

1 観光施設の維持管理に関する事項

(1) 指定管理者による管理運営 2,674千円

指定管理者制度の導入により、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図ることで、観光振興と地域の活性化を目指す。

① 屋久島青少年旅行村	(令和4年度～令和6年度)
② ヤクスギランド休憩施設「森泉」	(令和3年度～令和7年度)
③ 志戸子ガジュマル公園	(令和3年度～令和7年度)
④ 口永良部島本村温泉	(平成6年度～令和10年度)

(2) 業務委託等による維持管理 37,376千円

観光施設等は、山岳から里地まで広範囲に点在することから、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、業務委託または会計年度任用職員による一元管理により各施設の適切な維持管理に努める。

① 山岳部施設	13,205千円
② 里地施設	24,171千円
歳入 県委託金	12,860千円
雜入	2,850千円

(3) 海水浴場の開場に係る運営管理 5,935千円

重要な観光資源である夏期海水浴場の運営にあたり、町内3カ所の海水浴場における水難事故の未然防止のため、場内監視体制の強化・充実を図り、観光客等の利用者に安心で快適な海水浴場を提供する。

(業務委託費、水質検査手数料、サメ除けネット設置、浄化槽)

6 屋久杉自然館管理費

「屋久島のすべてを語る総合博物館」として、歴史や文化に限らず観光情報等の発信に努めると共に、「地域の博物館」として町内外の教育機関や旅行者、町民まで幅広く入館いただける施設として、展示の充実を図りつつ、次世代に引き継ぐべき貴重な収蔵資料の保存と活用を行う。

1 施設の管理運営に関する事項

(1) 施設の維持管理 41,581千円

施設内外を適切に維持管理することにより、入館者の満足度を高め、町内観光の振興を図る。また、老朽化による故障も相次いでいることから、随時補修を行い施設の長寿命化に取り組むほか、大規模改修に向けた検討を進める。

歳入	入館料、使用料、行政財産占有料 11,063千円	
	書籍等売扱収入	5,220千円

(2) 施設の利用促進 609千円

展示内容の充実や写真展・特別展の実施、近隣施設と連携したイベント等を開催することで、利用の促進を図る。本年度は、例年の写真展に加え、世界自然遺産登録30周年を機に実施した巨樹・著名木調査の結果などを活用し、『屋久杉』に関連した特別展やイベントを開催し、入館者の増加を図る。

【 町民課 】

戸籍・住民基本台帳の管理、町税全般の賦課徴収等の行政運営の基盤となる事務を法令や通達に基づき適切に執行する。また、各種届書、申請の受付や証明書の発行、徴収など様々な場面で町民と接することが多いことから、各窓口で同様の対応ができるよう地域住民課と情報共有を図り、公平な行政サービスを提供する。

戸籍制度では、令和元年度戸籍法改正の5号施行日（令和6年3月1日）を迎える戸籍証明書等の広域交付等が始まった。これにより本籍地以外の市区町村でも自身の戸籍証明書等を取得でき、従来、戸籍証明書等の添付が義務化されていた戸籍届に関しても省略できるようになった。令和6年度に関しては戸籍記載事項に振り仮名を追加するためのシステム改修等を予定している。

住民基本台帳制度ではマイナンバーカードと被保険者証の一体化が予定されていることから、円滑に事業運営できるよう国の動向を注視しつつ、マイナンバーカード普及の取り組みを実施する。

税務事業については、町民の生活スタイルの多様な変化や交通弱者にも対応するため、スマートフォン等の電子決済アプリや口座振替を推進する。徴収事務については、税の公平性、収納率向上に向けた取り組みとして、預金、不動産等の財産調査の強化を図り、悪質滞納者の滞納処分を実施する。

1. 戸籍・住民基本台帳事務等（住民係）

戸籍法及び住民基本台帳法、番号利用法等の関係法令に基づき適正かつ丁寧で迅速な対応に努めるとともに、文書や電子情報を厳格に管理し個人情報を保護する。

（1）戸籍

戸籍は日本国民の国籍とその親族的身分関係を登録し公証する制度であり、民法、戸籍法などの法令、通達及び判例によりその根拠が明確にされている。

したがって、正確な事務の執行が求められることから、法務省鹿児島地方法務局主催の戸籍事務定例会や事務従事職員研修に参加することで、法令や実務について自己研鑽を図るほか、他の市町村と情報交換し事務の円滑化を図る。

関係帳簿の保管に関する戸籍法施行規則や鹿児島地方法務局戸籍事務取扱準則に規定されているので適切に管理する。

（2）住民基本台帳

住民基本台帳は住民の住所の異動等の情報を記録管理する制度であり、地方公共団体の事務の中で最も基本的な事務といえる。この事務は、戸籍事務と同様に正確性が求められるほか、住民にとって身近な行政サービスであるため、迅速な執行が求められる。したがって、法令や通達を遵守し、事務のマニュアル化を図るなど円滑に制度運営できる仕組みを構築する。

(3) 印鑑登録等

印鑑登録は市区町村固有の事務とされ、根拠は条例、規則等で定めている。

しかし、印鑑証明書は各種申請や契約行為に必要な証明書であることから、国の印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治省通知）を参考にしている。このことから、条例、規則等を遵守し、不明な取扱いについては他の市区町村を参考に事務を執行する。

(4) 旅券発給申請の受付及び交付

旅券（パスポート）の申請受付及び交付は、鹿児島県から権限移譲を受けて実施している。不正な旅券取得は、日本の国際的な信用低下を招く恐れがあり、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、発給申請者が増加傾向にある。このことから、旅券法や外務省の事務処理基準に基づく事務を意識し、細心の注意を払い事務執行する。

(5) 封印及び自動車臨時運行許可

道路運送車両法に基づき、自動車のナンバープレートの封印や臨時運行の許可を実施する。また、これらの事務に係る物品を適切に管理する。

(6) 中長期在留者住居地届出等

中長期在留者及び特別永住者は、出入国管理庁に住居地の届出をする必要がある。その届出は市区町村を経由して行うため、住民基本台帳事務と併せて正確な記録管理に努める。

また、特別永住者は、住居地の届出の他に特別永住者証の交付も市区町村で行うため、許可申請から交付手続きまで注意を払い事務執行する。

(7) 鹿児島県離島航空割引カードの交付

申請の受付及びカード交付を実施する。住民の大半が利用する制度なので鹿児島県離島航空割引カードの交付事務に関する要領（屋久島）に基づき、公平な事務を執行する。

2. 賦課業務（課税係）

(1) 自主申告指導のための研修会の開催

公正公平な申告事務を行うため各種研修会に参加し知識向上に努める。

(2) 未申告者に対する申告指導

未申告者に対する申告指導を行うことにより、税の適正な賦課処理に努める。

(3) 新築家屋・課税漏れ家屋の把握

全棟調査の検討を行うとともに、新土地システムを活用し課税漏れ家屋の把握に努める。

(4) 納税意識向上のための租税教室等の開催

例年どおり町内小中学生へ向けた租税教室を開催する。

3. 徴収業務（債権管理係）

(1) 徴収体制の強化

年に3回（7月、11月、2月）徴収強化月間を定め夜間徴収を行い、滞納処分の判断基準とするため納付相談や家庭の現状把握に努める。

また、これまで個人の携帯で滞納者と連絡を取っていたが、職員の負担減を考慮し公費で携帯を購入し対応する。

(2) 納付機会拡充のための取り組み

コンビニ納付や電子決済、税統一QRコード等の導入により納入者の納付機会の拡充を図る。

(3) 差押処分の実施(預金・給与・不動産等)

督促や催告等を行っても納税への誠意を示さない滞納者に対し、税に充てることが可能な財産から税金を徴収する。

(4) 捜索・公売の実施

財産調査等で差押可能な財産が確認できない滞納者に対し搜索を実施し、差押えた動産等は県合同公売会やインターネット公売等で換価を行う。

(5) 口座振替の推進

納め忘れ等の対応による事務量増加の低減や、自主納付を推進する為、口座振替を勧奨する。

(6) 相互併任制度の活用による住民税滞納額の縮減

県及び熊毛地区1市3町の税務職員が相互に辞令を受け、より広域な滞納整理にあたる目的で協定を締結。大規模な搜索事案などに県職員の協力を得たり、町域をまたいだ事案に関する情報交換や協力要請を行う。

(7) 交通弱者への対応(臨戸納税相談)

電話相談だけでは自主納付につながらない等の理由で、高齢者を中心とした交通弱者に対し、臨戸訪問による納税相談を実施する。

(8) 徴収事務（実務）研修会への参加

徴税吏員のスキルアップはもとより、税収確保策の拡充を図り徴収率を引上げる目的で、県内外の徴収実務研修会へ定期的に参加する。

(9) 滞納処分の執行停止要綱の策定

財産が無い、生活困窮者、所在・財産が不明等の理由で徴収不能となっている滞納案件

に対し、執行停止処分を適用するための具体的な事例や確認する項目を整理し、滞納整理を促進する。

【 福祉支援課 】

「だれもが・住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる」
福祉サービスの拡充をめざして

【基本方針】

福祉事務所業務における生活保護をはじめ、障がい者、高齢者を対象とした福祉全般、子ども子育て支援、母子保健等について、だれもが・住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる公平公正で身近なサービス提供に努める。

家族の絆や地域との関係の希薄化が、核家族や近隣への無関心と孤立に連鎖し、生活困窮、母子家庭の増加、障がい者等の社会参加の阻害要因となる。高齢者においては孤独や不安の増大が懸念される。要援護者の支援体制を構築、情報共有し、地域の繋がり、家族の絆の再認識のためのしくみづくりに努める。

本年も、町民にとって身近で信頼される、きめ細かで迅速な対応を心がけ、安心して相談ができる環境づくりに努める。

1 障がい福祉

事業費538,261千円

障がい者(児)の福祉対策は、令和5年度に策定した「屋久島町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき、相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保を図りながら必要な障害サービスを検討し、個々の課題解決、支援の充実に努める。

また、町自立支援協議会(こども部会、せいかつ部会)や基幹相談支援センターとともに、障がい者(児)が健常者とともに住み慣れた場所で自分らしく暮らしていくことができる社会を目指す。

2 社会福祉

事業費140,070千円

町社会福祉協議会では、低所得者、高齢者、障害者等の支援や福祉センター縄文の苑、こまどり館での介護保険サービス事業など各種事業に取り組むなか、昨年度はこまどり館のエアコン更新の設計委託が完了し、本年度から更新作業が始まり、また縄文の苑のエアコン更新の設計委託に取り掛かるなど、老朽化した両施設の管理に努めることで、地域福祉活動の推進のため社会福祉協議会を支援する。

社会福祉の一環として、町民の死去に際し遺族に対して弔慰金、火災その他不測、不可避の災害による被害に対しては、その被災した町民、遺族に対し災害見舞金を支給し、哀悼の意をささげる。

また、人権擁護委員と連携を図り年3回の人権相談所を開設するなど人権擁護活動に努める。本年度は小瀬田小学校において人権の花運動に取り組み、人権啓発活動に努める。

民生委員・児童委員の活動は、社会の変化、生活圏域の拡大に伴い低所得者対応から多面的分野に日々広がっていることから、人材育成のため各種研修により幅広い知識習得や積極的な活動の支援に努める。

援護対策として、戦没者追悼式の開催、遺族へ特別弔慰金の給付手続きを行う。

災害時に備えて、災害時要支援者名簿の整備に努め、町社会福祉協議会や関係機関と連携し、法に基づき南北福祉避難所「こまどり館」、「縄文の苑」の整備を進める。

3. 高齢者福祉

事業費16,011千円

高齢社会の到来で長寿社会となる中、住み慣れた場所で自分らしい暮らしができるため、令和5年度に策定した「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」による各種サービスが推進されている。核家族化による独居世帯の増加、老老介護、認知症

の増加など取り巻く環境は依然厳しく、DV（配偶者による暴力）など困難事例も増加する中、老後不安を訴えるケースが多くなっている。日常生活の支援や悩み、不安など、多様化する課題の改善のため、南北地域包括支援センターと関係機関および医療福祉団体との連携を図る。

また、高齢者及び免許証返納者の移動手段の確保と交通事故防止の観点から、高齢者バス利用制度の安定的運用を行い、利用促進と周知に努める。

4. 児童福祉（子ども子育て支援）事業費910,491千円

子ども子育て支援については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた、すべての子どもにとって最善の利益が実現される姿を目指す。

経済的支援としては、児童手当や児童扶養手当等に加え、子ども医療費やひとり親医療費による医療費助成を行い、安心して子育てができる環境を支援する。また、出産・子育て応援交付金事業の一つである出産・子育て支援金の支給も実施し必要な支援が確実に妊婦・子育て世帯に届くようにする。子どもの健全育成については、子育て支援センターの運営や母子保健事業及び子育て世代包括支援センターと連携した育児支援をはじめ、保育事業の安定した運営への支援を行いつつ、休日保育・延長保育、さらには放課後児童クラブ等、切れ目のない子育て支援事業の内容充実を推進する。

特段の支援や見守りが必要な子どもについては、乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問、産前産後ヘルパー派遣などを活用しながら、子ども家庭総合支援拠点を中心に計画的な見守りや支援を行う。また、特に虐待対応については、要保護児童対策地域協議会を中心に児童相談所や教育委員会、保健所、警察、子育て世代包括支援センターとも連携して問題解決に努める。

ひとり親家庭等対策については、自立に向けた相談体制の強化、専門職資格の取得など就労促進や融資制度の積極的な利用を進める。子どもの貧困問題対策の一環として子ども食堂実施団体への支援を継続する。

5. 児童福祉（母子保健）事業費26,112千円

母子保健事業においては、妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠期から子育て期までを通して、親子を対象とした保健指導や新生児の訪問指導及び健康診査等を実施し、新たに1か月健診の費用助成による経済的支援を行う。また、発達障がい児等の早期発見や適切な支援が重要であることから、1歳6か月・3歳児健診や発達相談会、新たに実施する5歳児健診などを通じて早期発見・早期対応に努める。さらに児童福祉法、母子保健法改正により、児童虐待の予防や早期発見に資することが明記されたことから、子育て世代包括支援センターを中心に、出産・子育て支援金と一緒に実施する伴走型相談支援事業や子育てアプリの活用、子育て支援センターとの連携等により、児童虐待予防対策に努める。また、妊娠婦への経済的支援として、新たに遠方の分娩施設で出産する際の交通費及び宿泊費の助成事業にも取り組む。

6. 生活保護・生活困窮事業費416,820千円

生活保護業務については、生活保護法令制度の基本原理・原則に基づき、相談支援体制の構築に努め適正な職務推進に努める。県から移譲以降、相談、申請とも増加するなか、疾病、障がい等の理由で失業し、身体的に自立困難となり、高齢者、障がい者が同居する家族構成で就労できないなど、保護対象の家族形態は複雑多様化している。今後も保護対象者の生活歴や職歴、人生観を受容しながら専門的知識、技術の修得に努め公平公正で適正な事業運営に努める。また、生活困窮者自立支援

法の施行に伴い、生活保護が適用されない生活困窮者の自立支援策を強化するため、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給など、支援事業の充実に努める。

7. 自殺対策

事業費5,132千円

自殺対策基本法により「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」を目指して、気づき、つなぎ、見守っていけるよう、庁内・関係機関、団体の相互連携の強化や他の関係計画と整合性を図り策定された「屋久島町自殺対策計画」を総合的に推進していく。自殺対策推進本部と自殺対策推進協議会を開催し、事業計画の取組状況や、自殺を防ぐ「ゲートキーパー」(命の門番)の役割を担う人材育成を目的とした研修会を開催するとともに、自殺に対応できるセーフティネットの構築と自殺対策の充実・強化を図る。

【 健康長寿課 】

1 健康づくり事業

健康増進法に基づく健康増進事業は、町民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資することを目的とする。町では、その他の世代についても同様の目的のもと、以下の健康づくり事業を実施する。

(1) 健康教育

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、健康教育を実施する。自分の現在の健康状態とこれまでの変遷を知り、今後を予測することで主体的な生活習慣改善の実践を促す。

内容は、町の健康課題を反映したものにする。

集団健康教育 20回/年(受講者見込み数 340人)

(2) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に健康相談を実施する。

①総合健康相談 *「心の健康相談」を含む。

- ・「心の健康相談」（訪問等相談・ルピナス相談室）
89件/年（実人数24名）
- ・健康イベント等での総合健康相談

②重点健康相談 *国保保健事業（重症化予防）と同時実施

高血圧、脂質異常症、糖尿病、骨粗鬆症、歯周疾患、女性の健康、病態別（肥満、心臓病等） 14回/年(相談者見込み数 延べ150人)

(3) 訪問指導及び保健指導（面接・電話等）

健康診査の要指導者や療養上、保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して保健師や看護師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行う。対象者については、国保部門や介護部門等の関係部署と連携し選定する。

5回/年 実人数5人

(4) 健康増進事業で実施する検診等

①歯周疾患検診

高齢期においても健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。対象は40歳、50歳、60歳及び70歳の者とし、個別通知する。検診は委託した町内の歯科医療機関で個別受診とする。

受診者見込み数 40人

②骨粗鬆症検診

骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。健康増進事業の一環として、40、45、50、55、60、65、70歳の女性へ早期発見・早期治療を目的に無料クーポン券の配布を行う。【補助（県2/3）】特定健診と同時に実施する。

受診者見込み数 150人

③肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、検診の受診促進を図り、もって住民が自身の感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康被害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。対象は40、45、50、55、60歳及び65歳の者で過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者を対象とする。特定健診と同時に実施する。

受診者見込み数 140人

④健康診査

生活習慣病予防に着目した健康診査を行う。対象は40歳以上の生活保護世帯の者を対象とする。 受診者見込み数 10人

(5) がん検診事業

がんの予防に関する正しい知識の普及と早期発見・早期治療を通じて、がん死亡を減少させることを目的とする。次のがん検診を実施する。対象は40歳以上の者。ただし胃がん検診は50～79歳とする。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業により、子宮頸がん・乳がんの初年度対象者にクーポン券を配布し、がん対策を強化する。

- ・胃がん検診 350人
- ・大腸がん検診 1,000人
- ・肺がん検診 1,650人
- ・子宮がん検診 534人（うち、クーポン券対象者は集団2人、個別2人）
- ・乳がん検診 590人（うち、クーポン券対象者は集団15人、個別5人）

(6) その他の健診等事業

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

- ・腹部超音波検診 1,350人
- ・前立腺がん検診 220人
- ・胸部ヘリカルCT検診 クーポン70人 クーポン以外280人
- ・特定健康診査 *国保、生保以外 2人
- ・骨粗鬆症検診 *節目外 520人

(7) 健康づくり情報の提供

令和元年度に策定した第3次屋久島町健康増進計画「健康やくしま21」で計画した内容について普及啓発を行う。今年度は特に「がん対策・こころの健康づくり」に重点をおいて保健指導を行うこととし、町報や特定健診結果報告会、各種検診の場を利用して情報提供を行う。

2 食生活改善事業

(1) 食生活改善推進員・8020運動推進員活動への支援

町民が規則正しい生活やバランスのとれた食生活を送り、健康で心豊かに過ごすことができるよう、身近で細やかな指導等を行う食生活改善推進員の活動を支援する。自主

活動の内容については、町の健康づくりの方向性と整合性を持たせた内容で活動ができるよう研修会を開催し、加えて食生活改善推進員が兼務し歯科保健・口腔保健の大切さを普及する8020運動推進員としての活動の支援も行う。

委嘱者	12人
研修会	8回（町主催 4回、自主研修 4回）

(2) 栄養士による栄養指導

健診や健康教室、電話において相談等に応じ、妊婦、乳幼児から高齢期までのあらゆるライフステージに応じた栄養指導を行い、町民の健康増進並びに疾病予防を図る。

個別栄養指導見込み	80人
集団栄養指導見込み	120人

3 感染症対策事業

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、接種率の向上に努めるとともに予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。なお、結核予防については、広報を強化し集団検診の受診率向上に努める。

(1) 結核予防事業

結核の新規患者は全国的には減少傾向だが、世界的にみると日本は結核の中蔓延国と位置付けられている。そうした中、県は新規患者の増減を繰り返しており全国平均に比べると高いため、本町においても引き続き結核への感染予防及び蔓延防止対策を図ることが不可欠である。町民に対しては引き続き正しい知識の普及啓発を行い、BCG接種の未接種者の減少や集団検診の受診率向上に努める。また、集団検診を希望する事業所に対しても結核検診を実施する。

・BCG 接種（7～8か月児健診と同時実施）	予定接種者数	50人
・結核検診（65歳以上：肺がん検診と同時実施）	受診予定人数	1,300人

(2) 緊急風しん抗体検査事業

風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、当初令和元年度から3カ年計画により、風しん抗体検査を実施した。令和4年度からはさらに3年間事業期間が延長され、引き続き対象者へクーポン券の発行を行い、医療機関等で抗体検査を受けられるよう体制整備を行う。実施にあたっては、「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金」を活用する。

また、受検者数が伸び悩んでいる状況であるため、クーポン券発送による個別勧奨や、集団健診の際にも受検できるように健診機関と調整を行い、受検者を増やすよう努める。

受検（抗体検査）見込み者数 110人

(3) 予防接種法による定期予防接種

広域的な疾病的発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、予防接種の正しい知識の普及を行い接種率の向上に努める。未接種者への対策としては、各種健診（特に3歳児健診時）や育児相談時に接種歴を確認し、接種スケジュール等についての指導を行い、希望者が積極的に接種できるよう支援する。

また、新型コロナワイルスワクチンと5種混合ワクチンが、令和6年度から定期予防接種に追加されることから医療機関と連携を図りながら実施する。

更に、予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にし体制を整える。

種 别 ・ 区 分	予定接種者数 (件数)
四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）	100
MR（麻しん・風しん）	100
風しん	30
日本脳炎	200
ヒブ	100
小児肺炎球菌	120
B型肝炎	90
二種混合（破傷風・ジフテリア）	70
水痘	70
子宮頸がん	50
インフルエンザ（高齢者）	2,800
高齢者肺炎球菌	170
ロタウィルス	80
新型コロナウイルス	4,500

(4) 小児インフルエンザ対策

ワクチン接種における保護者の経済的負担を軽減させ、子どもたちに公平に予防接種機会を与えることを目的として、小児のインフルエンザワクチンの接種に対し、公費補助を実施する。

対象者は生後6か月～19歳未満（高校3年生相当、生後6か月～13歳未満は2回接種）で、補助額は1回につき1,000円である。（接種見込み者数 700人）

4 保健センターの管理運営

町民の健康増進及び健康管理の推進のための拠点施設として、健康づくり事業、食生活改善推進事業、母子保健事業、介護予防関連事業など、各種事業において保健センターの活用を図る。

また、必要に応じ、施設の補修等をしながら、施設の管理運営を行う。

5 献血事業の推進について

医療需要に応じた血液製剤の安定供給に資するため、町献血推進対策協議会の取組みを主体にして町民に対する普及啓発を推進し、献血者数の増加に努める。

具体的には、国や県の献血推進計画を踏まえ、鹿児島県及び鹿児島県赤十字血液センター等の関係機関が果たす役割を明確にして事業を推進し、例年県が設定する地域ごとに確保すべき血液の目標量を十分満たすことができるよう、広報活動や巡回献血を実施していく。

6 緊急時供血者登録制度の取り組みについて

町内医療機関において、夜間や血液製剤を確保できない緊急時の迅速な対応を図るため、「屋久島町緊急時供血者登録制度」に基づいた名簿を作成し運用している。時間的な猶予が許されない状況下において、輸血用血液の確保を島内で完結することを目的に、屋久島保健所、熊毛地区消防組合及び本事業に賛同する協力団体と連携し、一人でも多くの命を救うため本制度の安定的な運営に努める。

7 口永良部島巡回診療等の取り組みについて

特定診療科の診療機会が少ない口永良部島地域において、疾病の早期発見や治療の促進、更には住民の経済的負担の軽減を図るため、県保健医療福祉課及び県歯科医師会を始めとする関係機関と連携し、専門医の巡回派遣による「特定診療科巡回診療」や「こじか号」による歯科診療を引き続き実施する。

- ・特定診療科巡回診療（皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科） 年1回
- ・こじか号歯科診療 年2回

8 口永良部島における救急搬送等の取り組みについて

口永良部島診療所の常駐が看護師のみであるため、口永良部島地域における緊急時の患者輸送については、口永良部島の定期出張診療を担う栗生診療所医師及び熊毛地区消防組合を始め、永田へき地出張診療所医師又は屋久島徳洲会病院等との連携により対応していく。搬送手段としては、県ドクターへり、県消防防災へり及び海上保安庁へりの運用が選択肢となるが、状況に応じて口永良部島出張所、町総務課にも協力を求め対応することとする。

また、ヘリ搬送を行うに至らない急病人等に対しては、渡船による緊急搬送の費用補助

を活用し、経済的負担の軽減を図ることとする。

9 地域医療懇話会について

本町の保健医療に携わる医師及び関係機関（町、保健所）の協議をする場を設けることで、情報共有を図り、地域医療の在り方について協議していく。

10 私的二次救急医療機関補助事業

町民等が疾病又は負傷により緊急の対応を要する場合において、救急車を要請した際の適時適切な診療が受けられる体制を確保することを目的として、私的二次救急医療機関の搬送傷病者受入れに対し補助金を交付する。

- ・補助額 搬送傷病者の受入れ1件につき1万3千円（特別交付税対象）

11 国民年金

国民年金の業務は、主に日本年金機構で行われているが、加入・届出などの窓口業務は市町村に委任されている。加入手続きの漏れをなくし、口座振替・クレジット納付の前納推進に取り組む。給付手続きについては、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、法令等に基づき正確迅速な対応に努める。

業務の協力・連携については、鹿児島北年金事務所及び福岡広域事務センターと連携を図り、計画に基づき納付勧奨件数や相談件数を増やすよう努める。

保険料免除制度、前納制度、クレジット納付制度について、広く周知し無年金者の減少に努め、コロナの影響で控えていた長期未納者や外国人加入者への訪問等を実施する。

○介護保険事業に係る一般会計計上分

1 低所得者保険料軽減対策事業

公費を投入し、介護保険法に基づく所得段階の第1段階（第1段階：住民税非課税世帯で前年度合計所得と課税年金収入の合算額80万円以下の人）の低所得者介護保険料の軽減を実施する。国費（負担率50%）、県費（負担率25%）は、一般会計にて受け入れ、町分（負担率25%）を加えて介護保険事業特別会計へ繰り出す。

(1) 国庫支出金	17,000千円
(2) 県支出金	8,500千円

2 介護保険利用者負担対策事業

(1) 県支出金	322千円
----------	-------

訪問介護サービスの介護報酬については、「離島等における特別加算」が加算されるため、均衡を図る目的で自己負担が1割軽減される。そのうち利用者負担対策として1/2を町が事業所へ補助する。この町負担の3/4分を県が町に補助するものである。

事業費	430千円
-----	-------

3 地域デビューでポイントアップ！元気度アップ！推進事業

(1) 県支出金 710千円

高齢者を含む任意のグループが主体的に行なう互助活動に対しポイントを付与し、商品券へ交換する事業である。

①商品券に対する経費	県補助	100%
②市町村事務経費	県補助	50%

4 地域包括支援センター費

要支援1・2の高齢者に対する介護予防支援事業実施にかかる経費である。

事業費	10,517千円
介護報酬	4,164千円

5 介護保険特別会計繰出金

介護保険特別会計への繰出し金は、介護給付分として159,843千円、総合事業分として3,914千円、総合事業以外の地域支援事業分として8,378千円を繰出し、また、低所得者保険料減額分として34,000千円を繰出することとする。

【 生活環境課 】

生活環境課は、水道・ごみ処理・し尿処理・生活排水処理・火葬業務等、町民が安全に安心して衛生的な生活を送ることが出来るよう、日々の暮らしを守ることを目的とした課である。令和6年度の本課の事業は、上記の目的を遂行するため、所管する施設が適正に稼働するよう維持管理に取り組むなど、以下の事業を実施する。

1 火葬場事業 4. 1. 7

屋久島町斎場では、本年度もこれまで以上に住民サービス向上を心がけていく。高齢化が進み増加する火葬件数に対応し、法に基づき円滑な業務遂行を図る。また、火葬場周辺の環境整備、施設内の緑化など維持管理に努める。

なお、同施設は運用開始から 10 年を超え、施設機器類等の故障が頻発していることから、更なる点検・整備に努める。

【歳入】

火葬場使用料	1,800 千円
残骨処理手数料	144 千円
雑入（社会保険等）	386 千円

【歳出】

会計年度任用職員給料及び手当等	9,094 千円
共済費等（会計年度任用職員）	1,968 千円
消耗品費	358 千円
光熱水費	2,286 千円
修繕費（資外）	4,887 千円
燃料費	1,677 千円
手数料（浄化槽検査）	7 千円
電気保安管理委託	350 千円
消防設備点検委託	43 千円
浄化槽保守点検維持管理委託	85 千円
機械機器保守管理委託	220 千円
研修・講習等負担金（刈払機等）	43 千円

2 不快害虫等蔓延防止対策事業 4. 1. 11

住民の生活に多大な被害を及ぼしているヤンバルトサカヤスデの蔓延を防止するため、駆除作業及び環境整備を実施する。また、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会を開催し、各地区の発生状況等について情報の共有を図るとともに、駆除方法や蔓延防止対策についての検討を行う。さらに、不快害虫の発生地区が主体となり蔓延防止対策を実施する場合は、交付金を交付することによりその活動を支援する。

ガジュマル等の樹木に多大な被害を与えておりオキナワイチモンジハムシについても駆除作業を実施する。また、ヤクシカの里地への生息拡大によるヤマビル駆除対策についても地区の要請に応じ、薬剤散布や配布を行い、蔓延防止に努める。

【歳出】

会計年度任用職員給与及び手当等	3,697 千円
共済費等（会計年度任用職員）	788 千円
対策委員会会議費（委員謝金・費用弁償）	77 千円
消耗品費（駆除薬剤費等）	1,620 千円
燃料費	206 千円
不快害虫等蔓延防止対策事業業務委託	4,755 千円
ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策交付金	90 千円

3 生活衛生事業 4. 1. 12**(1) 町内の墓地、納骨堂の経営許可及びその他生活衛生に関する事務**

町内の墓地、納骨堂の経営許可及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう取り組む。

また、災害発生時の床上、床下浸水個所の消毒について、早急な対策に取り組み、感染症の発生を予防し、蔓延防止に努める。

【歳入】

権限移譲交付金（墓地、化製場）	40 千円
-----------------	-------

【歳出】

普通旅費	18 千円
消耗品費（薬剤等）	20 千円
修繕料（動力噴霧機）	30 千円
通信運搬費（航送料）	13 千円
使用料及び賃借料（船舶借上料）	99 千円
靈柩輸送費助成金	372 千円

(2) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施

狂犬病は治療法が確立されていないため、発症すると人も犬もほぼ100%死亡する極めて恐ろしい病気である。狂犬病予防法により生後91日以上の犬は登録と予防注射が義務付けられていることから予防注射、登録の徹底に努め、且つ、年2回の集合注射の機会を設け広報による周知や動物病院との連携により接種率の向上を図る。

【歳入】

畜犬登録手数料	75 千円
狂犬病予防注射済交付手数料	214 千円

【歳出】

医師謝金及び旅費	19 千円
消耗品費（予防注射済票等）	119 千円
通信運搬費（予防注射通知）	59 千円

(3) 放浪犬対策・適正飼養等の推進

町内巡回や集落等の協力を得ながら放浪犬の実態を把握し、保健所と連携して減少に努める。また捕獲の際、飼い主の早期発見のため首輪への鑑札及び注射済票の装着を徹底させ、狂犬病予防法に基づく飼主の義務について周知及び指導を行う。また、犬猫の飼い主の社会的な責任について啓発を図り、周辺環境への配慮に基づいた適正飼養、みだりな繁殖の防止、終生飼養等を推進するとともに、無責任な餌やりの防止等についても、保健所と連携し啓発

に努める。

(4) 飼い主のいない猫不妊去勢手術補助事業の実施

近年各集落内で猫に関する住民トラブルや苦情等が多数発生している。その問題を解消するため地域住民によるTNR活動（T：捕獲し、N：不妊去勢手術の実行、R：元の場所に戻す）が行われている。猫による生活環境上の支障の防止や被害等の低減を図るために、飼い主のいない猫にTNRの取組を実施する地域団体等に対し、その不妊去勢手術費用の一部を補助することにより活動を支援する。

事業開始2年目は、TNR活動をしている個人・団体との協議や情報交換を踏まえ、補助金要綱の一部を改正し、より事業効果を高め飼い主のいない猫対策の向上を図る。

【歳出】

飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金	2,500千円
-------------------	---------

4 廃棄物対策事業 4. 2. 1

屋久島クリーンサポートセンターでの可燃ごみ、資源ごみ等の再資源化及び中間処理により、屋久島町の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理にかかる取組を強化する。

また、町内における不法投棄物の監視を徹底し、抑制に努め、旧焼却場の整備を含め、環境保全対策の強化を図る。

(1) 一般廃棄物処理対策事業

循環型社会構築に向け、平成28年度から細分化している紙類、プラスチック・ビニール類の分別排出を促進し、ごみの発生抑制・減量化に努める。

町内的一般廃棄物の収集及び運搬計画については、第10期分別収集計画により分別収集を徹底し処理に努める。

住民サービスを基本に、屋久島における一般廃棄物の収集体系を整備し、今後も新たな分別収集やステーション回収及び新規設置等に取り組む。また、環境美化推進員を配置し、区とも連携を取りながら周知・啓発を行う。更に、町民の要望に対しても分別収集体制を基本に検討や改善を図る。

(2) 旧焼却場整理事業

旧尾之間ごみ焼却場にストックしてある各種ごみを処理するため、分別作業を行い、屋久島クリーンサポートセンターへ運搬して適正な処理に努める。

また、金属類の搬出作業や粗大ごみ類の破碎とともに空きビン等、これまで保管していたごみの処理に必要な設備の設置や旧施設の整理作業を計画的に実施する。

旧宮之浦ごみ焼却場については事業を一時中止するが、体制が整い次第、対応を講じる。

(3) 不法投棄対策事業

屋久島地区廃棄物不法処理防止連絡会議（屋久島町・屋久島保健所・屋久島警察署・産業廃棄物協会熊毛支部）4関係機関を中心に、不法投棄監視パトロールの体制強化を図る。また、一般廃棄物の不法投棄、産業廃棄物の不適正保管や野焼きなどの不法処理についても連携して調査を行い、廃棄物処理に対するモラルの向上や法令順守の徹底に向けた指導体制の構築を図る。

(4) 使用済自動車等海上輸送費補助事業

使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）による使用済自動車の処理

を適正に行うため、使用済自動車の本土への海上輸送について、(財)自動車リサイクル促進センターの「離島対策支援事業協力出捐金」制度を有効活用し、海上輸送に係る経費の8割を助成する。

また、自動車関連事業者の協力のもと、町民に対しても処理方法の周知・啓発を行い不適正管理状態の使用済自動車の島外搬出を促進する。

(5) 生ごみ堆肥化事業

家庭から排出される生ごみの処理については堆肥化を積極的に進め、地域内で循環するリサイクルシステムを構築することで、住民が参画する資源循環型社会の形成、地球温暖化防止対策等、世界自然遺産の島にふさわしい環境づくりに取り組む。

また、口永良部島においては、収集した生ごみを処理施設まで搬入することが困難なため、家庭用コンポストの普及に向けた取組みを推進し、コンポスト購入に要した費用の一部を助成して堆肥化を図る。

(6) 口永良部島し尿処理事業

口永良部島で収集するし尿及び汚泥は、島内処理が不可能であり、屋久島クリーンセンターで処理する必要があるが、生活に必要な町民負担の均衡を図るとともに口永良部島における生活衛生の保持及び公共水域の環境保全に資するため、口永良部島から屋久島までのし尿輸送に係る経費を負担する。

(7) 廃食用油再資源化事業

家庭及び事業所から排出される廃食用油については、直営で収集を行い、有価物として島外業者に売却する。

(8) 廃家電海上輸送費補助事業

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理を適正に行うため、屋久島から鹿児島市にある指定取引所までの海上輸送経費に係る負担額の一部を助成する。

(9) 公害対策事業

屋久島電工株式会社の操業に係る環境への影響対策は、環境保全協定に基づき自主規制で取り組まれているが、その効果を検証するため、町内3箇所において、二酸化硫黄の測定調査を継続し、住民生活への影響を調査する。

(10) 海岸漂着物地域対策事業

本町は台風シーズンや冬の季節風の強い時期に大陸からの漂着ごみが多く、海岸における良好な景観及び環境の保全に悪影響を及ぼしているため、海岸漂着物地域対策推進事業費補助金を活用し、重要海岸を定めて各集落等による回収・分別・運搬処理を実施する。

(11) 廃棄物減量等推進審議会の開催

ごみの減量化・リサイクルに取り組みやすい環境づくりの在り方について、必要に応じ町長より諮問を受け、廃棄物減量等推進審議会を開催する。(委員14名)

また、引き続き拠点回収の見直しや適正な手数料等について審議を行う。

(12) リユース品回収事業

家庭にある不要な物品を持ち込んでもらい、必要な方がいれば譲渡し、そうでない物についてはリサイクル事業者を経て資源循環を行い、町内の廃棄物の減量化に努める。

【歳入】	
一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋等）	33,957 千円
一般廃棄物処理業許可手数料	12 千円
海岸漂着物地域対策事業（県費）	3,931 千円
使用済自動車リサイクル出捐金（650 台分）	7,767 千円
家電リサイクル離島対策事業協力金	4,544 千円
有価物売扱収入（廃食用油・空き缶）	2,656 千円
【歳出】	
廃棄物減量等推進審議会委員報酬	118 千円
会計年度任用職員給料及び手当等（ごみ袋管理配達等業務）	3,012 千円
共済費等（会計年度任用職員）	637 千円
環境美化推進員委員活動等謝金	1,508 千円
普通旅費	152 千円
費用弁償	83 千円
消耗品費（指定ごみ袋・分別収集関係）	18,389 千円
光熱水費	154 千円
修繕料（資外）	330 千円
印刷製本費（ごみ収集券）	570 千円
燃料費	369 千円
通信運搬費	2,088 千円
手数料（廃棄物処分費・事務手数料）	1,077 千円
指定ごみ袋交付手数	3,903 千円
自賠責保険料	16 千円
硫黄酸化物測定業務委託	264 千円
空き缶処理業務委託	4,591 千円
生ごみ処理業務委託	28,734 千円
旧焼却場整理業務委託	14,823 千円
ごみ収集業務委託	84,207 千円
海岸漂着物地域対策事業委託	3,500 千円
リユース品回収事業委託	259 千円
使用済自動車海上輸送費補助金（650 台分）	7,768 千円
家電リサイクル離島対策協力補助金 (エアコン 357 台 テレビ 378 台 冷凍冷蔵庫 346 台 洗濯機 344 台)	4,545 千円
コンポスト購入費補助金	20 千円
口永良部島し尿収集運搬助成金	1,012 千円
環境保全対策交付金	4,524 千円
公課費	19 千円

5 ごみ処理施設管理事業 4. 2. 2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び屋久島町ごみ処理施設条例に基づき、ごみ処理施設（屋久島クリーンサポートセ

ンター）において一般廃棄物の処理及び資源ごみの分別回収を行う。新しく生成された炭化物は売却を行い、再資源化物（尾之間旧焼却場保管炭化物、プラスチック・ビニール類・紙類、異物、廃乾電池、廃蛍光管）については、業者と協働して再資源化を行い、町内外での有効利用を推進する。

ごみ処理施設は、効率的で安全安定的な管理運営を目指すとともに、資源ごみの再資源化による歳入の確保とランニングコストの節減に努め、施設の充実を図り施設周辺の環境美化に努める。

また、各施設及び旧焼却場の環境調査の実施、排出ガス、放流水や地下水等のダイオキシン類濃度等の測定や、搬入されるごみ組成調査を行う。

小中学校や各種団体の視察研修を受け入れ、ごみ処理施設の概要や処理方法等の説明を行い、住民への更なるごみ分別の啓発に努め、廃棄物の適正処理に努める。

【歳入】

ごみ処理施設直接搬入手数料	576 千円
有価物売扱収入	2,550 千円
工事事務所電気料	240 千円

【歳出】

普通旅費	423 千円
機械・機器等消耗品費	8,999 千円
光熱水費	67,800 千円
炭化炉・リサイクル設備修繕料	37,000 千円
燃料費	12,062 千円
通信運搬費	946 千円
手数料	1,980 千円
保険料	15 千円
浄化槽保守点検維持管理委託	239 千円
町有施設管理委託（屋久島クリーンサボートセンター）	129,994 千円
紙類・プラスチック類再資源化委託	4,032 千円
炭化物再資源化委託	5,170 千円
容器リサイクル法処理委託	154 千円
環境調査委託	4,026 千円
一般廃棄物分別業務委託	2,508 千円
廃蛍光管処分委託	634 千円
有償廃棄物再資源化委託	7,387 千円
焼却灰処分委託	8,580 千円
磁性物・異物中間処理施設	12,375 千円
車両借上料	52 千円
重機借上料	600 千円
土地借上料	924 千円
備品購入費（油圧ショベル）	7,000 千円
備品購入費（エアコン更新）	350 千円
一般廃棄物処理負担金（倉敷市）	100 千円
県下ごみ処理施設連絡協議会負担金	5 千円
公課費	51 千円

6 し尿処理施設管理事業 4. 2. 3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び屋久島町し尿処理施設条例に基づき、し尿処理施設において処理業務を行う。

し尿処理施設は計画処理量 46 kℓ/日の膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用し、河川水と同程度の放流水の水質基準確保にも努めるなど環境に優しい取り組みを進めている中、同施設は 25 年を経過し施設全般機器類等の耐用年数を超えている状況にある。障害発生による施設停止などの不安要因を最小限にとどめるため、予備品確保と併せて予防保全のための整備を図る。

施設の運転管理については、経費の削減と併せて技術力の確保に努め、ランニングコストの節減を図り運転効率の向上に努める。

【歳入】

し尿投入手数料	2,100 千円
庁舎等使用料	78 千円
社会保険料	297 千円
雇用保険料	9 千円

【歳出】

会計年度任用職員給料及び手当等	13,150 千円
共済費等（会計年度任用職員）	3,614 千円
普通旅費	119 千円
消耗品費（薬品等）	15,863 千円
光熱水費	14,598 千円
施設機械・機器修繕料	43,500 千円
燃料費	7,813 千円
通信運搬費	195 千円
手数料	466 千円
電気工作物保安管理委託	450 千円
自動扉点検整備業務委託	600 千円
受入貯留槽清掃業務委託	3,930 千円
環境調査委託	1,760 千円
焼却灰処分委託	5,000 千円
車両借上料	14 千円
県し尿処理施設協議会負担金	4 千円

7 合併処理浄化槽設備費補助事業 4. 2. 4

町民の生活環境保全と公衆衛生の向上、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的に、小型合併浄化槽の設置者に対して補助金を交付し、汚水処理普及を推進する。

単独浄化槽から小型合併浄化槽へ転換する際には撤去費用（上限 9 万円）及び宅内配管工事費（上限 10 万円）に対しても補助をしており、今年度も引き続き単独浄化槽からの転換を促進し、普及率の向上を図る。

設置数は 55 基（5 人槽：新築 24 基、新築以外 25 基 7 人槽：新築 1 基、新築以外 1 基 10 人槽：新築 2 基、新築以外 2 基）うち単独浄化槽転換 6 基の補助を計画している。

補助金額

単位：千円

区分	人槽	補助金額	財源内訳			
			国	県	町	町上乗分
新築	5人槽	423	166	0	166	91
	7人槽	502	207	0	207	88
	10人槽	647	274	0	274	99
新築以外	5人槽	604	166	83	83	272
	7人槽	681	207	103.5	103.5	267
	10人槽	836	274	137	137	288
単独浄化槽撤去費		90	45	22.5	22.5	0
宅内配管工事費(単独槽転換)		100	50	25	25	0

【歳入】

浄化槽設置整備事業（国庫）	10,048 千円
浄化槽設置整備事業（県費）	2,654 千円

【歳出】

普通旅費	147 千円
県浄化槽推進市町村協議会負担金	45 千円
小型合併処理浄化槽設置費補助金	30,541 千円

8 ごみ処理施設整備事業費 4. 2. 5

今年度末の完成に向けて新たな廃棄物処理施設建設を進める。

今年度は、本体工事のほか、昨年度に引き続きコンサルタントによる発注者支援による、新施設等の運営管理事業者の選定を行う。

また、不用となる既存施設の解体に向けての準備も進める。

【歳入】

ごみ処理施設整備事業（国庫）	308,999 千円
----------------	------------

【歳出】

旅費	633 千円
需用費（食糧費）	15 千円
工事監理委託	49,000 千円
運営管理発注者支援業務委託	10,000 千円
廃棄物処理施設建設工事	1,044,400 千円
全国都市清掃会議負担金	80 千円

【 産業振興課 】

令和5年5月に新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが5類に移行されるなど、世界の状況はコロナ禍よりウィズコロナの時代に移行した。

そのような社会状況の変化の中、近年のウクライナ情勢や原油価格、物価の高騰、円安等、国内外の様々な要因によって本町産業を取り巻く環境は厳しさを増している。加えて、世界的な人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産減少など、今後、食料供給に影響を与えるかねない社会的環境の変化も偏在している。

不安定さを増す社会環境を考慮すると、食糧自給に関わる農林水産業政策は、ますます重要性を増している状況である。これら第1次産業を始めとする本町産業を推進するために重要なことは、地域の人々が自らの地域資源を十分に把握し、最大限に活用しながら、生産者や製造業者、事業者や関係機関などが共通課題を認識し、課題解決に向けて連携して施策を推進する総合力を高めることである。

そのため、産業振興課では、本町産業の振興に向けて、関係機関・団体との連携をさらに強化し、地域力の強化と競争力のある産業の振興に取り組む。

(1) 農業費

本町の農業については、高齢化、担い手不足、後継者不足や遊休農地化等が進んでおり、依然として極めて厳しい状況にある。このことから、屋久島町担い手育成総合支援協議会のもと関係機関・団体と連携のうえ、担い手不足の解消等、取り組みを充実させ、担い手育成を総合的に推進する。

農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村は令和6年度末までに地域計画を策定することが義務付けられた。地域計画とは、従来の人・農地プランに替わるもので、地域の担い手の方々とともに地域課題を話し合い、今後地域農業をどのように振興していくのか、10年後の担い手への農地集積をどうしていくのかといった方針を定めるものである。地域計画を策定する中で、後継者対策や遊休農地対策といった地域農業の課題や、今後の地域農業の振興方向について担い手の方々、関係機関と課題解決に向けた施策を検討する。

遊休農地対策については、引き続き多面的機能支払交付金を活用し、組織の共同活動により農地等の保全管理を行っており、今後も活動を支援していく。

長年基幹作物として取り組んでいる果樹については、気象災害等の影響や老木化に伴い、生産量の低迷が続いている。このため老木等の更新や改植に向け、果樹経営支援対策事業の推進や、果樹苗木購入に対する補助を実施することで樹園地の更新を図り、引き続き栽培面積の維持・拡大に努める。たんかんについては、隔年結果による生産減に対する取組として、関係機関協力のもと令和5年度鹿児島県地域振興事業を活用して、「たんかん摘果マニュアル」を作成し、生産安定に努めた。今後も産地維持拡大に向けた施策の投入、栽培指導を適時行っていく。

営農においては、種苗の確保が重要であることから、営農支援センター硬質プラスチック

ハウスを利用した農家支援に取り組んでいる。令和4年度よりパッショングルーツ苗の育成、一部販売に取り組んでおり、令和6年度については、農業管理センターに栽培管理委託を行うことで更なる生産強化に努める。併せて、農家のパッショングルーツ栽培の継続を図るため、栽培施設の修繕、改修に伴う資材費の補助を実施する。

果樹試験園においては、ぽんかん・たんかんの大苗育苗についての試験を行い収益性の検討を行う。また、新たに香酸柑橘類（レモン類）及びスモモ類の苗木購入補助の検討をする。

試験園の運営については、農業管理センター等と連携し、管理体制を整え、圃場の整備を行っていく。現在、試験園の一部をたんかんの試験圃場として整備を進めており、今後は新規就農者が参考となるような「たんかん栽培のモデル園」としての活用を図っていく。その他、収穫時期の分散化による未収入期間の縮小を目的として、ぽんかん、たんかんなどの主力品目を補完するような品目として、香酸柑橘類の検討を行うべく果樹試験園の活用を図っていく。

輸送費支援については、今後も「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」や「離島活性化交付金」を活用し、農林水産物の出荷や原材料の輸送にかかる費用の低コスト化により、農林水産業の振興を図る。

農地の流動化・耕作放棄地解消については、農地中間管理事業を活用し、農地の有効利用（担い手農家へ農地集積・集約等）を図りながら、バレイショ、実エンドウ等の面積拡大にむけて関係機関、団体と連携しながら推進を図る。また、焼酎加工用さつまいもの基腐病対策の検討や茶等の更なる振興を図るなど、農家の経営安定と所得向上へ向けて取り組んでいく。

環境に優しい農業の推進に向けては、引き続き有機栽培に取り組む農家への支援を行うと共に、農業用廃プラスチック類の適正処理に取り組んでいく。また、GAPへの取り組みを推進する。

青年就農者の確保に向けては、経営発展支援事業・経営開始資金事業、農業次世代人材投資事業及び経営継承・発展支援事業や認定新規就農者制度を活用し、農業を志す人の就農意欲の喚起と就農後の定着へ向けた取り組みを進める。

特殊病害虫対策については、侵入警戒調査を継続し、再侵入の早期発見に努めると共に、発生時の防除を迅速に行うために関係機関の連携を深める。

有害鳥獣対策については、農林業の深刻な被害に対処するため、鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、協議会の開催や、新規狩猟者の確保に向けた助成、猟友会が実施する有害鳥獣捕獲等に対する活動補助の強化等、駆除及び被害防除対策を講じていく。国有林内においても、「屋久島国有林内におけるシカ対策推進協定」に基づき、屋久島森林管理署・屋久島町・上屋久猟友会・屋久町猟友会で連携し、共同で取り組むことにより、捕獲強化及び被害防除対策を実施していく。また、ヒヨドリ等による農作物への被害が毎年見られるため、防除対策として、サンテ、防鳥ネットの購入に対して補助を行い被害の軽減を図る。口永良部島ではヤギの生息数が著しく増加し、農業等に被害を与えていていることから、引き続き駆除を実施する。

また、捕獲鳥獣を地域資源として利用することが重要であることから、鹿肉処理加工施設

業者や獣友会、関係機関等と連携し、ジビエ利用拡大に努める。

畜産については、子牛の商品性を高めるため両町営牧場を活用し省力化を図る。また、飼料費等の経費が値上がりしていることから、自給飼料の拡大による経費節減に向けた経営指導を行い所得の向上に努める。

牧場運営については、民間事業者等が有する専門知識や経営資源を活用することにより、経営の合理化、適正な預託牛等の管理運営が図れないか牧場運営の一つの方法として指定管理者制度の導入を検討する。飼料購入費削減と土地の利活用を図るために、採草地の適正管理を行い、自給飼料を確保し経費の削減に努める。

養豚、採卵鶏については、生産・育成技術の向上や衛生対策の徹底等を図り、安定的な販売に繋がる取り組みを推進する。

・農業総務費（71,399千円）

　　人件費、施設管理経費、各種協議会負担金　他

・農業振興費（70,931千円）

原材料費（試験園苗木購入）	300千円
果樹試験園管理委託	1,472千円
農業管理センター負担金	4,000千円
産業祭補助	2,000千円
環境保全型農業直接支援対策事業補助金	2,367千円
輸送コスト支援事業補助金	30,820千円
焼酎加工用さつまいも生産支援	1,000千円
パッショングルーツ用ハウス資材補助	2,500千円
かごしまの農業未来創造支援事業	20,000千円

・農地費（15,510千円）

　　多面的機能支払交付金

15,141千円

・農業後継者対策費（17,092千円）

　　経営発展支援事業

4,375千円

　　経営開始資金事業

6,000千円

　　農業次世代人材投資資金

6,000千円

　　農林漁業修学研修資金

252千円

・特產品加工販売施設等管理経費（8,291千円）

　　光熱水費

2,704千円

　　修繕料

4,499千円

・畜産費（17,435千円）

　　人件費、各種協議会負担金他

・町営牧場管理運営費（108,942千円）

　　修繕料（資外）

2,000千円

　　手数料

5,972千円

委託料（指定管理者業務委託）	87,362 千円
備品購入費（フォーカリフト、ホイルローダー）	12,000 千円
・鳥獣被害対策費（35,115 千円）	
鳥獣被害対策実践事業補助金（推進・緊急）	21,388 千円
有害鳥獣捕獲対策事業補助金	10,510 千円
有害鳥獣被害防除対策補助金	500 千円
・特殊病害虫対策事業費（432 千円）	

（2）林業費

林業については、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された森林環境税を活用し、皆伐地の再造林のための苗木生産補助や、森林整備促進を図るための林道の維持管理費用の一部補助、施業地の現地調査及び測量、除伐作業等の補助、高性能林業機械のリース費用及び購入の一部補助や、GPS 等測量機器の機材導入費用の一部補助等を行う。また、林業に係る各種研修や資格取得等の費用を一部補助することで、林業の担い手の確保を図る。

更に、間伐を促進するための所有者負担分の一部補助や間伐材の陸送運搬費用の一部補助、島内産材の活用促進を目的とした住宅建設等に関する補助を行うことで、林業・木材産業の振興を図る。

木育の推進については、令和3年度より創設した新生児への木材製品贈呈事業を契機に、更なる展開を目指し、幼児や小学生を対象とした「木育インストラクター」による普及・啓発事業を実施することで、島内における木育の推進及び島内外に向けての島内産材の普及・販売促進を図る。

間伐材等の島外出荷に取り組んでいるところであるが、内地と比較して輸送にコストが嵩むため、森林所有者への還元が少ない現状である。海上輸送にコストが嵩む離島においては、価格的に有利な販売先の確保やこれらに対応した生産・出荷体制の構築、島内での利益率を高める取り組み等、関係者間での情報共有が重要となる。

このため、間伐材等の安定的な供給体制を確立するため、「屋久島地杉販売プロジェクト」等の推進や林業関係者による各種定例会の開催により、関係機関と連携した取り組みを推進する。

更には、国の海上輸送支援事業を活用した輸送費の補助を行うことで、林業振興を図る。

また、国・県及び町並びに島内林業関係者で構成される「屋久島地域森林整備推進協定」に基づき、民有林・国有林共に連携した間伐等の推進による森林整備を進める。

近年、松くい虫による被害が蔓延している状況を踏まえ、公益的機能の高い松林については、松くい虫の被害を防止するため薬剤の地上散布を実施し、その他の枯れ松については、被害が拡散・拡大しないよう伐倒処理や焼却・埋設処理を実施する。

その他、地域の森林整備の中核的担い手である森林組合については、経営改善計画に基づく健全な組合経営が図られるよう、引き続き指導・助言を行う。

・林業総務費（2,042千円）	
施設維持管理経費、各種協議会負担金	
永田前浜、栗生宮原松林保全委託	600千円※税対応
・林業振興費（160,979千円）	
松くい虫防除委託（地上散布・伐倒処理）	4,663千円※税対応
木材加工業務委託（新生児への木材製品贈呈事業）	800千円※税対応
森林整備促進事業補助金	11,310千円※税対応
島内産材需要拡大対策事業補助金	3,000千円※税対応
戦略產品輸送支援補助金	106,172千円
林業就業者研修補助金	250千円※税対応
屋久島地杉苗再興推進事業補助金	750千円※税対応
屋久島町木育推進事業補助金	2,500千円※税対応

（3）水産業費

水産業を取り巻く環境は、資源状況の悪化や漁価の低迷、漁業就業者の減少・高齢化に加え、燃油価格の高騰など厳しい状況が続いている。本町は、周辺海域に県有数の好漁場を有し、恵まれた海域条件にあるが、トビウオ、サバ漁等の地域を代表する水産物の水揚げ量の減少やサメの食害による漁業被害も深刻化している。このような状況の中、漁業の再生、振興を図ることを目的とした、離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業の生産性の向上に関する取組みや漁場の再生に関する実践的な取組みへの支援・指導を行っていくほか、県の「水産業復興基本計画」に基づき、持続的、安定的な漁業資源を確保するため、資源の回復と適切な管理、漁場の整備や栽培漁業等の推進を図っていく。また、高齢化や後継者不足による漁業従事者の減少により、漁業の衰退が危ぶまれているため、新規漁業就業者への支援を行い漁業就業者の確保、定着を促進することにより、漁業の再生を図る。

魚価の高騰を図るための取組として、令和5年度に導入した急速冷凍機を活用し、魚の安定供給と付加価値を付けた販売を確立するほか、県や屋久島漁業協同組合とで組織している屋久島地区水産業改良普及推進協議会の取り組みの一環として、地元水産物の情報発信や魚食普及活動を実施することで消費拡大を図る。

トビウオの日本有数の漁獲地である長崎県平戸市と新上五島町、屋久島町とあごだしの商品を多く手掛けている久原本家グループの4者において発足した「九州あご文化推進委員会」において、SNSを活用した情報発信や福岡市での販促イベントを実施し、トビウオの更なるPRと九州に伝わるあごの食文化を広げていく。

栗生漁港内上架施設の老朽化によって、安全面の確保が困難となっているため、種子島周辺漁業対策事業補助金を活用のうえ上架施設の軌条や台車を新設し、円滑な漁船修理が行える環境を整備することで、漁業者の漁船維持経費の抑制及び安全な漁業の運営を図る。

・水産業総務費（1,146千円）

各種協議会負担金　他	1,146千円
------------	---------

・水産業振興費（31,093千円）	
種子島周辺漁業対策事業補助金	17,593千円
離島漁業再生支援交付金	10,572千円
新規漁業就業者支援補助金	2,400千円
・漁港管理費（1,403千円）	
漁港施設維持管理経費、負担金等	1,403千円

（4）商工費

町内の経済活動は、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類へ引き下げられたこともあり、少しづつ回復の兆しがみえる。未だ本格的な回復には時間を要することが予想され、今後の社会経済の動向を見据えたより一層の対策強化が必要である。これまでに、町内の商工業者支援のため、国のコロナウイルス対策交付金を活用した飲食店応援給付金事業や事業支援給付金事業、商工会や鹿児島銀行と連携したプレミアム付き商品券事業を実施し、町内経済の活性化を図った。

本年度についても、コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者に対して、商工業安定資金貸付事業や利子補給事業等といった従来の支援策に加え、町のだいすき基金を活用した屋久島町ポイントカード会クラウドシステム導入事業等の新たな支援事業に取り組み、キャッシュレス化、DX化の推進を行うと共に町内経済の活性化を図る。

また、特産品の情報発信及び販路拡大を目的として、町内事業所が各自で運用しているインターネット販売等を取りまとめたサイトを立ち上げることで、横断的な供給体制の確立及び利益率の向上を図る。

地元商工業者の経営相談に対応するため、中小企業庁が各県に設置している鹿児島県よろず支援拠点による「よろず相談会」を実施することで、中小事業者の経営相談に対応する。

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用した雇用機会拡充事業については、創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対する運営支援と町内の雇用機会を拡充する有効な事業として、制度周知を図ると共に費用対効果を含めた適切な執行管理を行う。

消費者対策については、情報化社会の進展による架空請求など様々な取引をめぐる消費者トラブルの未然防止に向け、第一線の相談窓口を担い県消費生活相談センター・弁護士会・警察等と連携しながら取り組みの強化を図る。

・商工総務費（76,813千円）	
雇用機会拡充事業補助金	25,500千円
商工会助成金	3,970千円
商工業振興資金利子補給補助金	2,000千円
商工業販路拡大助成金	500千円
イベント運営費補助金	3,800千円
商工業安定資金貸付金	3,000千円

屋久杉加工協同組合運営資金貸付金	4,000 千円
屋久島町ポイントカード会クラウドシステム導入補助金	11,800 千円
特產品ポータルサイト運営補助金	200 千円
・共同店舗施設管理費 (1,466 千円)	
光熱水費	205 千円
修繕料	500 千円
・特產品展示館管理費 (949 千円)	
光熱水費	589 千円
修繕料	100 千円

(5) 労働諸費

失業者の生活の安定と早期就労を支援するため、月2回の資格認定業務を行い、受給者の資格認定業務求職申込の受付、求人票の整理を行い、早期就労を支援する。

雇用保険の受給資格取得（初回認定）等、所要の事務処理について、ハローワーク熊毛と連携し、受給者のニーズに沿ったより効率的な取次業務を行う。

- ・労働諸費 (20千円)

【 建設課 】

建設行政の方針

生活の基盤、産業の基盤となる一体的な交通環境づくりと災害に強いまちづくりを進め、住民の財産と安全を守るための施策の実現に努める。

1. 農業施設整備事業

農業の基盤である農道等の整備・維持補修に努める。

① 農業施設整備及び維持修繕費

・農道等危険箇所整備工事	10,000 千円
・緊急自然災害防止対策事業 原排水路	2,000 千円
・農業水路等長寿命化・防災減災事業（叶ゲート）	22,000 千円
・緊急自然災害防止対策事業（高平排水路）	3,000 千円
・緊急自然災害防止対策事業（麦生排水路）	3,000 千円
・農業水路等長寿命化・防災減災業務（屋久島 GIS）	3,000 千円
・農道過疎大崎線改良事業	8,000 千円
・農道台帳作成業務委託	4,000 千円

② 県営事業負担金

・県営中山間地域総合整備事業負担金	10,000 千円
・県営水利施設整備事業負担金	32,423 千円
・県営用排水施設整備事業負担金	2,790 千円
・県営農地整備事業負担金	8,013 千円

③ 補助金・助成金

・屋久島土地改良区運営補助金	15,500 千円
・畠総償還助成金	17,207 千円

2. 林道施設整備事業

林業の基盤である林道等の整備・維持補修に努める。

① 林業施設整備及び維持修繕費

・県単林道工事（萩原線）	8,000 千円
・緊急自然災害防止対策事業（前嶺線）	9,000 千円
・農山漁村地域整備事業（林道改良楠川1号線）	12,000 千円
・農山漁村地域整備事業（林道改良大久保2号橋）	33,000 千円
・維持修繕費（修繕料、重機借上料、工事材料費）	1,731 千円

3. 漁港施設整備事業

漁船の安全係留および漁業の基盤整備を充実するため、漁港施設の機能保全と維持補修に努める。

① 漁港の維持管理補修費

- | | |
|------------------------------|----------|
| ・機能保全計画策定業務委託（原・麦生・小瀬田・吉田漁港） | 5,000 千円 |
| ・維持補修費（修繕料、工事材料費） | 1,681 千円 |

② 県営事業負担金

- | | |
|----------------------------|----------|
| ・農山漁村地域整備事業負担金（口永良部漁港・離岸堤） | 8,500 千円 |
| ・県単漁港整備事業負担金（口永良部漁港・道路） | 3,600 千円 |
| ・県単漁港整備事業負担金（口永良部漁港・係船柱他） | 300 千円 |
| ・県単漁港整備事業負担金（一湊漁港・舗装整備） | 1,000 千円 |

4. 道路橋りょう施設整備事業

地域住民の利便性及び安全性を図り、地域経済に寄与する生活基盤の整備と道路環境の維持・補修・美化に努める。

① 社会資本整備総合交付金事業

- | | |
|------------|-----------|
| ・竹山線道路改良工事 | 40,000 千円 |
| ・中通線舗装補修工事 | 60,000 千円 |

② 道路メンテナンス事業

- | | |
|------------------------|-----------|
| ・城之川橋橋梁補修工事（鳥越線） | 25,000 千円 |
| ・湊橋橋梁補修工事（一湊海岸線） | 31,000 千円 |
| ・安房第5号橋橋梁補修工事（安房主要幹線） | 5,000 千円 |
| ・第5号橋橋梁補修工事（宮之浦循環1号支線） | 5,000 千円 |
| ・二又川橋橋梁補修工事（尾之間中央線） | 24,000 千円 |
| ・橋梁補修設計（安房線・安房川橋） | 6,000 千円 |

③ 町道整備事業

- | | |
|---------------|-----------|
| ・集落内道路整備工事 | 5,000 千円 |
| ・野平線道路整備工事 | 20,000 千円 |
| ・湯泊長瀬戸線道路整備工事 | 10,000 千円 |
| ・尾之間道路整備工事 | 25,000 千円 |
| ・一湊地区排水路整備事業 | 3,000 千円 |
| ・恵比須通線道路整備工事 | 10,000 千円 |

④ 道路の施設整備及び維持補修費

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ・町内危険箇所整備工事 | 5,000 千円 |
| ・道路環境整備工事（荒川線・淀川線、だいすき基金） | 30,000 千円 |

・維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費）	15,023 千円
-------------------------	-----------

5. 河川施設整備事業

河川の氾濫や土砂災害の未然防止に努め、住民の生命財産を守り、安全安心な生活環境を確保するとともに、自然環境に配慮した河川施設整備に努める。

① 河川整備事業

・緊急自然災害防止対策事業護岸改修工事（下川）	15,000 千円
・緊急自然災害防止対策事業護岸改修工事（出口川）	13,500 千円
・緊急自然災害防止対策事業護岸改修工事（平川）	15,000 千円
・緊急自然災害防止対策事業護岸改修工事（椎野川）	30,000 千円
・緊急自然災害防止対策事業護岸改修工事（あさひ川）	15,000 千円

② 河川の維持管理補修費

・水門等管理委託料（永田川・一湊川・栗生川）	1,173 千円
・維持補修費（修繕料、重機借上料）	2,245 千円

6. 港湾施設整備事業

港湾施設の機能保全と維持補修に努める。また、海上交通の要である宮之浦港・安房港の整備を促進し、経済の活性化を図る。

① 港湾の施設整備及び維持補修費

・緊急自然災害防止対策工事（楠川港・護岸改修）	20,000 千円
・維持補修費（修繕料、工事材料費）	648 千円

② 県営事業負担金

・防災安全社会資本整備交付金事業負担金（宮之浦港・安房港）	27,000 千円
・県単港湾整備事業負担金（安房港）	4,000 千円

7. 都市計画事業

快適な都市空間をつくり、住民に安らぎと安心を与える街路の整備・維持に努める。

① 都市計画関連施設整備及び維持管理費

・宮之浦街路灯整備工事	3,000 千円
・清掃委託料（安房墓地公園）	330 千円
・都市計画のあり方検討業務委託	8,000 千円

② 県営事業負担金

・ふれあいとゆとりの道づくり事業負担金（宮之浦地区）	2,000 千円
----------------------------	----------

8. 危険家屋解体撤去事業

町内の景観及び住環境の向上並びに安心安全を確保する為、危険家屋の撤去を推進

する。

- ① 危険家屋解体撤去補助事業
　・危険家屋解体撤去補助金

2,100 千円

9. 町営住宅事業

公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の維持・保全と計画的な修繕に努め、公営住宅の効率的かつ円滑な維持管理を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていく。事業の進捗状況等に応じ概ね5年ごとに見直しを行い、住棟毎に、改善、修繕等の活用方法を定め、効率的な事業を実施することで、効果的に長期活用することを目的とする。

- ① 町営住宅管理事業

・平内団地・春牧団地防水・外壁改修工事	24,000 千円
・楠川1号住宅・登上団地2棟・尾之間団地1棟解体工事	15,000 千円
・深川団地玄関ドア取替工事（2・6棟12戸）	8,400 千円
・維持補修費（修繕料、工事材料費）	14,000 千円

【 地域住民課 】

屋久島町は屋久島と口永良部島からなる広域な行政地域であるため、地域住民課を屋久島北部に2か所（永田、宮之浦）、屋久島南部に3か所（安房、尾之間、栗生）、口永良部島には1か所を設置している。

地域住民課は町民の生活に密着した幅広い行政サービスに務め、住民基本台帳や戸籍、町税や国民健康保険、後期高齢者医療等に関する各種申請や届出、公共料金の収納、証明書の交付などの手続きを行う。また、本庁と連携し丁寧かつ迅速な住民サービスの提供に心掛けしていく。

地域間交流の拠点である総合センター（宮之浦／安房）の維持管理に務め、離島開発総合センターでは展示や舞台発表等各種発表の場として、また安房総合センターでは子育て支援センター等の福祉関連の施設としての活用を図りながら、町民が安心安全に利用できるよう計画的に補修等を行う。

令和6年度の本課にかかる歳入・歳出は次のとおりである。

【歳入】 歳入計 1,083 千円

総務手数料

13. 1. 1	1. 001	総合センター使用料	210 千円
	3. 003	行政財産占有料	750 千円
13. 2. 1	3. 004	船員法事務手数料	1 千円
雜入			
20. 5. 2	1. 023	コピー複写代	122 千円

【歳出】 歳出計 118,583 千円

2. 1. 8	宮之浦出張所費	89,481 千円
2. 1. 9	尾之間出張所費	4,991 千円
2. 1. 10	安房出張所費	4,202 千円
2. 1. 11	栗生出張所費	206 千円
2. 1. 12	永田出張所費	3,620 千円
2. 1. 13	口永良部島出張所費	1,135 千円
2. 1. 16	総合センター管理費	14,948 千円
	※離島開発総合センター事業	(8,319 千円)
	※安房総合センター事業	(6,629 千円)

【 会計課 】

事務の概要については、地方自治法の規定により予算の調製及び執行、財産の取得・管理及び処分等の事務は町長が処理し、現金・物品等の出納及び保管、並びに決算の調製等の事務は会計管理者が処理することになっている。

これは、予算執行等の事務とこれに伴う現金及び物品等の出納・保管管理事務を分離し町長と会計管理者が相互に牽制をしつつ一定の秩序をもってその機能を果たすことにより会計事務の公正を確保しようとするものである。

今後も町の財政及び事務事業の健全化及び効率化を図るよう努めていく。

1 会計事務について

- ・現金の出納及び保管
- ・現金の記録・管理
- ・支出負担行為及び支出
- ・決算を調製して町長に提出

2 指定金融機関及び収納代理金融機関について

- ・指定金融機関 種子屋久農業協同組合
- ・収納代理金融機関 株式会社 鹿児島銀行
株式会社 南日本銀行
株式会社 ゆうちょ銀行
九州信用漁業協同組合連合会

3 資金管理について

健全な財政運営を図るために事前の資金管理が必要である。

そのために、毎月月末までに翌月の歳入歳出計画予定表を各課・事務局より提出させ資金の把握に努めている。概ね 100 万円を超える金額を報告し資金の管理に努めている。

4 例月出納検査について

地方自治法に基づき毎月（原則 10 日）実施する。

検査の方法は通帳・証書残高（現金残高）と会計処理済台帳並びに監査委員が指定する検査調書との照合を行う。併せて財務に関する事務の適法性や効率化の検証を行うため伝票の審査を実施する。

5 公文書等廃棄業務について

町文書事務取扱規程により公文書等の保存期間を把握し文書等の処分を実施する。

●主な支出 旅 費 31 千円 委託料 550 千円

6 基金の運用について

運用については、これまで普通預金や定期預金を管理し利息で収入を得ているが、今後は経済情勢を鑑み各種債券等を購入し資金の運用を図る事を検討していきたい。

7 手数料について

元来、指定金融機関側が負担していた公金振込手数料について、総務省通達等により令和6年10月1日より、町が負担することとなった。なお、振込内容の間違い等による、異例処理については、令和6年4月1日より手数料を負担することとなった。異例処理については、正確性の確保について、職員への周知徹底を図っていきたい。

また、手数料においても、振込回数を週一回にすることにより、経費の削減に努める。今後の指定金融機関選定の協議、検討を進めていく。

●手数料 7,400 千円

【 議会事務局 】

議会事務局は、地方自治法第138条第2項により設置され、本町における行財政全般に係る意思決定機関である議会の機能が十分に発揮できるよう、各種法令及び会議規則を遵守した議会運営に関する事務、議員共済事務等の議会に関する全ての事務を総務課及び県町村議長会と連携を図り運営する。

令和6年度の事業計画は、例年どおり定例会及び臨時会の開催、常任委員会及び特別委員会の運営等のほか、郡議長会研修、議員大会等への参加を行う予定である。

また、住民の意見を議会運営に反映させ、議会機能の活性化を図るため、「町民との意見交換会」を開催する。

開かれた議会を目指し、住民に向けた「議会だより」を発行し積極的な情報発信を図る。

1 議会等の開催について

(1) 定例会・臨時会の開催

条例・規則に基づいて、3月、6月、9月、12月の計4回の定例会を開催する。

事務局においては、議事日程作成などの議会運営に係る事務や一般質問の集約、請願・陳情整理表の作成、常任委員会審査に係る諸事務処理を行う。

臨時会については、必要があるとき、特定の事件に限り、その事件を審議するために招集する。

●主な主出（費用弁償） 出会旅費 411千円

(2) 議会運営委員会（7名）の開催

議会を円滑かつ効率的に運営するための委員会であり、定例会においては、開会日の5日前までに、臨時会においては、必要に応じて開会前までに開催する。

●主な経費（費用弁償） 出会旅費 42千円

(3) 常任委員会について

屋久島町議会は、委員会主義を採用しており、本会議において付託を受けた案件についての議案や請願・陳情について調査、審査を行うため、総務文教常任委員会（8名）と産業厚生常任委員会（8名）の常任委員会を設置している。

各常任委員会の所管事務調査については、2年に1回行うこととし、令和6年度が実施の年度となっているが、予算要求時に、調査先、調査事項、費用等が決定していなかったことから、各常任委員会において調査先等を決定し、予算を計上する。

(4) 特別委員会について

前年度の各会計歳入歳出決算が、例年9月議会において提出されるため、決算審査特別委員会（8名）を設置し、審査を行い、12月議会において、審査結果を報告する。

屋久島町交通対策特別委員会（8名）については、令和5年度は高速船及びフェリー所有会社との意見交換会を実施し、それぞれの船舶についての更新問題について協議を行い、令和6年度についても引き続いて、船会社や鹿児島県及び国を対象に調査等を実

施していく。

屋久島町の交通の安全と利便性向上対策調査特別委員会（7名）については、引き続き島内交通の安全性及び利便性の向上に向けての調査を行う。

(5) 広報委員会について

議会の公開原則及び議会活動の周知のため、議会広報委員会（4名）を設置し、定例会ごとに議会だよりを発行している。

広報委員会の運営に要する費用は、議員からの会費により支出しているが、印刷製本費については、単価見積りにより随意契約を行い支出している。

広報委員は、本年度も県町村議会議長会主催の広報研修に参加し、議会だより製作についての技術習得に努める。

●主な支出（印刷製本費）議会だより発行×4回	1,178 千円
（費用弁償）広報委員研修	124 千円

(6) 全員協議会について

議会の円滑な運営のための意見調整や、提出される議案についての事前調整、事務事業等の進捗状況の把握・情報共有のため、全員協議会を開催する。

出会費用については、出来るだけ他の会議と併せて開催することとし、支出の削減を図る。

●主な支出（費用弁償）出会旅費	93 千円
-----------------	-------

(7) 議員報酬等について

議員報酬については、毎月 22 日を基準に支給する。なお、期末手当及び共済組合負担金については、前年度と同額となっている。

●主な支出（報酬）	45,252 千円
（期末手当）	13,482 千円
（共済組合負担金）	13,179 千円

(8) タブレットの導入について

議会開催時に係るペーパーレス化を図るため、議員全員と管理職分として 40 台のタブレットを購入し、令和 6 年 6 月定例会を目途に運用開始を図る。

●主な支出（備品購入費）タブレット 40 台	4,500 千円
（使用料及び賃借料）システム利用料	1,276 千円

2 鹿児島県町村議会議長会について

鹿児島県町村議会議長会は、県下 24 の町村議会で組織され、事務局を自治会館内に設置し、研修会の企画、適正な議会事務処理のための調査・研究、町村の懸案事項解決のための相談受入れ、市町村非常勤職員公務災害補償・新団体補償制度に関する事務を行っている。

●主な支出（負担金・補助及び交付金）	
・県町村議長会負担金	1,314 千円
・県離島振興議長会負担金	50 千円

・全国離島振興議長会負担金 (費用弁償)	50 千円
・全国議長会・県議長会・離島議長会関係	74 千円
・議員研修会	465 千円
・議長、副議長研修（全国・県） (普通旅費：事務局分)	442 千円
・県議長会、離島議長会関係	151 千円
・事務局長研修	31 千円
・職員研修	62 千円

3 熊毛郡町議会議長会について

熊毛郡内3町（中種子町・南種子町・屋久島町）議会の情報共有や連絡協調を図り、議会の円滑な運営と各町の振興発展に寄与することを目的に活動する。

●主な支出（負担金・補助及び交付金）郡議長会負担金 (費用弁償) 臨時総会	30 千円
（普通旅費：事務局分）定期・臨時総会	62 千円
職員研修	93 千円

4 種子島屋久島議会議員大会について

1市3町が抱える当面の諸課題等の共有と、その対応を審議するため毎年開催している。

大会で採択された事項については、県議会や県関係機関及び国関係機関に対して要請活動を実施する。

なお、令和6年度は、大会事務局が屋久島町であり、大会開催地についても屋久島町となっている。

●主な支出（費用弁償）県、国要望活動 (普通旅費：事務局分) 県、国要望活動	151 千円
	302 千円

5 会議録の調製について

会議録は、定例会及び臨時会における本会議の音声データ反復及び50部の印刷製本を委託する。契約については、1時間当たりの単価による競争見積もりにより決定する。

定例会における委員会記録については、音声認識システムによる変換及び事務局職員の修正によって作成し、各常任委員長の確認のうえ、事務局において保管する。

●主な支出（委託料）議事録作成委託	891 千円
-------------------	--------

6 議長及び議会選出議員の公務費用

必要に応じて、関東屋久島会、熊毛植樹祭等へ出席する。

●主な支出（費用弁償）	151 千円
-------------	--------

7 町民との意見交換会（旧議会報告会）について

町民に対し、議会の説明責任を果たすとともに、広く町民の意見を吸い上げ、議会運営の充実を図るため、町民との意見交換会を行う。

●主な支出（費用弁償）	60 千円
（使用料及び賃借料）公民館使用料	20 千円

8 音響・映像機器について

議場及び委員会室の音響・映像機器について、保守点検等を実施する。

●主な支出（委託料）議場・委員会室機器保守委託	1,320 千円
音声認識システム利用料	1,056 千円

【 選挙管理委員会事務局 】

選挙の適切な管理執行を基本とし、以下のとおり計画している。

1 選挙管理委員会

以下の業務に係る執行経費として、11,000千円を予算計上している。

(1) 定例会の開催（毎月1回）

委員報酬 委員長 月額 44,600円
委員（3名） 月額 31,600円

(2) 臨時会の開催（選挙時等必要に応じて開催）

(3) 選挙人名簿の定時登録事務 年4回（6月・9月・12月・3月）

(4) 選挙人名簿の選挙時登録事務（選挙ごと）

(5) 檢察審査員候補者の選定事務 毎年1回（9月）

(6) 裁判員候補者の選定事務 每年1回（9月）

(7) 鹿児島県選挙管理委員会連合会総会・研修会、選管連熊毛支会総会（5月開催予定）、 選管連熊毛支会委員・職員研修会（開催時期未定）

(8) その他報告関係事務等

2 選挙啓発

以下の業務に係る執行経費として、376千円を予算計上している。

(1) 町明るい選挙推進協議会総会の開催（5月開催予定）

(2) 県明るい選挙推進協議会熊毛支会総会への参加（5月開催予定：鹿児島市）

(3) 明推協熊毛支会指導者研修会への参加（11月開催予定：屋久島町）

(4) 選挙啓発活動

常時啓発活動として、申請のあった小・中・高校への出前授業（主権者教育）や、中学校生徒会役員選挙（10月予定）に投票記載台と投票箱の貸出、「20歳の集い」参加者へのリーフレット配布などを実施している。

その他、選挙時啓発活動として、啓発ビラ配りを実施予定

(5) 選挙啓発冊子「しろばら」の全戸配布（1月実施予定）

3 鹿児島県知事選挙

令和6年7月27日任期満了による鹿児島県知事選挙が行われる。執行経費として、9,366千円を予算計上している。

【 監査委員事務局 】

監査委員の業務については、町の財政に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行について、各法令の規定に基づき監査・検査・審査を行い、その結果、必要があるときは意見を添えて報告及び公表することになっている。

監査委員事務局は、監査委員の業務が、円滑かつ適正に行われるよう、情報の提供、資料の収集、助言等、補助・補佐する機関として設置されているところである。

本町における財政状況は、更に厳しい状況に推移していくことが予測されており、その状況の健全化を図るためにには、歳入面にあっては、確実な自主財源の確保、歳出面にあっては、徹底した無駄の排除、経費の削減に努めるべきであり、このことは職員各位が認識し、不断の努力が必要であると、これまでの監査等の都度報告してきたところである。

したがって、その取組を促す監査効果を發揮するため、各種テーマの随時監査で補完を予定し、本町の財務に関する事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則って行われているかどうかに特に意を用い、監査等を行うことに必要な業務経費及び事務局の運営経費を予算計上している。

なお、それぞれの監査等においては、過去に実施した同様の監査等において指摘した点や、意見を付した件についての改善・検討状況等のフォローアップを併せて行うことで、監査委員による監査等が一過性のものに終わることなく、町の財政及び事務事業の健全化に資するよう努めていく。

1 監査委員について

監査委員は屋久島町監査委員条例第2条の規定により2名が選出されている。識見を有する者から選任される委員は、平成23年12月26日に選任され、令和5年12月26日から4期目の任期に入っている（1期4年）。議会議員から選出される監査委員は、令和3年10月1日に選出されている。

報酬については、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、月額報酬を支給する。

識見監査委員 令和5年12月26日～令和9年12月25日

議選監査委員 令和3年10月1日～令和7年9月30日

●主な支出（監査委員報酬）×2名 1,317千円

2 例月出納検査について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、検査基準日を前月末とする例月出納検査を

原則毎月10日に実施する。

検査の方法としては、通帳・証書残高（現金残高）と会計処理済台帳並びに監査委員が指定する検査調書との照合を行う。併せて財務に関する事務の適法性・効率性の検証を行うため伝票（歳出伝票、流用伝票、調定伝票等）の審査を実施する。

●主な支出（費用弁償） 出会旅費 38千円

3 定期監査について

地方自治法第199条第4項及び屋久島町監査委員条例第4条に規定する定期監査として、令和6年9月末を基準とする令和6年度一般会計及び特別会計の執行状況を始めとする財務に関する事務の執行及び経営に係る事務管理の監査を実施する。

●主な支出（費用弁償） 出会旅費 11千円

4 決算審査について

地方自治法第233条第2項及び屋久島町監査委員条例第9条の規定による令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同法第241条第5項の規定による基金運用状況の審査とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査、同法22条第1項による公営企業ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。

●主な支出（費用弁償） 出会旅費 11千円

5 その他監査の実施について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく隨時監査として、貯蔵品監査を引き続き実施するほか、監査委員が隨時必要と認める監査（財政援助団体監査、工事監査、行政監査を含む）を実施する予定としている。

●主な支出（費用弁償） 隨時監査（屋久島内） 13千円
〃 （口永良部島） 26千円
住民監査請求相談 38千円
(普通旅費：事務局分) 隨時監査（口永良部島） 13千円
住民監査請求相談 38千円

6 鹿児島県町村監査委員協議会会員としての活動

鹿児島県町村監査委員協議会は、県内の監査委員が会員となり構成されており、県内外での監査業務に係る情報提供はもとより、本町の監査業務に関する相談窓口にもなっている。当協議会が実施する調査への協力及び総会・研修会に参加する。

(1)令和5年度監査活動に関する調査	
(2)監査委員・補助職員研修会の参加	
令和6年7月開催予定	
(3)定期総会及び監査委員・補助職員研修会の参加	
令和7年2月開催予定	
●主な支出 (費用弁償) 県監査協議会研修会	124千円
(負担金) 県監査協議会	63千円
(普通旅費：事務局分) 県監査協議会研修会	62千円

7 熊毛郡監査委員協議会会員としての活動

熊毛郡監査委員協議会は、熊毛郡内の監査委員で組織されており、熊毛管内の情勢に則した監査等実務の情報交換を行う組織となっている。

なお、本協議会の事務局については熊毛3町が2年ごとに受け持つことになっており、令和5～6年度は本町が事務局となっている。

(1)定期総会

令和6年7月開催予定 (県研修会に併せて開催)

(2)研修会

年1回開催予定

●主な支出 (費用弁償) 郡監査協議会研修会	62千円
(負担金) 郡監査協議会	20千円
(普通旅費：事務局分) 郡監査協議会研修会	31千円

【 農業委員会事務局 】

I. 事業方針

農業委員会組織は「農業委員会等に関する法律」の改正を踏まえ、従来からの法令業務に加えて、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農や新規参入の促進といった「農地利用の最適化の推進」のための取組みと目に見える成果が求められている。

また、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法等の一部改正によって、将来目指すべき農地利用の姿を明確化させるための目標地図を含んだ「地域計画」の策定が法定化され、その中で農業委員会は目標地図の素案作成の役割を担うこととなり、これまで以上に地域農業者との関わりを深め、農地利用の最適化への重点活動が求められている。

本会ではこうした情勢を踏まえ、農業委員会活動の実践と農地行政の適正執行に取り組むため、以下のとおり事業推進を図っていく。

II. 事業計画

1. 会議の開催

(1) 農業委員会総会

農業委員会の基本的な案件及び農地法に基づく各種申請案件等を審議するため、毎月25日を基準に開催する。(定例会は毎月1回)

(2) 農地利用最適化推進会議

農地等の利用の最適化に関する業務を推進するため、農業委員と農地利用最適化推進委員の情報共有や各関係機関(県・県農業会議・県中間管理機構)との連携を図る。通常、熊毛1市3町で開催されるが、令和6年度については3年に1度の県内全域合同開催。

(3) その他の会議

関係機関及び関係団体等との連絡調整を図るため、また各種業務研修のため諸会議へ参加。

全国農業委員会会長大会、鹿児島県農業会議総会、熊毛地区農業委員会連絡協議会 他

2. 法令業務関連

(1) 農地法等関連業務

①農地法に基づき適正な権利移動の許可や農地転用に係る意見を決定する。

②新規参入に係る農地の権利取得及び周辺農地との調和要件の確認を行う。また、法人にあっては、農地所有適格法人の資格要件の審査並びに毎年の事業報告等、適正な指導を行う。

③遊休農地の発生防止・解消に向けた農地利用状況調査、農地利用意向調査の実施。

④農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による利用権設定等の推進。

⑤農地中間管理機構との連携を強化し、農地中間管理事業の活用促進を行う。

⑥農地基本台帳（サポートシステム）の整備・管理。

（2）農地利用最適化推進業務

①担い手への農地集積・集約化

農業委員・農地利用最適化推進委員は、地域での話し合いの場に積極的に参加し、戸別訪問やアンケート調査により意向把握を行い、担い手への農地集積・集約化を推進する。

②遊休農地の発生防止・解消

定期的な農地パトロールを行い、新たな遊休農地、無断転用の早期発見に努めるとともに、8～9月にかけて農地利用状況調査により全農地の調査を行い、適切な指導と対策を行い遊休農地の解消活動に取り組む。

③新規参入の促進

新規参入希望者へ支援策等の情報提供や農地のあっせんを行い、新規参入者の確保を図るとともに、参入後の相談・支援等を行う。

3. 地域計画策定に係る業務

農業委員会は、10年後も担い手等が効率かつ安定的に農業経営が継続できるよう、農業関係機関（JA、農地中間管理機構、土地改良区等）の協力を得ながら目標地図の素案を作成する。

また、地域計画における協議の場に農業委員と農地利用最適化推進委員が積極的に参加し、地域農業の在り方を明確化し、担い手への農地の集約化に向けた活動を行う。

4. その他業務

（1）農業者年金の加入推進

農業者年金制度の普及及び加入推進にあたっては、JAや農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農業者の老後の生活安定のため周知に努める。

（2）全国農業新聞による情報提供

全国農業新聞及び農業図書の普及推進を行い、知識の充実・情報の提供を図るため購読普及に努める。

（3）広報誌等を活用した情報提供

農業委員会の活動状況、農地の賃借料情報等を町広報誌やホームページに掲載する。

（4）家族経営協定の締結促進

熊毛支庁屋久島事務所農林普及課と連携し、家族経営協定の普及に取り組む。

【 教育総務課 】

< 基本方針 >

本町教育振興計画の基本目標である【あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり】を目指し、「第3期屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開する。

人権教育・同和教育・道徳教育に基づいた『思いやりに満ちた豊かな心と健康な体を育む教育』を基盤としながら、『自然と歴史と人に学ぶ教育活動の推進』、『地域とともにある学校運営の推進』、『自ら学び・共に高め合い・広め合う生涯学習の推進』に努める。

教育行政の責任執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が地域住民の意思を反映し、その期待に応え、自らの責任を十分に果たせられるよう、引き続き自己研鑽に努める。

また、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくことを目的としている、屋久島町総合教育会議に積極的に参加する。

学校教育においては、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成することを通して、「自分のふるさとを大切にし、ふるさとで生きる子供」、「知識だけではなく知恵を身に付けた子供」、「人権感覚と自尊感情を持った子供」、「危機管理ができる子供」、「人生設計ができる子供」を育て、発達の段階に応じた選択や判断ができ、持続可能な社会の創り手となる人づくりに努める。

学習指導要領の着実な実施に努め、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を進め、子供たちに「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力」を育む。

また、世界自然遺産の島ならではの「屋久島型ESD（持続発展教育）」を継続しながらSDGs目標等に発展させる取組を進め、さらに子供たちが安心・安全に学べるように、いじめ防止対策や不登校対策を強化する。

そのため、各種研修会を実施し教職員の資質向上を図り、「子供の姿に結果を出す」教職員を育成するとともに、学校、家庭、地域の連携を強化し、地域とともに活力ある学校づくりを推進する。学校づくりには、引き続き学校における働き方改革を進め、安全・安心な学習環境づくりに努め、老朽化した学校施設機能の改善や長寿命化を図る。また、国の学校施設のICT環境整備方針等を踏まえ、学校におけるICT環境の整備と積極的な活用を進める。

学校給食においては、安心・安全な食の提供を実施するために最大の注意を払いながら、心身ともに成長発達段階にある子供たちに栄養バランスのとれた給食を提供し、健康の増進体位の向上を図るとともに食に関する正しい理解と望ましい習慣を養い心豊かな学校生活と食育の推進を図る。

主な事務事業は次のとおり。

1 教育委員会費（予算額 1,909千円）

定例並びに臨時教育委員会において、本町教育行政の諸計画・施策等の策定、関係機関施設の管理運営等についての議決をはじめ、当面する教育課題等についての協議、情報提供及び意見交換並びに学校訪問や行事参観等を通して本町教育行政の推進に資するとともに、「屋久島町教育大綱」に沿った町長部局との連携により教育行政の充実を図る。

さらに学校経営説明会及び報告会を開催し、校長から直接学校経営や概況について説明を受け、学校の経営状況等を把握する。

また、地域住民の意思を反映し、その期待に応えるための自らの責任を十分果たせられるよう、研修会等へ積極的に参加し、教育委員としての資質の向上を図る。

・教育委員報酬	1,517千円
・委員会費用弁償及び旅費	392千円

2 事務局費（予算額 126,528千円）

(1) 教育支援委員会

特別な支援が必要な幼児及び児童生徒に対し、適正な就学判断と継続支援を行うため、教育支援委員会を年5回開催する。

- ・事業費【歳出】 244千円（報酬98千円・費用弁償146千円）

(2) 人材派遣事業

本町在住の中学生・高校生を海外に派遣し、外国の歴史や文化、生活に直接触れさせることで国際的視野の拡大を図るとともに、本町の国際化促進に寄与できる心豊かでたくましい人間の育成を図る。

- ・事業費【歳出】 4,750千円（補助金）
- ・派遣人員 中学生・高校生 5名以内

(3) 地域ぐるみ学校安全体制推進事業（スクールガードリーダー配置事業）

スクールガードリーダーを北部地区1名、南部地区1名を配置し、子どもの登下校時や学校等の巡回による防犯対策を行う。また、スクールガード（安全ボランティア）との連携や指導等を通して、その取組を支援する。

- ・事業費【歳入】 457千円（県補助金 地域ぐるみ学校安全体制推進事業）
- 【歳出】 707千円（報償費673千円・費用弁償20千円・消耗品費12千円・保険料2千円）

(4) スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・派遣

SCは、学校における児童生徒の心のケア、教職員・保護者の相談等に対応するため、専門的な立場からの指導・助言を行う。SSWは、問題行動等に対応する校内支援体制の構築や支援の在り方のアドバイス、関係機関等との連携強化を図る。

- ・事業費【歳出】 1,600千円（報償費1,180千円・費用弁償420千円）

(5) いじめ問題防止対策

いじめ防止等に関する機関及び団体の連携、いじめ防止の実効的対策、重大事態発生時における対処を図る。

- ・事業費【歳出】 74千円（報酬49千円・費用弁償25千円）

(6) 小中学校情報教育環境整備（教職員校務用端末機）

学校教職員の業務効率化のための、全校全教職員向け校務用パソコン機器のリース経費。

- ・事業費【歳出】 9,165千円（使用料及び賃借料）

(7) ネットワーク機器等保守業務

校内ネットワークは校務の重要な基盤であることから、ネットワークの不都合や障害に対する復旧及び点検を行う。また、校内ネットワークの設計・運用に問題がないか専門業者によるアセスメント（評価測定）を実施する。

- ・事業費【歳入】 500千円（国補助金 ネットワークアセスメント実施促進事業）
- ・事業費【歳出】 2,820千円（委託料）

(8) 養護教諭の配置

金岳小・中学校の学級減により、養護教諭が配置されない場合に備え、町費で養護教諭を採用・配置し、児童生徒の健康・安全面の管理・保健指導等を行う。

- ・事業費【歳出】 4,006千円（報酬他人件費）

(9) 学校安全総合支援事業

地域の特性に応じた継続的で発展的な実行性のある学校安全に係る取組を、地域が一体となって進める体制を構築することを目的に、モデル校を設置し、地域ぐるみで取り組む防災活動と避難体制を構築する。

- ・事業費【歳入】 1,100千円（県補助金 学校安全総合支援事業）
- ・事業費【歳出】 1,100千円（報償費56千円・普通旅費951千円・費用弁償53千円・

消耗品費40千円)

3 教育振興経費（予算額 243,614千円）

(1) 外国青年招致事業（英語助手）

プログラムコーディネーターとして外国青年等2名を任用し、小学校英語教科に対応し国際性豊かな児童生徒の育成のための国際理解、異文化理解学習の推進に努めるとともに、小学校及び中学校における外国語授業会話の補助、教員に対する現職研修への協力等を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。

- ・事業費【歳出】 7,298千円（2人報酬5,780千円・共済費1,080千円・費用弁償438千円）
343千円（ALT公用車経費120千円・国際化協会負担金223千円）

(2) 学校用務員の配置

学校の環境の整備ならびにその他学校が必要な用務に従事する学校用務員12名を配置する。

- ・事業費【歳出】 27,103千円（10人 報酬14,905千円・手当等5,639千円・共済費5,563千円
費用弁償996千円）
9,601千円（2人 公共施設管理公社委託料）

(3) 特別支援教育支援事業

小・中学校において教育上特別の支援を必要とする児童生徒（広汎性発達障害、知的障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD等の疑いのある児童生徒）、肢体不自由児童に対して、学校生活の介助及び学習活動上のサポート等適切な教育を行うため、12校2施設に合計26名（内1名は中種子養護学校高等部屋久島支援室、施設は北部及び南部教育支援センター）の支援員を配置する。

- ・事業費【歳出】 53,329千円（報酬30,461千円・手当等11,310千円・共済費9,908千円
費用弁償1,650千円）
- ・配置校等 宮浦小・一湊小・永田小・小瀬田小・栗生小・八幡小・神山小・安房小
中央中・岳南中・安房中・中種子養護学校高等部・北部及び南部教育支
援センター

(4) 学校司書補の配置

学校図書等の整理、児童生徒への対応、図書室環境整備、利用統計、読書啓発活動等の学習支援のため、学校司書補4名を配置する。

- ・事業費【歳出】 12,842千円（報酬6,266千円・手当等2,376千円・共済費2,399千円
費用弁償1,801千円）

(5) 部活動指導員派遣事業

専門的な技術指導力を備えた地域の指導者を3中学校の4運動・1文化部活動に派遣し、競技の技術向上を図り、部活動を支援するとともに、教員の負担軽減に繋げる。

- ・事業費【歳入】 2,244千円（県補助金 部活動指導員派遣推進費）
【歳出】 3,658千円（報酬3,648千円・役務費10千円）

(6) 教職員健康診断・教職員ストレスチェック診断事業

学校保健法及び労働安全衛生法に基づき、学校教育の円滑な実施に資するため、教職員の健康診断及びストレスチェックを実施し、治療の勧告やその他保健上必要な助言を行い、健康管理と保健指導に努める。

- ・事業費【歳出】 688千円（役務費688千円）

(7) スクールバス委託事業及び高校通学バス委託事業

遠距離通学をしている児童生徒及び高校生の交通の安全確保を図るため、スクールバス等の運行に必要な事業を実施する。

- ・事業費【歳入】 5,324千円（高校通学バス分担金）
【歳出】 97,702千円
 - ・南部小中学校通学バス委託料 34,210千円
 - ・北部小中学校通学バス委託料 29,942千円
 - ・屋久島高校通学バス委託料 33,550千円

(8) 自然体験学習事業

郷土教育の視点から、児童生徒が郷土の自然に対する体験的な学習を通して、郷土についての理解を深め郷土愛と自然を守る豊かな心を育むことを目的に、教育環境の整備や実践活動の推進を図る。

- ・事業費【歳出】 1,950千円（バス車両借上料）

(9) 山海留学事業

地元児童と留学児童の相互作用により教育効果の向上と振興を期し、あわせて校区の活性化と発展を図るために、永田小（かめんこ留学）、栗生小（まんてん留学）、八幡小（じょうもん留学）、一湊小（黒潮留学）、金岳小中（南海ひょうたん島留学）において山海留学事業を実施する。

- ・事業費【歳入】 1,440千円（国補助金 離島活性化交付金）
1,680千円（県補助金 特定離島ふるさとおこし推進事業費）
【歳出】 16,355千円
 - ・南海ひょうたん島留学委託料 2,400千円
 - ・かめんこ留学委託料 2,400千円
 - ・まんてん留学委託料 1,200千円
 - ・じょうもん留学委託料 4,080千円
 - ・屋久島黒潮留学委託料 4,320千円
 - ・山海留学実施委員会運営委託料 1,000千円（5地区）
 - ・その他山海留学事務費 955千円（報償費・旅費・需用費・印刷製本費
・役務費）

(10) 特別支援学校在籍児童生徒教育扶助事業

本町の児童生徒が島外の特別支援学校等に在籍したとき、保護者の定期的訪問に必要な旅費の一部を扶助することにより、対象世帯の負担軽減を図る。

- ・事業費【歳出】 687千円（扶助費）

(11) ESD（持続発展教育）推進事業

世界自然遺産や伝統文化等を素材とした学習を通して、体験活動と地域の人とのつながりから「学び、考え、行動する力」と「自尊感情」を高めることを目的として、屋久島らしい特色ある教育を推進する。

- ・事業費【歳出】 265千円（印刷製本費100千円・推進事業費165千円）

(12) 統合型校務支援システム運用事業

令和2年度に導入した校務支援システムの安定稼働により、教職員に係る事務負担を軽減し働き方改革の推進に努め、さらに教育委員会及び各学校間の連携充実を図る。

- ・事業費【歳出】 555千円（保守業務委託料）

(13) 離島高校生修学支援金交付事業

へき地教育振興法等に基づき、離島高校生修学支援費が設けられたことに伴い、高校が設置されていない金岳中学校卒業者の高校進学（2名）に対する保護者の負担軽減を図る。

- ・事業費【歳入】 605千円（国補助金 離島高校生修学支援費）
【歳出】 1,212千円（補助金）

(14) 教育支援センター事業

不登校の状態にある児童及び生徒を対象として、北部・南部地区にそれぞれ1箇所教育支援センターを設置し、児童・生徒の自立を促し集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を支援する。

- ・事業費【歳出】 449千円（人件費を除く維持経費）

(15) 学校災害共済事業

全児童生徒等が学校管理下での不慮の事故等による怪我や疾病に備え、災害共済給付制度に加入する。

- ・事業費【歳入】 1,675千円（保護者負担金475千円・スマーツ振興センター給付金1,200千円）
【歳出】 2,164千円（スマーツ振興センター負担金964千円・保護者給付費1,200千円）

4 教職員住宅事業費（予算額 9,415千円）

小・中学校に勤務する教職員が安心して職務に専念できるように、教職員住宅の住居環境の整備を図る。また、教職員住宅の修繕等を行う。

・事業費【歳入】	21,601千円（教職員住宅貸付収入）
【歳出】	9,415千円
・修繕料	5,500千円
・解体工事1棟	3,000千円

5 小学校学校管理費（学校配分予算額 17,793千円）

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各小学校へ管理費を配分する。

6 小学校学校管理費（事務局費予算額 81,445千円）

(1) 就学時健康診断事業

学校保健法に基づき、就学前の健康診断を通して、健康で安心して就学するための手立てと必要な助言・指導の機会とする。

・事業費	204千円（報償費186千円・費用弁償18千円）
------	--------------------------

(2) 児童各種健康診断事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱により、児童の健康診断を実施し、心身の健全な発達や健康の保持増進に努め、学校教育の充実を図る。

・事業費【歳入】	64千円（国補助金 心臓検診費）
【歳出】	2,912千円
・学校医、歯科医、薬剤師報酬	1,751千円
・眼科検診委託料	333千円
・心臓検診委託料	228千円
・耳鼻咽喉科検診委託料	333千円
・尿検査委託料	267千円

(3) 小学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学ぶための施設整備を図るとともに、学校教材、学校備品の充実を図り、教育環境の充実に努める。

・事業費【歳出】	45,200千円
・教材、備品購入費	15,300千円
・施設修繕費	6,700千円
・神山・八幡小電気受電施設改修設計委託	2,200千円
・栗生小講堂解体設計委託	4,000千円
・安房小プールろ過機配管改修設計委託	2,000千円
・安房小プールろ過機配管改修工事	15,000千円

7 小学校教育振興費（学校配分予算額 1,001千円）

特別支援学級を設置している学校への支援を通じ、支援の必要な児童一人一人のニーズに応じてきめ細やかな特別支援教育を推進する。

・特別支援学級設置校	宮浦小・一湊小・小瀬田小・栗生小・八幡小・神山小・安房小
------------	------------------------------

8 小学校教育振興費（事務局費予算額 20,525千円）

(1) 遠距離通学支援

遠距離通学をしている栗生小児童の安全確保を図るため、バス定期券の交付を行う。

・事業費【歳出】	319千円（役務費）
----------	------------

(2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に在籍する児童及び要保護準要保護児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資する。

・事業費【歳入】	501千円 (国補助金 特別支援就学奨励費)
【歳出】	5,662千円
・学用品費・給食費等	4,430千円
・医療費	300千円
・特別支援教育	802千円
・校外活動費	130千円

(3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常生活で直接経験できない自然や異文化に触れることで、広く豊かな心の醸成を育み、集団生活の楽しさや学校における教育活動をさらに充実させるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。

・事業費【歳入】	824千円 (国補助金 高度へき地修学旅行費)
【歳出】	3,277千円

(4) 小中学校情報教育環境整備

小学校の情報教育のための児童用ICT機器のリース経費

・事業費【歳出】	4,340千円
----------	---------

9 中学校学校管理費（学校配分予算額 9,873千円）

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各中学校へ管理費を配分する。

10 中学校学校管理費（事務局費予算額 45,114千円）

(1) 生徒各種健康検診事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱により、児童の健康診断を実施し、心身の健全な発達や健康の保持増進に努め、学校教育の充実を図る。

・事業費【歳入】	55千円 (国補助金 心臓検診費)
【歳出】	1,457千円
・学校医・歯科医・薬剤師報酬	847千円
・眼科検診委託料	140千円
・心臓検診委託料	198千円
・尿検査委託料	132千円
・耳鼻咽喉科検診委託料	140千円

(2) 中学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学ぶための施設整備を図るとともに、学校教材、学校備品の充実を図り、教育環境の充実に努める。

・事業費	28,040千円
・教材・備品購入費	4,040千円
・施設修繕費	2,000千円
・安房中体育館防災機能強化工事設計委託	2,000千円
・安房中グラウンド整備工事	20,000千円

11 中学校教育振興費（学校配分予算額 355千円）

特別支援学級設置校に対し支援することで、生徒一人一人が自己の存在感を認識するとともに相互の存在価値を認め合う、心身共にたくましい生徒の育成に努める。

・特別支援学級設置校	中央中・岳南中・安房中
------------	-------------

12 中学校教育振興費（事務局費予算額 34,069千円）

(1) 遠距離通学支援

教育支援センターに通所している生徒の安全確保を図るため、バス定期券の交付を行う。

・事業費【歳出】	55千円 (役務費)
----------	------------

(2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に在籍する生徒及び要保護準要保護生徒の保護者の経済的負担を軽減するため援助することにより義務教育の円滑な実施に資する。

・事業費【歳入】	244千円 (国補助金 特別支援就学奨励費)
【歳出】	7,332千円
・学用品費・給食費等	6,551千円
・医療費	100千円
・特別支援教育	477千円
・校外活動費	98千円
・体育実技用具費	106千円

(3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常の生活で直接経験できない自然や文化に触れ、広く豊かな経験をして学校における教育活動を充実・発展させるとともに集団生活の楽しさを味わわせる。また、保護者の経済的負担の軽減を図る。

・事業費【歳入】	1,020千円 (国補助金 高度へき地修学旅行費)
【歳出】	6,018千円

(4) 中学校体育連盟補助及び県体等出場補助事業

中学校体育連盟主催の大会及び県体育大会等に出場する生徒に対し、競技力の向上・体力の向上及び心身の調和的発達を図るために参加補助を行う。

・事業費【歳出】	4,056千円
・中学校体育連盟補助	1,000千円
・県体等出場補助	3,056千円

(5) 小中学校情報教育環境整備

中学校の情報教育のための生徒用ICT機器のリース経費

・事業費【歳出】	1,749千円
----------	---------

13 幼稚園費（予算額 18,685千円）

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図る。また、平日に加え長期休暇期間についても預かり保育を実施し、保護者の就労、子育て支援の拡充拡大を図る。

・事業費【歳入】	696千円 (預かり保育料)
【歳出】	4,861千円
・学校歯科医、薬剤師報酬	146千円
・園児預かり保育指導員報酬	902千円
・教材、管理備品購入費	310千円
・浄化槽修繕	1,850千円
・幼児教育無償化副食費免除負担金	316千円
・管理費（人件費を除く）	1,337千円

14 学校給食費（予算額 172,192千円）

(1) 給食実施体制

各調理場においては、栄養教諭の指導のもと、調理員は毎日行うミーティングで作業手順等の共通理解と連携を図りながら安心・安全な給食づくりに努め、調理場において調理員や配達員が不足する事態が生じるときは、人員の確保や調理場間での応援調整を行い業務に支障が生じない体制を整備する。

また、金岳小中学校共同調理場の体制整備のため、会計年度任用職員の栄養士を引き続き配置する。（常勤地は学校給食センター）

・事業費【歳出】	91,590千円
・給食調理業務人員等の配置	82,057千円

学校給食センター13人、東部調理場7人、西部調理場5人、金岳調理場4人

(各調理場調理員、事務兼配送員、臨時・代替等含む)

・調理業務委託 9,533千円

屋久公共施設等振興管理公社（東部調理場1人・西部調理場2人）

（2）学校給食運営委員会等の開催

学校給食の円滑な運営を推進し給食の資質向上を図るため、調理場ごとに学校給食運営委員会を開催し、給食の実施計画や給食費会計等の審議を行う。

また、各学校の給食担当者を交えた給食担当者会や、栄養教諭による給食業務合同打合せ会を開催し、意見交換をしながらより効果的な給食の提供に努める。

・事業費【歳出】 103千円

・学校給食運営委員会（調理場ごとに開催）年1回

・学校給食担当者会（学期ごとに開催）年3回

・給食業務合同打合せ会（学期ごとに開催）年3回

（3）献立及び調理【学校給食事業の維持経費等】

食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子ども達の食生活の乱れや肥満増加、過度の痩身などの問題が指摘されるなか、不足しがちな栄養素の摂取を補助し、栄養バランスのとれた望ましい食習慣を支援するとともに献立表、食育だより等を発行し家庭や地域へ向け、食に関する情報を発信する。

また、調理従事者の衛生管理を徹底し、食材と作業手順の確認を十分に行うとともに、食物アレルギーに対応するため、対象者への除去食等の調理手順等についても再確認し、安心・安全な給食の提供に努める。

製パン工場での共同パン加工については、給食センターはもとより東部及び西部調理場の献立に合わせたパンの提供に努める。

・事業費【歳入】 1,100千円（パン米飯加工収入）

【歳出】 21,201千円

・給食センター 10,847千円

・東部調理場 4,459千円

・西部調理場 4,264千円

・金岳調理場 1,631千円

（4）衛生管理

近年の食中毒は、ウイルス性のものが多く季節を選ばず発生する状況にあるため、学校給食衛生管理基準を遵守し調理作業等を徹底するとともに、各種研修会等にも積極的に参加し調理従事者の資質向上に努める。

また、年間を通して調理場内の細菌検査や害虫等の駆除を行うとともに、調理従事者の健康診断等を行い、食中毒の発生防止と健康管理に努める。

・事業費【歳出】 2,666千円

・給食センター関係衛生研修会等 192千円

・便細菌検査（検便）毎月2回実施 460千円

・調理従事者健康診断（年1回） 289千円

・衛生保守管理業務委託 1,725千円

細菌検査年11回及び定期防除年3回

（5）給食費補助金

児童生徒の健全育成と子育て支援を推進するため、小学生と中学生を対象に、給食の食材費に対して補助を行う。第2子以降の児童生徒に対しては、無償化とし保護者の給食費の負担軽減に更に努める。

・事業費【歳出】 27,378千円

・補助単価 小学生一人あたり月額1,350円、中学生一人あたり月額1,600円

給食費月額 小学生 4,500円、 中学生 5,500円

保護者負担額 小学生 3,150円、 中学生 3,900円

(6) 児童生徒の食に関する指導推進

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を身につけ、食を通じて食文化や地域を理解することができる生きた教材として活用されるよう各種の資料提供に努める。

また、栄養教諭による学校訪問指導や給食週間での各学校の活動と連携した取組みを行い、献立表や給食便り等により保護者へ食に対する啓発に努める。

(7) 施設・設備等の整備

給食施設及び設備の経年劣化による修繕や調理機器等の更新を行い、施設内の衛生管理と作業効率の向上を図る。

・事業費【歳出】	9,983千円
・給食センター真空冷却機購入費	5,500千円
・東部調理場冷蔵庫購入費	1,100千円
・西部調理場消毒保管庫購入費	2,970千円
・西部調理場スポットクーラー購入費	413千円

(8) 地産地消の取組

新鮮で安全安心な食材として地元産の農林水産物を活用し、地域の生産者や関係機関と連携し地元食材を積極的に学校給食に取り入れ、食育の推進と地産地消に取り組む。

(9) 学校給食センター基本計画作成

今後施設の老朽化に加え、少子高齢化に伴う児童生徒数の減少、調理員等の人材確保が懸念されることから、現在ある学校給食施設の再編を含め、新学校給食センターを建設することを目的に基本計画を作成し、協議検討を進めていく。

・事業費【歳出】	17,600千円（委託料）
----------	---------------

【社会教育課】

<基本方針>

本町教育振興計画の基本目標である【あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり】を目指し、「第3期屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開する。

人権教育・同和教育・道徳教育に基づいた『思いやりに満ちた豊かな心と健康な体を育む教育』を基盤としながら、『自然と歴史と人に学ぶ教育活動の推進』、『地域とともにある学校運営の推進』、『自ら学び・共に高め合い・広め合う生涯学習の推進』に努める。

社会教育では、町民一人一人が生涯にわたって自己の目標や理想の実現に向かって学び続けることができ、また繋がりや支え合いなど、豊かに生活するための地域社会づくりや絆づくりを目指し学習機会の情報提供や指導者の育成・確保、社会教育施設の維持など生涯学習の基盤づくりに努める。

町立図書室の図書館システムの本格運用や移動図書車の更新、書籍購入費用を増加し、町民の読書意欲の向上に繋げるとともに図書室の生涯学習拠点化を継続して進める。

また、体験を主とした青少年団体の活動、成人団体や文化団体の自主的活動、各地域における特色ある公民館活動等、それぞれの課題点も見出しながら情報提供等に務め好事例活動として町内に拡充し、生涯学習の推進に努める。

なお、スポーツ・レクリエーション事業及び文化事業では、各種大会等の実施や、町民活躍の場町民融和の場、町民が楽しめる場の構築やその支援に取り組む。

文化財事業では、郷土に残る貴重な文化財の適切な管理に務め、町民の関心に応える活用のための事業を進める。また、埋蔵文化財を初めとする開発事業等との協議や調査など年次的な取組によりその調整を図る。

1 社会教育総務費（予算額 74,282千円）

(1) 社会教育諸条件の整備、充実

社会教育諸条件の整備と活用の充実を図る。

・事業費 1,970千円（歳入：コピー複写代 1千円）

- | | | | | |
|-------------------------|---------------|------------|-------------|-------------|
| ・社会教育指導員の配置 | (給 料 1,025千円) | 手当 | 保険 414千円 | 費用弁償 108千円) |
| ・社会教育委員会議の開催 | (報 酬 98千円) | 費用弁償 26千円) | | |
| ・社会教育委員の県・地区研修会への参加 | | | (費用弁償 68千円) | |
| ・青少年育成町民会議及び青少年問題協議会の開催 | (報 酬 187千円) | 費用弁償 44千円) | | |
| ・社会教育関係職員の研修 | *令和6年度は屋久島町開催 | | | |
| ・町報を活用した「教育委員会だより」の紙面充実 | | | | |

(2) 人権同和教育の促進

同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修に取組み、差別を許さない気風を構築し、誰もが大事にされる信頼と融和のある住みよい社会つくりをめざす。

・事業費 61千円

- | | |
|----------------------------------|------------|
| ・町人権教育研修会の開催 | (謝 金 30千円) |
| ・地区人権教育ブロック別指導者研修会の開催 | |
| ・人権教育指導者の育成、資質向上とその活用【地域、学校等】 | (旅 費 31千円) |
| ・社会教育職員の研修 | |
| ・社会教育関係団体等での学習会の充実【家庭教育学級、成人学級等】 | |
| ・学校や関係機関との連携による人権教育の推進【人権の花運動】 | |

2 生涯学習推進費（予算額 836千円）

生涯学習社会に対応した町民の多様なニーズに応える学習機会を提供するなどし、家庭や地域の教育機能の活性化を図るための諸施策の展開に努め、生涯学習の基盤つくりを進める。

・事業費 836千円

- ・生涯学習講座【3講座】の開設 (謝金 90千円 消耗品費 15千円)
- ・社会教育関係団体指導者研修（子ども会・PTA指導者）の派遣 (費用弁償 122千円)
- ・生涯学習大会の開催 (委託料他 497千円)
- ・「ありがとう」のはがき事業の実施 (審査経費他 112千円)
- ・生涯学習県民大学講座【人権教育、情報モラル教育】

3 社会教育活動費（予算額 7,850千円）

(1) 地域学校協働活動（学校応援団）の充実

家庭・地域・学校・各種団体との連携と協働による社会教育の充実を図り、地域人材の活用による学校教育活動に対する支援や、青少年団体活動や地域活動への相互支援に努める。

・事業費 181千円

- ・推進体制の整備、地域学校共同活動実行委員会の開催 (費用弁償 30千円)
- ・地域学校協働活動（学校応援団事業）の実施 (補助金 60千円)
- ・地域コーディネーター研修会 (旅費等 91千円)

(2) 幼児期の教育支援

児童演劇公演の実施と口永良部島地区で幼児学級が開設された場合の幼児学級への適切な支援や助言を図る。

・事業費 3,967千円

- ・永田幼児学級の育成と支援 (補助金 2,200千円 その他 13千円)
- ・口永良部島幼児学級の育成と支援 (補助金 848千円 その他 13千円)
- ・幼児学級指導者等研修会の参加促進 (費用弁償 93千円)
- ・児童演劇公演「町子ども劇場」の実施 (委託料 700千円 車両借上料 100千円)

(3) 幼児期及び小・中学校期の家庭教育の充実

幼児期及び小中学校期の家庭教育については、各学校の家庭教育学級開設の支援を図り、保護者並びに教育関係者への研修会等を企画するなど家庭教育力の向上に繋げ、地域ぐるみで家庭教育を支援する環境づくりを図る。

・事業費 462千円

- ・家庭教育学級の開設【16学級】 (補助金 400千円)
- ・各家庭における「さわやかあいさつ」運動への取り組み推進
- ・家庭教育支援員養成研修会 (費用弁償 31千円)
- ・県家庭教育学級研修会 (旅費 31千円)

(4) 青少年教育の充実

世界自然遺産の島「屋久島」を認識し、郷土に誇りと感動を覚えながら、自立自興の気概に富む青少年育成に努める。また、社会教育関係団体が行う活動の助言や支援を図り、積極的な研修会や各種事業等への参加を促進する。

・事業費 1,186千円

- ・青少年健全育成ポスター、標語コンクールの開催 (事業費 91千円)
- ・屋久島ジュニア検定の実施 (事業費 220千円)
- ・町子ども会育成連絡協議会の育成 (補助金 640千円)
- ・子ども会口永良部島交流促進事業の支援 (補助金 85千円)
- ・高校生クラブ「ぼんだま」の育成、支援 (補助金 150千円)
- ・ジェニアリーダー（高校生クラブ）交流大会、地区ジェニアリーダー養成研修への派遣

- ・地区青年団体指導者研修会の実施と町内青年団体への助言
- ・「さわやかあいさつ」運動の推進【青少年健全育成ポスター・標語コンクールと連携】

(5) 成人教育の充実

成人学級や成人団体への適切な助言、指導と支援を図る。

- ・**事業費 1,823千円**

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・「ふるさとを想う二十歳の集い」の開催 | (事業費 593千円) |
| ・町女性団体の支援 | (補助金 800千円) |
| ・町P.T.A連絡協議会の支援 | (補助金 340千円) |
| ・町校外生活指導連絡協議会の支援 | (補助金 90千円) |
| ・「さわやかあいさつ」運動推進 | |

4 公 民 館 費（予算額 53,040千円）

地域住民の学習への取組や地域の問題解決に向けた公民館活動を積極的に支援する。

- ・**事業費 500千円**

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ・町公民館連絡協議会の支援 | (補助金 260千円) |
| ・地区自治公民館経営研修会、館長等研修会への参加促進 | |
| ・地域ぐるみの「さわやかあいさつ」運動の推進 | |
| ・地区公民館活動の支援 | |
| ・地区公民館等講座の開設【8講座】 | (謝 金 240千円) |
| ・地域と学校との連携（地域学校協働活動）促進 | |

(2) 地区公民館等の維持管理

生涯学習や地域交流の拠点となる地区公民館等の維持管理と整備に努める。

- ・**事業費 18,530千円（歳入：公民館使用料 60千円 行政財産占有料 135千円）**

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ・公民館等施設の修繕料 | (修繕料 1,400千円) |
| ・公民館等施設シロアリ駆除 | (委託料 220千円) |
| ・公民館等施設補修材料代 | (原材料費 50千円) |
| ・各公民館消防設備点検等 | (委託料 1,003千円) |
| ・施設の管理運営（各集落公民館等施設：指定管理） | (委託料 12,957千円) |
| ・ " (尾之間中央公民館) | (消耗品費 50千円) |
| | (光熱水費 1,200千円) |
| | (委託料 150千円) |
| ・各地区公民館等空調機更新 | (備品購入費 1,500千円) |

(3) 地区公民館大規模改修工事

- ・**事業費 33,880千円（歳入：社会資本整備総合交付金 16,930千円）**

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・春牧へき地保健福祉館 | (工事請負費 31,350千円) |
| ・麦生観光農林漁業経営管理施設 | (設計委託料 2,530千円) |

5 図 書 館 費（予算額 20,681千円）

図書室の整備や蔵書の充実により、生涯学習の拠点施設としての利用者拡大を図るとともに、巡回図書車を更新し効率的な運行により、広く町民の読書習慣の形成に努める。

また、地域や学校との連携、読み聞かせグループ等を積極的に支援し、子どもの読書活動の推進を図る。

図書館システムの運用により、蔵書の貸出返却・予約・検索などの作業の効率化が図れていることから、引き続き町図書室・校図書室が一体となり、町民の読書意欲向上に努める。

- ・**事業費 19,272千円**

- | | |
|------------------|-------------|
| ・図書室警備システム委託（2室） | (委託料 164千円) |
|------------------|-------------|

・図書館システム保守（3施設）	(委託料 856千円)
・図書館システム関係消耗品（読書通帳他）	(消耗品費 640千円)
・図書室職員の研修と図書室間の連携 5名	(報酬 5,214千円)
	(手当等 1,956千円)
	(共済費 175千円)
	(費用弁償 470千円)
・巡回図書、巡回文庫の実施等 1名	(給料 1,802千円)
	(手当等 837千円)
	(共済費 588千円)
・図書室蔵書の充実（蔵書・新聞紙・定期購読雑誌）	(消耗品費 1,620千円)
・ブックスタート事業の実施【町部局との連携】	(消耗品費 130千円)
・親子読書会、「子ども読書の日大会」の実施	(消耗品費 20千円)
・巡回図書車の更新	(備品購入費 4,800千円)
・読書グループや学校司書との連携	
・読書活動ボランティアの登録・活用	
・「子どもといっしょに読書の日」や「読書週間」の啓発と「1日20分読書」運動の推進	
・口永良部島での巡回図書の拡充及びおはなし会の実施	

6 保健体育総務費（予算額 14,797千円）

（1）推進体制の充実

スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、スポーツ推進委員をはじめとするスポーツ指導者やスポーツ協会を主としたスポーツ団体の育成に努める。

・事業費 783千円（歳入：広報誌等広告料 5千円）

・スポーツ推進委員会議の開催と町内活動促進	(報酬 539千円 費用弁償 48千円)
・地区スポーツ推進委員研修への参加	
・県スポーツ推進委員研修会マスゲームへの参加	(費用弁償 30千円)
・マスゲーム講習、町民歌体操普及啓発活動	(費用弁償 166千円)

（2）コミュニティスポーツの振興

町民の運動能力の向上を図り、健康・体力つくりはもとより、地域の活性化や生きがいづくりをめざしたコミュニティスポーツの振興に努める。

・事業費 2,770千円

・総合型地域スポーツクラブの育成・支援	(補助金 2,770千円)
---------------------	---------------

（3）団体スポーツ等活動場所の提供

年間または学期期間において定期的に利用を希望する団体について、学校教育に支障のない範囲で学校体育館等施設を開放し、町民の利用に資する。

・事業費 705千円（歳入：開放体育館使用料 322千円）

・学校体育施設開放事業の実施【21団体9校】	(謝金 705千円)
・ニュースポーツの普及、備品貸出し	

（4）団体の育成充実

中核団体への適切な助言、指導と支援を図る。

・事業費 7,728千円

・町スポーツ協会の運営補助	(補助金 7,000千円)
・熊毛地区スポーツ協会活動支援	(負担金 328千円)
・町スポーツ少年団の育成と支援	(補助金 400千円)

(5) 各種大会の開催と支援

各種スポーツイベントの開催により、町民の親睦・融和・健康増進を図り、日常のスポーツ活動を充実させる。

- ・**事業費 694千円**

- ・町民体育祭、町駅伝競走大会等の開催 (事業費 694千円)
- ・スポーツ少年団大会、各種競技大会の支援

(6) 各種大会への参加

町民の意識高揚とチーム力、競技力向上を図るため、各種大会への積極的な参加を進める。

- ・**事業費 992千円**

- ・県民スポーツ大会熊毛地区大会への出場及び運営
- ・各種競技の県大会出場支援
- ・熊毛地区市町対抗駅伝競走大会への出場及び運営 (負担金 992千円)
- ・県下一周駅伝競走大会及び地区対抗女子駅伝競走大会の選手強化と出場補助

7 体 施 設 費 (予算額 35,399千円)

生涯スポーツを推進するため、安心・安全に利用ができる体育館、グラウンド等身近なスポーツ、レクリエーション施設の維持管理に努める。

- ・**事業費 35,156千円 (歳入：保健体育施設使用料 1,194千円 行政財産占用料 56千円
社会保険料 1,008千円 雇用保険料 119千円)**

- ・健康の森陸上競技場、宮之浦陸上競技場等の維持管理会計年度任用職員 5名
 - (報酬 9,313千円 手当等 1,902千円)
 - (共済費 3,497千円 費用弁償 564千円)
- ・各体育施設の維持管理
 - (消耗品費 717千円 光熱水費 5,410千円)
 - (修繕料 8,920千円 燃料費 520千円)
 - (手数料 224千円 委託料 2,722千円)
 - (使用賃借料 137千円 原材料 100千円)
 - (備品購入費 1,130千円)

8 文 化 総 務 費 (予算額 1,092千円)

芸術文化に対する関心を高めるため、文化協会や文化関係団体の育成に努め、文化祭等の各種文化事業を支援するとともに、地域に根ざした文化活動の拠点づくりを進める。

- ・**事業費 1,000千円**

- ・町文化協会の育成と活動支援 (補助金 1,000千円)
- ・町文化協会団体や文化団体自主事業への助言と後援
- ・文化芸術による子どもの育成事業の活用促進
- ・シドッチャ上陸記念祭への支援
- ・民俗芸能保存会、文化団体への補助事業等情報提供

9 文 化 財 保 護 費 (予算額 12,529千円)

(1) 文化財推進体制の確立

文化財保護法に基づく町内指定文化財等の管理体制を確立し、必要に応じて町文化財保護審議会が町教育委員会事務局及び文化財保有者、管理団体等への指導と助言を行う。

- ・**事業費 221千円**

- ・町文化財保護審議会【資料館運営委員会】の開催【年2回】
 - (報酬 59千円 費用弁償 18千円)
- ・地区文化財保護審議会委員等研修会の開催 (費用弁償 57千円)

・文化財行政関係職員の研修等	(旅 費	87千円)
・その他一般事務		

(2) 文化財の調査

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の適切な保存のため、必要な調査事業を行う。

・**事業費 4,025千円**

・楠川城跡発掘調査事業 (整理及び報告書作成業務200部)	(印刷製本費 400千円)
・湯向集落遺跡発掘調査事業 (整理作業)	(報酬 1,430千円)
	(光熱水費 36千円)
	(費用弁償 159千円)
	(委託料 2,000千円)

(3) 文化財の保存・活用

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の活用のため必要な管理を行う。

・**事業費 720千円**

・町内指定文化財の清掃業務 5箇所	(委託料 520千円)
・無形民俗文化財補助	(補助金 200千円)

(4) 歴史民俗資料館の充実

歴史民俗資料の整理、記録に努め、郷土教育の拠点施設としての展示内容の工夫を図り、町民の利用を促進するとともに、文化財愛護思想の高揚と郷土愛の醸成に努める。

・**事業費 6,718千円 (歳入：歴民館入館料 102千円 書籍売扱収入 28千円)**

・資料館の運営と収蔵資料の適正管理と整理 2名	(報 酬 2,436千円)
	(手 当 1,013千円)
	(共済費 1,191千円)
	(費用弁償 355千円)
	(その他管理に係る経費 886千円)
	(委託料 350千円)
・資料館の燻蒸処理	(消耗品費100千円 印刷製本費 70千円)
・施設の利用促進と展示内容の充実	(謝 金 21千円)
・教育普及活動（資料館活動）の実施	(報 酬 263千円)
・平内民具倉庫収蔵品の管理と保存 1名	(費用弁償 15千円)
	(光熱水費 18千円)

【 上水道事業 】

屋久島地区11の簡易水道事業を統合し、上水道事業として地方公営企業法の全部適用から5年目となる。水道は、町民生活及び町内経済に欠かせない最も重要な生活インフラであるから、使用者の皆様へ安全かつ良質な、安心して使用することのできる水を安定的に供給するため、水源及び浄水場等施設の維持管理、水質検査、老朽化した施設・設備の修繕、改修、更新に努める。

また、水道事業の持続可能な展開のため、事業経費を隨時見直すとともに収入確保に努めるほか、増大する一般会計への負担を抑えるため、適正な料金設定について協議・検討し、水道事業財政の健全化を図る。

【予算書に関する補足説明】

(1) 給水収益

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、経済活動全体が回復兆候にあるが、人口減少のほか、劇的な給水量増加も期待できないことから、前年度並みの給水収益を見込んだ。人口減少に伴い、給水収益は今後も遞減することが見込まれる。

なお、収納率は99.5%を目指し、過年度の未収金についても臨戸徴収並びに給水停止措置の実施により徴収体制を強化する。

【収入】款：水道事業収益 項：営業収益 目：給水収益	
節：水道料金	248,717千円
収納率目標値：99.5% (247,473千円)	

(2) 一般会計補助金

地方公営企業における財政本旨は収益をもって支出を賄う独立採算が原則であるものの、本町水道事業は給水収益のみでは支出を賄いきれないため、不足する財源について一般会計補助金に頼っているところであるが、一般会計が負担すべきものとして総務省が毎年度示す繰出し基準に基づくものと、それ以外のいわゆる赤字補てんに分類され、その内訳は次のとおりである。

<収益的収支分>

【収入】款：水道事業収益 項：営業外収益 目：他会計補助金	
節：一般会計補助金	7,440千円
繰出し基準額 企業債償還利子に対するもの	7,020,210円
職員の児童手当に対するもの	420,000円

<資本的収支分>

【収入】款：水道事業資本的収入 項：補助金 目：他会計補助金	
節：一般会計補助金	163,737千円
繰出し基準額 企業債償還元金に対するもの	95,610,710円
不足財源補填（赤字補てん）	68,126,290円

(3) 資本的支出における主な建設改良費

①志戸子地区上水道施設整備事業（配水管路強靱化・水源及び浄水施設耐震化）

<令和6年度事業内容：配水管布設、導水管布設、給水切替、翌年度事業実施設計>

【収入】款：水道事業資本的収入 項：企業債 目：建設企業債	
節：水道事業債	58,900千円
節：辺地対策事業債	58,700千円
【収入】款：水道事業資本的収入 項：補助金 目：国庫補助金	
節：国庫補助金（生活基盤耐震化等交付金）算定基礎額177,870千円×1/2	88,935千円

【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（工事費、給水切替、実施設計費）	202,749千円
【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：事務費	
節：給料・手当・法廷福利費・備消品費	3,850千円
事業費計	206,599千円
(国庫補助対象事業費)	(181,060千円)
(単独事業費)	(25,539千円)

②西部地区前処理機再稼働整備事業

<令和6年度事業内容：前処理機修繕整備>

【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（修繕整備）	20,000千円
事業費計（全額単独事業費）	20,000千円

③尾之間浄水場薬注設備更新事業

<令和6年度事業内容：建屋改修、薬中設備更新>

【収入】款：水道事業資本的収入 項：企業債 目：建設企業債	
節：水道事業債	8,200千円
節：辺地対策事業債	8,200千円
【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（工事費）	16,000千円
【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：事務費	
節：給料・手当・法廷福利費	414千円
事業費計（全額単独事業費）	16,414千円

④小瀬田浄水場計測設備更新事業

<令和6年度事業内容：濁度計・残留塩素計更新>

【収入】款：水道事業資本的収入 項：企業債 目：建設企業債	
節：水道事業債	8,500千円
節：辺地対策事業債	8,400千円

【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（工事費）	16,500千円
【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：事務費	
節：給料・手当・法廷福利費	414千円
事業費計（全額単独事業費）	16,914千円

⑤麦生地区配水管布設替事業（水圧不足解消）

<令和6年度事業内容：配水管布設替>

【収入】款：水道事業資本的収入 項：企業債 目：建設企業債	
節：水道事業債	5,200千円
節：辺地対策事業債	5,200千円

【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（工事費）	10,000千円
【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：事務費	
節：給料・手当・法廷福利費	414千円
事業費計（全額単独事業費）	10,414千円

⑥一湊地区配水管整備事業

<令和6年度事業内容：配水管布設、給水切替>

【収入】款：水道事業資本的収入 項：企業債 目：建設企業債	
節：水道事業債	1,800千円
節：辺地対策事業債	1,700千円

【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（工事費）	3,500千円
事業費計（全額単独事業費）	3,500千円

⑦各浄水場電気・機械設備修繕

<令和6年度事業内容：各機器類更新>

【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（修繕整備）	10,000千円
事業費計（全額単独事業費）	10,000千円

上記のほか、通常の維持管理に加え、漏水補修や各施設の老朽設備修繕費等を計上しており、“いつでもどこでもおいしい水が飲める”安心・安全・安定した飲料水の供給に努める。

【 簡易水道事業 】

水道は、町民生活及び町内経済に欠かせない最も重要な生活インフラであるから、使用者の皆様へ安全かつ良質な、安心して使用することのできる水を安定的に供給するため、水源及び浄水場等施設の維持管理・修繕、適正な水質検査に努める。

また、水道事業全体の持続可能な展開のため、上水道事業と併せて適正な料金設定について協議・検討し、水道事業財政の健全化を図るほか、上水道事業への経営統合手続きを進める。

【予算書に関する補足説明】

<歳入>

(1) 水道使用料

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、経済活動全体が回復兆候にあるが、人口減少のほか、劇的な給水量増加も期待できないことから、前年度比約5.7%減を見込んだ。人口減少に伴い、水道使用料は今後も遞減することが見込まれる。

【歳入】款：01 使用料及び手数料 項：01 使用料 目：01 水道使用料	
節：1 現年度分	1,603千円
収納率目標値：100%	

(2) 一般会計繰入金

本町簡易水道事業は、口永良部島本村地区のみを給水区域としており、当該地区的水道使用料だけでは支出を賄いきれないため、不足する財源について一般会計繰入金に頼っているところである。当該繰入金は、一般会計が負担すべきものとして総務省が毎年度示す繰出し基準に基づくものと、それ以外のいわゆる赤字補てんに分類され、その内訳は次のとおりである。

【歳入】款：6 繰入金 項：1 一般会計繰入金 目：1 一般会計繰入金	
節：1 一般会計繰入金	18,811千円
基準内繰入金 町債償還元金・利子に対するもの	7,086,920円
基準外繰入金 不足財源補填	11,724,080円

<歳出>

歳出については、水道施設の維持管理経費及び水質検査経費のほか、町債元利償還金を計上しており、安心・安全・安定した飲料水の供給に努める。

【 農業集落排水事業 】

平成13年度の供用開始から24年目を迎える。平成26年度から平成28年度において機能強化対策工事を実施し、電気・機械設備の老朽化が改善され、原集落における衛生環境の向上に資している。

また、地方公営企業法適用（財務適用）から5年目となるが、引き続き施設の適切な管理運営に努めるとともに、効率的な経営が図れるよう努める。

【予算書に関する補足説明】

(1) 農業集落排水施設使用料

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、経済活動全体が回復兆候にあるが、人口減少のほか、劇的な使用量増加も期待できないことから、前年度比約3.9%減を見込んだ。人口減少に伴い、農業集落排水施設使用料は今後も遞減することが見込まれる。

なお、収納率は99.6%を目指し、過年度の未収金についても臨戸徴収により徴収強化に努める。

【収入】款：農業集落排水事業収益 項：営業収益 目：農業集落排水施設使用料	
節：農業集落排水施設使用料	5,430千円
収納率目標値：99.6% (5,408千円)	

(2) 一般会計補助金

地方公営企業における財政本旨は収益をもって支出を賄う独立採算が原則であるものの、本町農業集落排水事業は収益のみでは支出を賄いきれないため、不足する財源について一般会計補助金に頼っているところであるが、一般会計が負担すべきものとして総務省が毎年度示す繰出し基準に基づくものと、それ以外のいわゆる赤字補てんに分類され、その内訳は次のとおりである。

<収益的収支分>

【収入】款：農業集落排水事業収益 項：営業外収益 目：他会計補助金	
節：一般会計補助金	9,102千円
繰出し基準額 高資本費対策経費に対するもの	9,102,733円

<資本的収支分>

【収入】款：農業集落排水事業資本的収入 項：補助金 目：他会計補助金	
節：一般会計補助金	25,489千円
不足財源補填（赤字補てん）	25,489,000円

(3) 資本的支出における建設改良費

【支出】款：農業集落排水事業資本的支出 項：建設改良費 目：建設改良費	
節：建設改良費 公共枠設置工事	500,000円
設備更新修繕工事	1,000,000円
事業費計（全額単独事業費）	1,500千円

上記のほか、通常の維持管理に加え、排水処理施設及びポンプ場の修繕費等を計上している。

【 国民健康保険事業 】

国民健康保険事業の安定的な運営と財政の健全化を図るため、令和6年度の屋久島町国民健康保険事業を以下のとおり実施する。

1 本町の概要

国民健康保険制度は、平成30年4月から国の財政支援を大幅に拡充し、都道府県が財政運営の責任主体となって国保運営の中心的な役割を担い、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保することにより、持続可能な医療保険制度の確立を図るべく改正がなされた。

市町村においては、引き続き保険者として資格管理、保険給付、保険税率の決定・賦課・徴収、保健事業などの地域における細やかな業務を担っている。

令和6年1月末現在の国民健康保険の加入世帯は2,384世帯（前年比33世帯減）、被保険者数は3,667人（前年比115人減）となっている。

令和4年度の一人あたり医療費は前年度から17,585円増加し、429,411円となった。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられたものの、感染又は感染疑いによる受診者の増加や70歳以上の加入者割合が増加していることなどが要因として考えられる。

なお、令和5年度の医療費は、令和4年度と同程度で推移している。

令和6年度以降は国保事業納付金の算定における激変緩和措置が終了することや、今後、県内保険料水準の統一が推進されることにより国保事業費納付金の負担増加が予測されるため、将来的な国保財政は大変厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、疾病の早期発見・早期治療等により医療費を抑制するため、特定健診受診勧奨の強化、生活習慣の改善や重複受診・重複服薬の減少に向けた保健指導の実施、また、国保事業の運営における適正な保険税を賦課・徴収する等、財政健全化に向けた取り組みを実施する。

2 財政運営の仕組み

国保制度改革により、都道府県は市町村ごとの国保事業費納付金額を決定するとともに、保険給付に必要な費用に充てるため、市町村に対して保険給付費等交付金（普通交付金）を交付し、国民健康保険財政の「入」と「出」を管理することになった。

市町村は、都道府県単位の国保事業運営に必要な費用として、国保事業費納付金を納付することとなり、本町の令和6年度国保事業費納付金は、424,056,866円（前年度比23,202,972円増）と算定された。国保事業費納付金の主な増額の要因は、激変緩和措置が終了となったことに加え、県全体の医療費が増加する見込みであること、また、過去3年間の本町の医療費増加に伴う医療費指数の上昇があげられる。

さらに、今後は県内保険料水準の統一が図られ、国保事業費納付金の負担増加が予想されることから、長期的視点で安定的な財政運営が図られるよう保険税率改正を検討する。

(1) 保険給付費等交付金（歳入）	<u>予算額</u>	1,575,115 千円
(普通交付金)		
(2) 保険給付費（歳出）	<u>予算額</u>	1,575,115 千円
(普通交付金対象分)		
(3) 保険給付費（歳出）	<u>予算額</u>	9,002 千円
(普通交付金対象分以外)		
(4) 国民健康保険事業費納付金（歳出）	<u>予算額</u>	424,059 千円

(内訳) 医療給付費分	287,623 千円
後期高齢者支援金等分	101,055 千円
介護納付金分	35,381 千円

※令和6年度に退職者医療制度が廃止されることに伴い
退職被保険者分の納付金は廃止となった。

3 保険税収納率向上対策の推進 予算額 1,404 千円

国保財政の維持・安定と被保険者の保険税負担の公平を図るため、収納率目標を県の国保運営方針のとおり、現年度 96.19%、滞納繰越分は 20.12%として収納対策の強化に努める。

また、県内保険料水準の統一に向けた対策として、国保税率改正についても検討する。

- ①計画的に納税できるよう、滞納世帯に対する納税相談や指導等を実施する。
- ②滞納世帯に関する調査を行い、滞納処分を含めた徴収強化を図る。
- ③高額滞納者や滞納状況の改善が見られない滞納者に対しては、必要に応じて資格証明書を交付する。
- ④県が示す市町村標準保険料率を参考とし、国保税率試算システムを活用し、適正な税率について検討する。

4 医療費適正化対策の推進 予算額 5,252 千円

レセプト点検員の配置、医療費通知や差額通知等に加え、次の事業を実施して一層の効果促進を図る。

(1) 職員等の資質向上

県や国保連合会等が開催する研修会などへ積極的に参加し、自己研鑽を図る。

(2) 医療費分析等の調査研究の実施

- ①KDB システムや新医療費分析システム等を活用し、医療費等データの調査分析により事業の効果や課題を検証する。
- ②①による検証結果を各種事業で活用する。

(3)被保険者への指導

- ①医療費通知の実施：年2回
- ②広報活動の実施
 - ・広報誌等による医療費の実態、健康づくり、ポリファーマシー等の周知
 - ・傷病届出の励行

(4)保健指導等のデータ整備

保健指導等の実施のため、各種健診、訪問指導等のデータを整備する。

(5)ジェネリック医薬品の推進

医療費抑制を目的とするジェネリック医薬品の推進のため、年2回ジェネリック医療費差額通知を送付する。また、ジェネリック希望シールを配布し、周知を図る。

(6)重複服薬者等対策

重複・多剤服薬は、副作用等による薬物有害事象のリスクや医薬品の飲み残しによる残薬の増加に繋がる恐れがあることから、対象者に対し当該リスク等に関するお知らせとして年2回通知し、適正な受診・服薬に繋げる。

(7)柔道整復療養費の適正化

国保連合会への委託により、多部位・頻回・長期施術の対象者へ二次点検及び患者調査を実施し、適正な給付に努める。

(8)レセプト点検の充実・強化

レセプトに記載の診療内容等について算定基準等を基に誤りがないか点検を行う。また、資格誤りについても確認を行い、適正な医療費負担に努めるとともにレセプト点検による効果額・効果率の向上を図る。

【目標値】

年 度		資格点検	内容点検	計
令和6年度 (目 標)	効果率	0.20%	0.35%	0.55%
	効果額	700 円	1,400 円	2,100 円

5 保険適用の適正化

国保事業運営の健全化を図るため、被保険者資格を的確に把握し、適正な資格管理に努める。また、不当利得の回収、第三者行為求償について方策を講じる。

(1)年金情報やオンライン資格確認システムからの被用者保険等の得喪情報を利用し、国保得喪手続きの勧奨をする。また、職権による国保資格喪失処理が可能である場合は適切に対応する。

(2)居所不明者被保険者の実態を調査し、対象者は町民課へ職権消除依頼をする。

- (3)国保資格管理を強化し、不当利得件数の減少を図る。不当利得となった保険給付については、確実に回収する。
- (4)レセプト、救急搬送、交通災害共済等の情報から、第三者行為に該当する事案を発見して求償を行う。

6 保健事業の推進

予算額 14,773 千円

(1)特定健康診査

①集団健診の実施

がん検診等と同時に実施することにより受診しやすい体制をつくり、相互に受診率向上を図る。

②個別健診の実施

町内医療機関で個別に受診できる体制をつくる。また、生活習慣病等で通院している方については、情報提供により受診となるよう医療機関との連携を強化する。

③受診率向上に向けた取り組み

受診者に対するインセンティブの提供や、国保連合会が展開する特定健診受診率向上共同事業を活用して未受診者の特性に合わせた受診勧奨通知をすることにより、受診率向上を図る。

(2)疾病予防に関する事業

30歳以上の国保加入者を対象に人間ドック受診に係る費用について補助し、疾病的早期発見と健康づくりを支援する。また、人間ドックの結果を特定健診結果として活用し、特定健診の受診率向上を図る。

(3)各種保健指導の実施

特定健診の結果を基に対象者を抽出し、自身の健康状態を自覚して生活習慣改善のための自主的な取組を継続的にできるよう、様々な働きかけやアドバイスを実施する。また、必要に応じて適切に医療機関を受診するよう支援を行うため、次の事業を実施する。

①特定保健指導事業（一部業務委託により実施する。）

②重症化予防（受診勧奨）事業

③糖尿病重症化予防事業

(4) 特定健診・特定保健指導の目標値

【 特定健診 】

年 度	目標値	受診率（実績）	前年度比
令和 2 年度	50.0%	40.8%	△6.3%
令和 3 年度	50.0%	35.1%	△5.7%
令和 4 年度	50.0%	41.5%	6.4%
令和 5 年度	50.0%	—	—
令和 6 年度	50.0%	—	—

【 特定保健指導 】

年 度	目標値	実施率（実績）	前年度比
令和 2 年度	33.0%	15.6%	△22.4%
令和 3 年度	40.0%	51.9%	36.3%
令和 4 年度	40.0%	42.5%	△9.4%
令和 5 年度	40.0%	—	—
令和 6 年度	50.0%	—	—

7 国保制度に関する広報

被保険者はもとより、広く町民に対して国保制度、国保財政、医療費の実態、健康づくりなどを周知するため、広報誌等により情報を発信する。

8 国民健康保険事業の運営に関する協議会 予算額 228 千円

国民健康保険事業の運営に関し諮問される重要な事項について、協議会としての意見を国保事業に反映するため、必要に応じて開催する。委員は被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表、それぞれ 4 名ずつの計 12 名で構成され、任期は 3 年である。

令和6年度屋久島町国民健康保険職員研修計画

目的	県や国保連合会等が主催する研修会に積極的に参加し、制度に対する理解や各種システム操作等、業務に必要なスキルの習熟に努める。	
研修会等	国保データベースシステム等初任者説明会	(4月・8月 国保連合会)
	第三者行為求償事務担当職員研修会（初任者）	(4月 国保連合会)
	国保実務担当者説明会	(5月 県国民健康保険課)
	国保事務初任者研修会	(5月 県国民健康保険課)
	国保総合システム等操作研修会	(6月 国保連合会)
	在宅保健師・看護師研修会	(6月 国保連合会)
	レセプト点検初任者・担当者研修会	(8月 県、国保連合会)
	特定健康診査・特定保健指導推進研修	(7月 県国民健康保険課)
	データヘルス推進研修会	(8月 国保連合会)
	第三者行為求償事務担当職員研修会	(9月 国保連合会)
	国保税収納担当課長及び担当者研修会	(8月 国保連合会)
	収納対策強化研修会	(9月 県国民健康保険課)
	特定健診受診向上共同事業に係る説明会	(9月 国保連合会)
	高齢者の保健事業・介護予防セミナー	(10月 国保連合会・後期広域)
	電算共同処理担当者研修会	(10月 国保連合会)
	国保トップセミナー	(11月 国保連合会)
	国保運営協議会長及び主管課長合同研修会	(11月 国保連合会)
	医療費適正化に係るブロック別研修会	(12月 国保連合会)
	診療報酬明細書点検調査に係る管理者研修会	(12月 県・国保連合会)
	熊毛地区協議会研修会	(年1回 熊毛地区協議会)

【 介護保険事業 】

○介護保険事業（介護保険事業特別会計）

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になってもできる限り自宅で自立した生活が営めるよう、社会全体で支える仕組みである。

本町の被保険者数と要介護認定者数の直近の推移をみると、認定者数及び認定率ともにほぼ横ばいであることから、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みによる効果が一定程度あったと考えられる。

本年度は、第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の初年度に当たり、本町の計画の基本目標である、①介護予防・健康づくりの推進、②高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、③地域包括ケアの体制づくりの推進と深化、④持続可能な介護保険事業の推進を掲げて、基本理念の「地域で支え合い、自立と生きがいを目指したまちづくり」実現のための施策の展開を図る。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進と地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を行う。

第9期介護保険事業計画に基づき介護予防のための活動を支援し、生活支援サービスの創出、充実、強化を行う。また生活支援コーディネーターの活動を活用し、集落・団体等と連携を図りながら、サロン活動助成事業や元気度アップ推進事業により、引き続き住民主体の多様な通いの場を創り、併せて元気高齢者を含めた地域ボランティアの養成を行い、取組みを育成・支援しながら新たな社会参加を促すことにより、地域包括ケアシステムの深化・推進に努め、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みを推進する。

2 包括的支援事業の充実と高齢者を支える環境づくり

包括的支援事業では、引き続き南部及び北部の地域包括支援センターを拠点に推進していく。

集落環境の実情に応じた支援体制を創出するため、地域の集落高齢者支援会議により地域高齢者を支える環境づくりに努める。

町全体の課題を把握し問題解決をサポートするため、地域ケア会議を開催して具体的な取り組みを共有し、中でも高齢者を支える環境づくりのため、専門家、各方面関係者を集めた多職種会議や地域ケア個別会議により積極的な対応を展開する。また、在宅医療・介護連携体制の強化を進め、入院医療から在宅医療介護サービスまで切れ目のない体制づくりを目指す。加えて、在宅での看取りの普及啓発を行うとともに、認知症初期集中支援チームの増員と認知症地域支援推進員の活動により認知症施策の推進を行う。さらに生活支援体制整備の観点から、生活支援コーディネーターや、**生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業**に向けての「協議体」とともに高齢者を支える地域づくりを進める。

《歳 入》

1 介護保険料（第1号被保険者保険料）

第1号被保険者(65歳以上)で老齢基礎年金等年額180千円以上(月額15千円以上)の受給者は、特別徴収として各年金保険者が引き去り、年額180千円未満の方や資格取得後約6ヶ月未満者等は普通徴収により納付する。

第1号被保険者保険料	現年度分 滞納繰越分	特別徴収 —	234,000千円 —	普通徴収 普通徴収	24,640千円 500千円
------------	---------------	-----------	----------------	--------------	-------------------

2 国庫支出金

(1) 国庫負担金

介護保険給付費のうち、国の負担は施設サービス分が15%、その他分が20%となる。

ア 介護給付費負担金

国庫負担金	介護給付費負担金	231,541千円	施設分15% その他20%
-------	----------	-----------	------------------

(2) 国庫補助金

調整交付金は、高齢化率、低所得者数等を勘案し交付される。

地域支援事業のうち総合事業分の補助率は20%、包括的支援事業・任意事業分が38.5%となっている。

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金は、財政的インセンティブとして取り組み状況(指標)に応じ交付される。

国庫補助金	調整交付金	介護給付費分	102,299千円	8.0%
		地域支援事業費分	1,565千円	5%
	地域支援事業	総合事業分	6,261千円	20%
		総合事業以外の地域支援事業分	16,755千円	38.5%
	保険者機能強化推進交付金		2,245千円	
	介護保険保険者努力支援交付金		4,076千円	

3 支払基金交付金

介護給付費交付金は、第2号被保険者(40歳～65歳未満)の保険料から介護給付費の法定分27%が交付される。地域支援事業支援交付金は、総合事業の事業経費の法定分27%が交付される。

支払基金交付金	介護給付費交付金	345,259千円	27%
	地域支援事業支援交付金	8,452千円	

4 県支出金

(1) 県負担金

介護保険給付費のうち、県の負担は施設サービス分が17.5%、その他分が12.5%となっている。

ア 介護給付費負担金

県負担金	介護給付費負担金	184,048千円	施設分17.5% その他12.5%
------	----------	-----------	----------------------

(2) 県補助金

ア 地域支援事業交付金

地域支援事業の総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.25% となっている。

県補助金・地域 支援事業交付金	総合事業分	3,913 千円	12.5%
	総合事業以外の地域支援事業分	8,377 千円	19.25%

5 一般会計繰入金

町負担分は介護保険給付費が 12.5%、地域支援事業は総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.25% となっている。

介護給付費繰入金		159,842 千円	12.5%
地域支援事業繰入金	総合事業分	3,913 千円	12.5%
	総合事業以外の地域支援事業分	8,377 千円	19.25%
低所得者保険料軽減繰入金（現年度分）			34,000 千円

《歳 出》

1 総務費

本年度は、第9期介護保険事業計画（3か年計画）実施の1年目に当たる。計画に則り、持続可能な介護保険事業の推進のため、介護保険運営協議会をはじめ意見の集約に努める。介護認定審査会については月2回開催し、高齢者の介護状況の適正な把握に努める。また、包括的支援事業については、高齢者が安心・安全な生活環境を確保していくため、南部及び北部地域包括支援センターを中心として運営を行う。財政的には介護保険料の賦課・徴収により財源確保に努め、安定した事業運営を目指す。

2 介護給付費及び予防給付費

要介護（要支援）者と認定された方が利用したサービスに対する給付費である。

要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付があり、在宅において提供される居宅（介護予防）サービス、住み慣れた地域で生活ができるよう地域に密着したサービスが提供される地域密着型（介護予防）サービス、介護保険施設入所者に提供される施設サービス等に分けられる。例年保険給付費は増加傾向にあり、介護保険料に直接影響があることから、適正なサービス利用についての啓発・ケアプラン点検等による給付の適正化に努める。

(1) 介護サービス等諸費

ア 居宅介護サービス給付費 425,000 千円

訪問介護・通所介護・短期入所生活介護等のサービスを提供する。

イ 地域密着型介護サービス給付費 240,000 千円

本町には、小規模多機能型居宅介護事業所・特定施設として「ひまわりのお家」、認知症対応型共同生活介護事業所として「グループホーム鶴と亀」、「グループホームやくしま」、「グループホームこもれびの杜」、定員 18 人以下の小規模通所介護事業所として「ミニ・デイサービスほほ笑み」、「ミニ・デイ野の花」、がある。

ウ 施設介護サービス給付費 420,000 千円
要介護者にのみ提供される施設サービスに係わるもので、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が該当施設となる。本町には、特別養護老人ホームとして「縄文の郷」、「竜天園」の2箇所がある。

エ 居宅介護福祉用具購入費 2,171 千円
居住空間の行動をより簡便にするため補助具を交付し、在宅生活における自立を促す。

オ 居宅介護住宅改修費 4,353 千円
住宅を改修することにより、在宅生活の自立を促す。
カ 居宅介護サービス計画給付費 60,000 千円
居宅介護サービスを利用するにあたり、ケアマネジャーがサービス利用計画を作成するためのもの。

(2) 介護予防サービス等諸費

要支援者に対する予防給付であり、詳細は前述した各給付費と同様である。

ア 介護予防サービス給付費 21,000 千円
イ 地域密着型介護予防サービス給付費 2,000 千円
ウ 介護予防福祉用具購入費 900 千円
エ 介護予防住宅改修費 4,050 千円
オ 介護予防サービス計画給付費 4,200 千円

(3) 高額介護サービス等費

介護サービス利用について、所得額に応じた段階ごとの負担限度額を設け、その限度額を超えた分の償還払いをするもの。

ア 高額介護サービス費 22,000 千円
イ 高額介護予防サービス費 90 千円

(4) 特定入所者介護サービス等費

低所得者で施設入所（短期入所を含む）の際、自己負担となる食費・居住費について、負担軽減をするためのもの。

ア 特定入所者介護サービス費 66,885 千円
イ 特定入所者介護予防サービス費 200 千円

(5) 高額医療合算介護サービス等費

介護保険、医療保険、後期高齢者医療の利用者負担額を合算して、一定の基準額を超えた分の償還払いをするもの。

ア 高額医療合算介護サービス費 4,500 千円
イ 高額医療合算介護予防サービス費 90 千円

3 地域支援事業

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業費
(ア) 介護予防・生活支援サービス事業費 26,410 千円
総合事業サービスのうち、通所介護と訪問介護のサービス費
(イ) 介護予防ケアマネジメント事業費 2,902 千円
総合事業利用者に対するケアマネジメントに要する経費
イ 一般介護予防事業費 1,852 千円
介護予防に関する知識や技術の普及を行い、住民主体の通いの場を作る経費。

(2) 包括的支援事業

- | | |
|---|-----------|
| ア 包括的支援事業費 | 27,854 千円 |
| 地域包括支援センターの運営や、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業・権利擁護事業を実施する。 | |
| イ 在宅医療・介護連携推進事業費 | 99 千円 |
| 在宅医療と介護サービスが一体的に提供されるしくみをつくるため、関係機関による検討会を実施する。 | |
| ウ 認知症総合支援事業費 | 11,204 千円 |
| 認知症初期集中支援チームや地域支援推進員の養成及び関係機関との連携を強化し、認知症ケアの向上を図る。 | |
| エ 生活支援体制基盤整備事業費 | 3,319 千円 |
| 総合事業の充実に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、身近な生活支援サービスが充実するよう活動を行う。また住民、関係機関代表等による協議体の中で協議を進め充実を図る。地域ボランティアの養成を行い、屋久島愛らんどネットによる生活支援をすすめる。 | |

(3) 任意事業

- | | |
|---|----------|
| ア 地域包括支援センター運営事業費 | 1,456 千円 |
| 認知症サポーターの養成や介護相談員の配置及び成年後見申立に支援を要する際に必要な経費 | |
| イ 家族介護支援事業費 | 176 千円 |
| 介護者の負担軽減と介護技術の普及のため、介護経験者や現在介護を行っている家族の交流をする際に必要な経費 | |
| ウ 介護給付等費用適正化事業 | 70 千円 |
| 介護給付費の適正化のための専門職等によるケアプラン点検に要する経費 | |

【 診療所事業 】

○ 地域医療事業（診療所事業特別会計）

町民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、栗生診療所・永田へき地出張診療所・口永良部島へき地出張診療所の安定的な運営に努める。また、眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科の出張診療については、鹿児島大学病院に専門医師の派遣を依頼し、経済的な負担が嵩みがちな特定診療科について定期的な診療を提供する。

良質な診療を維持するため、医療機器の整備については、経年に応じ計画的に順次更新していくよう努める。

1 栗生診療所

栗生診療所においては、医師業務委託を更新し、引き続き町南西部地域を担う医療機関として内科診療を維持していく。総合病院から遠隔地であり、高齢化が急速に進展する地域でもあるため、入院を要する症例や緊急を要する症例等では迅速な対応ができるよう、日頃から他の医療機関等との連携確保に努める。

特定診療科目の開設については、鹿児島大学病院耳鼻咽喉科に医師の出張診療を要請し、年間24回の実施を確保している。

また、栗生診療所医師にあっては、ひと月に概ね4回の頻度で口永良部島の出張診療を受け持つこととする。

このほか、診療所に勤務する看護師及び医療事務職員のスキルアップのため、研修・講習会等への積極的な参加に努めることとする。

2 永田へき地出張診療所

永田へき地診療所においては、鹿児島県から派遣される自治医科大学出身の医師により引き続き町北西部地域を担う医療機関として内科診療を維持していく。

特定診療科目の開設については、鹿児島大学病院皮膚科及び眼科にそれぞれ専門医師の出張診療を要請し、皮膚科については年間24回、眼科については年間12回の実施を確保している。

また、永田診療所医師にあっては、特定診療科目の診療日に合わせて県本土の総合病院で実施する臨床研修に出張し、多様・多数の症例に接することで自身の知識習得や技術向上に努めることとする。

このほか、診療所に勤務する看護師及び医療事務職員のスキルアップのため、研修・講習会等への積極的な参加に努めることとする。

3 口永良部島へき地出張診療所

口永良部島へき地出張診療所については、常駐看護師1名の体制であり、栗生診療所医師の定期出張診療をひと月に概ね4回実施を維持していくとともに、常駐看護師のスキルアップのため、研修・講習会等への積極的な参加に努めることとする。

また、県保健医療福祉課、県医師会及び県歯科医師会等の協力により行っている特定診療科巡回診療（眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科）及び「こじか号」による歯科診療を本年度も実施する。

【 後期高齢者医療事業 】

1 概 要

後期高齢者医療保険制度は、平成 20 年 4 月から 75 歳以上（一定以上の障害がある場合は 65 歳以上）の高齢者を対象に、世代間の負担割合を明確にし、将来にわたり持続可能で公平かつわかりやすい制度として始まった。

鹿児島県においても県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が設立され、財政運営は広域連合が行い、窓口業務は各市町村が担うこととなっている。

国の施策においては、令和 2 年度から新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組む法的な整備がなされ、国保・介護・後期で一体的な保健事業を推進し、持続可能な制度となるよう事業の実施が求められている。本町においては、このような状況を踏まえて事業の実施に向けた調整を進め、令和 5 年度より実効性のある計画を策定し事業を実施している。

被保険者の費用負担となる保険料の算定については、広域連合の条例で規定のうえ県内均一の保険料率を適用し、医療費の動向などを踏まえながら 2 年ごとに見直すこととなっている。また、令和 4 年度において、一定以上の所得がある被保険者については、現役並み所得者（窓口負担割合 3 割）を除き、医療費の窓口負担割合を 2 割とする制度改正を行っている。

令和 6 ・ 7 年度の保険料率改定では、均等割額を 59,900 円（前回比 3,000 円増）、所得割率を 11.72%（前回比 0.84% 増）、賦課限度額を 80 万円（前回比 14 万円増）としている。なお、令和 6 年度のみ昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれた者、令和 7 年 3 月 31 日までに障害認定により被保険者となった者は、賦課限度額を 73 万円（前回比 7 万円増）とし医療費の増大に対応するとともに、必要な事業を展開するため収入を確保するものとする。

令和 6 年 1 月 1 日現在においては、町内の被保険者数は 2,108 名（前年比 38 名減）となっている。令和 6 年度においても引き続き広域連合と連携を図り、被保険者が安心して必要な医療を受けることができるよう適正な運営に努める。

2 市町村が担う事務

後期高齢者医療制度における窓口業務は、住民情報を保有し地域住民に接している市町村が担うこととなっており、被保険者が安心して医療を受けられるよう広域連合と連携しながら迅速な対応に努める。

(1) 被保険者証の交付等に係る事務

- ① 被保険者証等の交付・再交付・返還
- ② 各種届出・申請の受付

(2) 医療給付を行うための手続きに係る事務

- ① 限度額認定証等の交付・再交付・返還
- ② 各種申請の受付

(3) 保険料の徴収に係る事務

- ① 保険料の徴収
- ② 保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付

(4) その他

- ① 後期高齢者医療制度に関する広報・相談対応

3 健全な制度運営の推進

財政運営は、広域連合が県内各市町村からの負担金及び保険料納付金により行うため、速やかに支出を行うことにより健全な制度運営に資する。

(1) 予算額

- ① 歳出（一般会計：後期高齢者医療事業費）

ア 後期高齢者医療広域連合負担金	184,764 千円
(ア) 共通経費市町村負担金	5,701 千円
(イ) 市町村療養給付費負担金	179,063 千円

- ② 歳出（特別会計：後期高齢者医療広域連合納付金経費）

ア 後期高齢者医療広域連合納付金	200,964 千円
(ア) 被保険者保険料（現年度・滞納繰越・延滞金）	134,772 千円
(イ) 保険基盤安定負担金（県3/4・町1/4負担）	66,192 千円

4 保険料の徴収事務

年金引き去りによる特別徴収や普通徴収による的確な保険料確保及び口座振替の推奨や、早期徴収に努めるとともに、目標収納率を定め徴収事務を行うことにより財政の安定化に資する。

(1) 令和6・7年度の保険料率（令和6年度改定）

- ① 均等割額 59,900 円
- ② 所得割額 11.72%

(2) 目標保険料収納率

広域連合において、令和6・7年度の保険料率算定期に用いられた予定保険料収納率を目標保険料収納率に定め、収納事務に努める。

- ① 現年度 99.40%
- ② 現年度+滞納繰越 98.70%

(3) 予算額

① 歳入（特別会計：後期高齢者医療保険料）

ア 後期高齢者医療保険料	134,760 千円
（ア）特別徴収保険料（現年度分）	93,912 千円
（イ）普通徴収保険料（現年度分）	40,248 千円
（ウ）普通徴収保険料（滞納繰越分）	600 千円

② 歳出（特別会計：徴収経費）

ア 徴収費経費	482 千円
---------	--------

5 保健事業の推進

(1) 長寿健診の実施・結果の活用

国民健康保険事業の特定健診に合わせて、被保険者を対象とした長寿健診を実施することにより、疾病の早期発見による重症化予防に繋げ、被保険者の健康維持に努める。

- ① 長寿健診の実施（5月・11月の年2回）
- ② 健診関係データ等の調査分析
- ③ 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用
- ④ 予算額

ア 歳入（特別会計：雑入）

（ア）長寿健診補助金	2,045 千円
------------	----------

イ 歳出（特別会計：保険事業費）

（ア）健康診査経費（受診見込者数400人）	2,864 千円
-----------------------	----------

(2) 健康診査・疾病予防及び重症化予防に関する事業

- ① 人間ドック利用の助成

② 予算額

ア 歳入（特別会計：雑入）

(ア) 雜入（人間ドック等の費用助成) 57 千円

イ 歳出（特別会計：健康保持増進事業費）

(ア) 疾病予防費（人間ドック利用補助金 20,000 円／人) 200 千円

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業

保健事業と介護予防を一体的に実施し、疾病予防や重症化予防、心身の機能低下防止に努める。

① 事業計画、健康相談、保健指導の実施

② 予算額

ア 歳入（一般会計：受託事業収入）

(ア) 一体的事業収入 6,294 千円

イ 歳入（特別会計：受託事業収入）

(ア) 一体的事業収入（特別対策補助) 537 千円

ウ 歳出（特別会計：保健事業費）

(ア) 一体的実施事業 7.498 千円

6 医療費適正化対策の推進

高齢化等により高齢者の医療費が増大するなか、持続可能な制度運営を図るため、次の事業を実施し、一層の事業効果を図る。

(1) 職員などの資質向上

① 広域連合が行う研修などへの参加

② その他、各種研修会への参加

(2) 医療費分析等の調査・活用

① 医療費関係データ等の調査分析

② 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用

(3) 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く住民に対して後期高齢者医療制度の概要や医療費の実態などの広報活動を実施する。

① 町広報誌やホームページを活用した情報提供

② パンフレット等の配布

【 船舶事業 】

令和6年度は、安全方針に基づき安全管理規程及び関係法令の遵守をしながら安全最優先の原則を第一に事業の推進を図る。

1. 安全運航を第一に

経営トップから船員まで一丸となり、基本方針、安全重点施策に基づき安全最優先の原則を徹底し、「海難事故ゼロ」、「油漏れ事故ゼロ」「人身事故ゼロ」の「スリーゼロ運動」を取り組む。そして、本事業の最大の目的である「乗客と物資を安全・確実に届ける」ために適切な運航を行う。

そのために安全統括管理者及び運航管理者の指導のもと教育・訓練等を重ねながら、船員による日々の通常点検に加えて集中点検日を設けて細心のメンテナンスを行うとともに、車輌・貨物の横転や荷崩れ防止、船内巡視の強化に努め、安全確保・重大事故防止に努める。

また、お客様に対して船内の立入禁止区域や禁止事項など遵守事項の周知を徹底し、事故の予防に取り組む。

2. 健全な運営のために

本会計は、国・県の離島航路補助に依存する割合が極めて高いため、利用者増加のために関係機関との連携を図りながら運航収益の確保に努めるとともに、平成29年度から実施している特定有人国境離島法による旅客運賃低廉化事業を継続し、町民の利用促進に努める。

世界的な原油高や原材料費等の高騰、人件費の上昇などますます厳しい経営を強いられることとなるが、船体や機関、設備等の日常点検を行いながら、ドック等での計画的な修繕や部品交換を行うことで、長寿命化を図る。

また、港湾内施設等の破損箇所や劣化状況を港湾管理者（県）に対し迅速に伝えるとともに、台風など悪天時に遠方へ避難しなくても良い、安全・安心な宮之浦港の整備を要望していく。

3. 主な事業収入・支出

収益的収入	運航収益（旅客、貨物、車輌等）	44,527千円
収益的支出	動力費（A重油、潤滑油）	168,538千円
収益的支出	修繕費（中間検査、中間整備、臨時整備等）	87,860千円

【 電気事業 】

長引いた新型コロナウイルスの影響後の経済再生は進みつつあり、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で世界的なエネルギーなどの価格高騰、さらに円安により生活コストが上昇する中、屋久島は物価上昇の影響があるものの、電力に関しては、豊富な水資源を利用したクリーンエネルギーで賄われており、燃料高騰による電気料金への価格転嫁は発生しておらず、屋久島電工株式会社が事業主体である電気・ガス価格激変緩和対策事業の活用により事業終了までの間は、電気料金の減額措置を行い需用家の負担軽減に努める。

電気課では、今後の設備整備に必要な部材等の価格上昇を注視し、供給区域内への「安全・安心・安定」した電力の供給体制の確立を目指し、所有する設備に起因する停電をなくすことを最重要課題と掲げ、配電設備の強化・充実を図ることで快適な生活を求める住民のニーズに応えたいと考えている。

設備の故障による停電を未然に防ぐため、目視による定期的な巡回パトロール及び支障木の伐採や撤去、機器の点検等、保守の強化を図り、経年劣化が見受けられる既存設備を計画的に取替え、地場産業の発展へ貢献できるようサービス向上に努める。

また、発電者である屋久島電工株式会社、並びに島内の配電事業者と連携しながら、生活に欠かせない電力の安定供給に努める。

本年度予算については、収益的収入支出657,065千円、資本的支出77,000千円の総額734,065千円を予算計上し、新規需用家への早急な対応は勿論、既存の配電設備を計画的に整備・改良するため、次のとおり事業を実施する。

事 業 計 画 内 容

1. 建設改良費

(1) 配電設備

電気設備の経年劣化に起因する事故及び停電等を未然に防止するため、次のとおり配電線路の電柱の建替え、腕金・碍子等の部材及び機器等の取替え、高圧線及び低圧線並びに引込線等の張替え工事を実施する。また、計量法に規定する期限が満了となる積算電力量計を取替える。

ア 宮之浦・小原町線高低圧線改良工事	15,000千円
イ 事業所線高低圧線改良工事	10,000千円
ウ 楠川地区高低圧線改良工事	10,000千円
エ 長峰地区高低圧線改良工事	23,000千円
オ 遠隔操作用自動高圧負荷開閉器取付工事	11,000千円
カ 積算電力量計取替業務委託（配電区域全域）	8,000千円

計 77,000千円

2. 工事請負費

(1) 監視システム改良工事（開閉機能追加）

限られた人員の中で配電区域を管理するため、無線通信により状態の監視及び区分開閉器の遠隔操作を行っているが、これを有線通信に変更することで安全性・信頼性・操作性が更に向上することから、監視システムの改良工事を実施する。

3. 架空電線修繕費

(1) 各地区改修工事

配電区域内において、突発的な故障等が発生した際の早急な修繕及び経年劣化等による配電線路等の部分的な改修を行い設備の充実を図る。また、新規需用家への電線引込み、撤去及び電柱移設等、早急な対応を必要とする工事を実施する。

以上、計画的な配電設備の改修の他、高所作業車による配電線路の巡視及び機器の定期的な点検や支障木の伐採等を行うことで、設備の維持管理に努める。また、電気使用料金の収納確保のため、口座振替を積極的に推奨するとともに委託収納員と連携を図り収納率向上に努める。